○春葉集

世をうしと難波のえやは恨むべきわざもあし苅身をば知ずて

荷田東滿

○詠百首

津の國の難波のことにつけつゝ善をばあしと惡といひなかくしそ

源家長

○閑田詠草

よしあしに移る習を思ふにもあやうきものは心なりけり

權大納言雅後

○家集

世を渡る習よ世にはあやふきを誰かこゝろのまゝのつぎはし

小澤蘆庵

○六帖詠草

思ふ事末もとほらじ橋の名のとだえしまゝにかけも繼がずば

伴蒿蹊

○風雅集卷一七、雜下

心だに我が思ふにも叶はぬに人を恨みむことわりぞ無き

從二位爲子

○新葉集卷一五、戀

さのみやは理しらで恨むべき身の憂きにこそ人もつらけれ

前太政大臣公賢

○詞花集卷九雜上

己が身の己が心に叶はぬを思はゞ物は思ひしりなむ

和泉式部

○風雅集卷一七、雜下

思ひ知る心とならば徒らにあたら此世をすごさざるらむ

寂然法師

○家集

一筋に思さだむるこゝろだにあらばうき世をなげかざらまし

正三位成實

○續後拾遺集一六、雜中

一筋に人をも身をも思ふかな打つ墨繩の直なれとのみ

前中納言定房

○閑田詠草

ほどほどにふしなかりせば吳竹の直きも賴むかひやなからむ

伴蒿蹊

○東歌

野邊に生ふるいさゝ村竹いさゝめも人の爲よき事はかりてよ

橘枝直

○漫吟集

うき節もしばしまちみよ竹の子の生ひそふ後の影もこそあれ

阿闍梨契冲

竹の根の下はひわたるふしのまもけふの日影をあだに暮すな　橘千蔭

何をして身の徒に老いぬらむ年の思はむ事ぞ優しき　讀人不知

○うけらが花

○古今集巻一九

大空の思はむこともはづかしなさし仰ぎつゝかくてすごさば　前大僧正慈鎮

○拾玉集

いそがずばぬれざらましを旅人のあとより晴るゝ野路の村雨　源持資

○家集

武士の矢ばせの舟は早くともいそがばまはれ瀬田のながはし　源俊頼

○雪玉集

最上川人をくだせば稲舟のかへりて沈むものとこそきけ　寂然法師

○續後撰集巻二〇、釋教

末遂に海となるべき山水もしばし木のはのしたくゞるなり　伴蒿蹊

○閑田詠草

遠くなり近くなる海の濱千鳥鳴く音に潮のみちひをぞしる　讀人不知

○雨夜燈

底ひなき淵やは騒ぐ山川の淺き瀬にこそ仇波は立て　素性法師

○古今集巻一四

山川の底の小石も數ふべく見ゆるは水のすめばなりけり　小澤蘆庵

○六帖詠草

大方の人はことのみよしのがはたきの白玉緒をぬかずして　阿闍梨契冲

○漫吟集

浮草の身こそなみにもしたがはめなどか心のねをたえぬらむ　同

○同

浮草の一葉なりとも磯がくれ思ひなかけそ沖つ白波　寂然法師

○新古今集巻二〇、釋教

順徳天皇御製

憂とても身をば何處におくの海の鵜のゐる岩も波はかくらむ

○續古今集巻一八、雑中

世を捨てて山に入る人山にても猶うき時は何方行くらむ　凡河内躬恒
○古今集巻八

筑波山端山繁山しげけれど思ひ入るには障らざりけり　惟喬親王
○新古今集巻一一、戀

天雲のたえず棚引く峯にだにすめばすみぬる世にこそありけれ　源重之
○同

山里をうき世のほかの宿ぞとはすまで思ひし心なりけり　中務卿宗良親王
○玉葉集巻一六雜

手枕の透間の風も寒かりき身は習はしの物にぞありける　讀人不知
○拾遺集巻一四戀

一重なる人もぞあると世を知ればうすき衾もさえぬ夜はかな　多々良政弘
○拾塵集

事足れば足るにもなれて何くれと足るがなかにも猶歎くかな　少將源定信
○三草集

たま〳〵に人とある世をうき時は背かまほしく思ふはかなさ　賀茂眞淵
○家集

世のうさも忘るゝ酒に醉ひしれて身のうれへそふ人もありけり　小澤蘆庵
○六帖詠草

言の葉の多かるよりや自からまことすくなき罪もうくらむ　同
○同

なすわざにおのが心はかくれぬを人は知らじと思ひけるかな　同
○同

僞のなき世なりせば如何ばかり人の言の葉嬉しからまし　讀人不知
○古今集巻一四

世の中に虎狼はなにならず人のくちこそ猶まさりけれ　後京極攝政前太政大臣 良經
○月清集

唐土の虎ふす野べにふく風のめにみぬところおそろしの世や　香川景樹
○桂園一枝

○後撰集卷一一、戀

なき名ぞと人にはいひて有ぬべし心のとはばいかが答へむ　讀人不知

○新勅撰集卷一七、雜二

身の果よいかにかならむ人しれぬ心に耻づる心ならずば　左中將公衡

○春葉集

身を守る心の關しまさしくば世にまがごとのいかで出でこむ　荷田東滿

○閑田詠草

さしてゆく心の道しなほからば何か人目をはゞかりの關　伴蒿蹊

○續千載集卷一七、雜中

立かへり又君が代にあふ坂のこゆる關路に末も迷ふな　一條内大臣内實

○風雅集卷一五、雜上

大丈夫はしか待つ事のあればこそ茂き歎も堪忍(たへしの)ぶらめ　皇太后宮大夫俊成

○春葉集

大丈夫や折にふれてはたけり猪の猛き心もなどなかるらむ　荷田東滿

○漫吟

足引の山をぬくてふ手力も身には思はず心にもがな　阿闍梨契冲

○後鈴屋集

鞆の音きこえぬ國と梓弓こゝろゆるぶな大丈夫のとも　平春庭

○琴後集

治れるみ代のまもりの梓弓ひきなるゆるべそ武士の道　平春海

○うけらが花

葛城の襲津彦(そつひこ)眞弓つるはげてゆるべぬをこそ心とはせめ　橘千蔭

○家集

いざこども心あらなむ陸奥(みちのく)の千島の蝦夷(ゑぞ)もやさしとぞきく　賀茂眞淵

○新古今集卷九、離別

唐土も天の下にぞあるときく照る日本を忘れざらなむ　成尋法師母

○肖像自讃

敷島の大和心を人とはば朝日ににほふ山ざくら花　平宣長

○雲玉集

君を仰ぎ民ををさむる理の正しき道ぞ萬代のため

聖武天皇御製

○萬葉集卷六雜

大丈夫（ますらを）のゆくとふ道ぞおほろかに思ひてゆくな大丈夫の伴（とも）

逍遙院内大臣　實隆

明倫歌集　終

明倫歌集跋

この集に收め給へるが中に「神こそは野をも山をもつくりおけ人に誠の道をふめとて」かくみえたるがごとくにしあなれば、天下の青人草、おのがむきむきあることなく、ひたぶるに神習ふべき理にこそ。爰にわが景山公、はやくよりこのことおぼしたち給ひて、萬まつりごち給ふ御暇のをりをり、御みづからも物したまひ、又人々にも撰ばせ給へるほどに、小山田與清、吉田令世、此二人はことはたさずしてあしたの霜ゆふべの露と消えにしかば、つぎて前田夏蔭、鶴峰戊申等におふせ給へるが、或はおほやけのいとまなく、あるは身衰へなどして撰みさしたるを、令世の子尚悳してととのへしめ給ひぬれば、いかで世に廣めてむとこひまをして置きつをる、此度かた木にゑらせて、あまぬくさとすになむ。いでや、この書、今より後、世の中にみちたらひて、人のこゝろによく染みなば。ひとつには、他國のをしへならでも、もとより神のみちあることをさとり、ふたつには、邪なる妖言に相まじこり口會ふことなくして、直く正し

玉鉾百首

きに移ろひ、みつには、細戈千足の國振しるく、猛く雄々しきともがら、貢賓の數へもあへず出來なむ物ぞと、よろこびに堪へずして、そのよしいささか記せるは、葉がへぬ松に枝をつらねて、濁なき德川の流を汲むめる。

文久元年十一月

源頼位朝臣

解題

玉鉾百首は我が國學の泰斗たる本居宣長が我が國體の淵源たる古學の大意を古風によみなしたる歌集にして、外國振今樣振を排して古道を闡明せんとせられたる本居翁の精神は此百首の中にも迸るものあるを見る、翁は享保十五年伊勢に生れ、夙に加茂眞淵に學び、更に一家の見を以て古學の蘊奥を究め、博覽强記、著書數十卷、門弟數百人、後世古學をいふもの皆な指を翁に屈す、享和元年、七十二歲を以て歿す、翁の著書は尙ほ「國體篇」下に收むるものあるを以て同篇を參照せられんことを望む。

玉鉾百首

本居宣長詠

つきさかきいづのみたまと天地にいてりとほらす日の大御神
天つちのきはみ御てらすたかひかる日の大神のみちはこのみち
高みくら天つ日嗣と日の御子のうけつたへます道はこの道
天のした青人草の朝夕に御蔭とよそる道はこの道
二柱御おやの神ぞ玉鉾の世の中の道はじめたまへる
天の下國はおほけど神ろぎのうみなしませるおほ八島國
日の神のもとつ御國と御國はし百八十國のほくにおや國
百くにの國のまほらは大やまと我が大君のきこしをす國
かしこきやすめら御國はうまし國うら安の國くにのまほくに
百八十と國はあれども日の本のこれの倭にます國はあらず

天地のそきへのきはみまぎぬとも御國にましてよき國あらめや
大穴牟遅少名御神のよろしくも造りかためし大やしま國
さひづるや常世のからの八十國は少名毘古那ぞつくりせりけむ
物みなはかはりゆけどもあきつ神わが大君の御代はとこしへ
くに〳〵の君はかはれど高光るわが日の御子の御代はかはらず
天てるや月日のかげを知る國は本つ御國につかへざらめや
もろ〳〵のから國人も日の神のひかりしえずはいかにかもせむ
さかしらに言擧はすれどから國もひるめの神のてらす國内を
皇神の道しらねこそ言さへ〳〵から國人はさかしらすなれ
天しるや日の大神の道をおきてよこさの道にまどふよのひと
明らけき日の大神の道しらぬからのさかしらきゝたつなゆめ
外國はかみ代のつたへなけれこそまことの道を知らずありけれ
くに〳〵に傳はあれど日の本に本のまことのことはつたはる
上つ代のかたちよく見よいそのかみ古事ぶみはまそみのかゞみ

まつぶさにいかでしらまし神の代の事らこと〳〵傳へ來てしるせる御書見ればたふとし
まそ鏡見むと思はばからことの塵ゐくもれり磨てしよけむ
しるべすと醜のものしりなか〳〵によこさのみちに人まどはすも
さかしらに神代の御書ときまげて漢のこゝろになすが悲しさ
からごゝろなしと思へど書らよむ人の心はなほぞからなる
からごゝろなほしたまへと大直毘神のなほびをこひのみまつれ
伊豆のめのいづのみたまを得てしあらばからのまがれる事さとりてん
久方の天つ月日の影は見じからのこゝろの雲し晴れずば
からぶみのさぎりいふせみ科戸邊の神のいぶきの風まつわれは
下にごるから書川はとこなめのかしこき川ぞあしふむなゆめ
きもむかふ心さくじりなか〳〵にからの教へ人あしくする
御國はし日の神國と人くさの心もなほしおこなひもよし
からざまのさかしら心うつりてぞ世人のこゝろあしくなりぬる

日本のやまとをおきて外國にむかる心はなにのこゝろぞ
言擧せぬ國にはあれども枉説のことあげこちたみ言擧すわは
まがつひい世人の耳かふたぐらむ眞事かたればきく人のなき
あやしきはこれの天地うべな〳〵神代はことにあやしくありけむ
しらゆべき物ならなくに世の中のくしきことわり神ならずして
しるといふはたれの癡もの測りても世のことわりは底つなきもの
くすはしきことわりしらず漢人の物のことわり説くがはかなき
あやしきをあらじといふは世の中のあやしきしらぬしれ心かも
賢しけど人のさとりは限りあるを神代のしわざいかではからむ
人みなの物のことわりかにかくに思ひはかりていふはからこと
つたへなき事は知るべきよしもなし知らえぬことは知らずてをあらん
つたへはしなくとも似たるたぐひあらば外になぞへてしることもあらむ
世のなかのあるおもぶきは何事も神代のあとを尋ねてしらゆ
もろ〳〵の成出づるもとは神むすび高みむすびの神のむすびぞ

あらはにの事は大君かみごとは大國主のかみのみこゝろ
目に見えぬ神のこゝろの神ごとはかしこきものぞおほにな思ひそ
世の中のよきもあしきもこと〳〵に神のこゝろのしわざにぞある
吉事に凶事い繼ぎまがことはよきこと い繼ぐ世のなかの道
世の中は吉事凶事ゆきかはる中よぞちぐの事はなりづる
ことわりのまゝにもあらずて横様のよきもあしきも神の心ぞ
もゝたらず八十まがつひの禍事とよきをきらへや善人よくせぬ
よき人を世に苦しむる禍津日の神のこゝろのすべもすべなき
天てらす大御神すら千早ぶる神のすさびはかしこみましき
おふけなく人のいやしき力もて神のなすわざあらそひえめや
あぢきなき何のさかしらたまぢはふ神いつかずておほろかにして
いさ子どもさかしらせずて靈ぢはふ神の御しわざたすけまつろへ
をぢなきがまくる思ひて神といへど人にかたずといふがおろかさ
神といへばみなひとしくや思ふらん鳥なるもあり虫なるもあり

いやしけどいかづちこたま狐虎龍のたぐひも神のかたはし
釋迦孔子も神にしあればその道も廣き神の道のえだみち
いつくべき神たちおきて外國のけしき神をらいつくもろ人
たなつもの百の木草も天照す日の大神のめぐみえてこそ
朝よひに物くふごとに豐受の神のめぐみを思へ世の人
天地の神のめぐみしなかりせば一日一夜もありえてましや
八雲立つ出雲の神をいかにおもふ大國主を人は知らずやも
命つぐ食物衣もの住む家ら君のめぐみぞ神のめぐみぞ
天照す神の御民ぞ御たみらをおほろかにすなあづかれる人
物つくる民は御寶作らずば如何にせんとか民苦しむる
皇神のめぐく思ほす人草ぞ世の中の人あしくすなゆめ
世々の祖のみかげ忘れな代々の祖はおのが氏神おのが家の神
父母は我家の神わが神と心つくしていつけ人の子
ぬえ草のめこやつこらは皇神の授けし寶うつくしみせよ

かもかくも時の御令に背かぬぞ神のまことの道にはありける
時々の御法も神の時々の御命にしあればいかで違はむ
今の世は今のみのりを畏こみてけしきおこなひ行ふなゆめ
やす國の安らけき世に生れあひて安けくてあれば物思もなし
かりこもの亂れりしさま聞ときしをさまれる世は貴くありけり
皇に神のよさせる御年をしあくまでたべてあるがたぬしさ
ことしあればうれしかなしと時々に動く心ぞ人の眞心
動くこそ人の眞心動かずといひてほこらふ人は石木か
眞心をつゝみかくしてかざらひて僞りするは漢のならはし
唐人のしわざならひてかざらひて想ふ眞心いつはるべしや
たまきはる二世はゆかぬうつそみをいかにせばかも死なずてあらむ
うつそみはすべなきものかあかなくに此世わかれてまかる思へば
きたなくに黄泉の國べはいなしこめ千代とことはに此世にもがも
千早振神の心をなごめずば八十の禍事なにとのがれむ

家も身も國も穢すなけがれはし神の忌みます由々しき罪を
竈の火の穢れ由々しも家ぬちは火し穢るれば禍おこるもの
穢をし罪ともしらに祓がずてもだある人を見るがいふせさ
あなかしこよもつへぐひのまがよりぞ　諸〳〵の禍おこり初めける
罪しあらば清き河瀬に祓して速秋津比賣に早や明らめよ
禍事を祓がせれこそ世を照す月日の神は成り出でませれ

あまり歌

かつがつも百千の歌にいきどほる心のをろをのばへつるかも
思ふこと歌へばなきぬ言靈の幸はふしるしまさしかりけり
百歌にとぢめてはあれど千首にも思ふ心は豈つきじかも
永へに世を照します日の御靈託げし鏡は伊勢の大神
ひむかしの國言向けて御劔は熱田の宮に鎭まりいます
久方の天つ日嗣の御寶と御所はなたぬやさか勾玉

水垣の宮の大御代は天地の神を齋ひて國榮へけり
眼かゞやく財の國をことむけの神のさとしはたふときろかも
ふることをいまにつばらに傳へきて文字も御國の一つみたから
こすげよし蘇我の馬子は天地のそこひのうらにあまる罪人
くなたぶれ馬子が罪もきためずてさかしら人のせしは何わざ
馬子らが草むすかばねえてしがも斬りてはふりて恥みせましを
わだの底奥津いくりにまじりけむ君のまもりのつるぎたちはや
鎌倉の平の阿曾が逆わざをうべ大君の怒らせりける
隱岐の島弓箭かくみていでましゝ御心思へば涙しながる
おもほさぬ隱岐のいでましきく時はしづの男吾も髮さがだつを
鎌倉の平の子らがたはわざは蘇我の宇麻古に罪おとらめや
大皇を惱め奉りしたぶれらが民はぐゝみてよをあざむきし
禍津日のその禍わざに世の人もあひまじこりし時の悲しさ
善人と云ふは誰こと鎌倉の平の子等は國の罪人

おふけなく皇國攻んともろこしの戎のこきしがたはわざしける
かしこきや皇御軍にいむかひてなやめまつりしたぶれ足利
いかなるや神の荒びぞまきのたつ荒山中に君が御代經し
戎國に媚てつかへて足利の醜の醜臣皇國けがしつ
天の下常夜ゆくなすあしかゞの末のみだれの亂世由々し
何時までか光かくらむ久方の天のいはとはたゞしばしこそ
倭文機を織田の命は朝廷べをはらひしづめていそしきおほおみ
まつろはぬ國等ことごとまつろへて朝廷清めし豐國の神
豐國の神の御稜威はもろこしのからのこきしもおぢまどふまで
東照御神貴し天皇をいつきまつらす御功績見れば
安御代と君の大御代をあづまてる神の命ぞかためたまへる
東照神命のやす國としづめましける御世はよろづよ

玉鉾百首 終

大統歌

解題

大統歌は我が歴代の皇統を中心として我が國史を僅々二千字内外に悉く歴代の皇號と著名の事蹟とを入れて咏出したるものにして其の幕末に終つて明治の聖世に及ばざりしを遺憾とするも、著者が勤王の意は句々の中に迸るを見る。著者鹽谷世弘、宕陰と號し江戸儒者、後、水野越前に事へて其の顧問となり、大に國政に寄與す、幕府召して之れを儒官と爲す、慶應三年、五十九歳を以て逝く、此大統歌は其の序言にもある如く學童に授けんがために作りたるものにて嘉永四年、世弘四十三歳頃の作である。

題二大統歌首一

鹽谷世弘

子卯角時。先人手二書歴代 皇號一。以令二背誦一。又說下某帝仁明。某天皇英爽。某時有二某事一。某役在二某年一。相某賢。將某智勇上。以令二略知一治亂隆替之由成敗得失之要一。及レ長。觀レ史猶如下還二故園一上。而與二舊知一語。雖レ有二遺忘一。而於二温レ故知レ新。覺二裨益匪レ細也。自二先人見レ背。倏忽二十餘年。頭禿齒疎。碌碌爲二童子師一。暇日拾レ所二記憶一。爲二茲歌一以授二兒曹一。習レ之者尚亦諒二吾先人之意一焉哉。

嘉永辛亥端月

【譯】子、卯角の時、先人歴代の皇號を手書して背誦せしめ、又某帝は仁

あげまき、幼時のこと。
○先人―父祧を指す。

明、某天皇は英爽、某の時に某の事あり、某の役は某の年にあり、相某は賢、將某は智勇なるを說き、以て略ぼ治亂隆替の由、成敗得失の要を知らしむ。長ずるに及びて史を觀る猶ほ故園に還つて舊知と語るが如し、遺忘ありといへども、故を溫ねて新を知り、稗益細ならざるを覺ゆ、先人背を見てより倏忽として二十余年、頭禿け齒疎らに、碌々として童子の師となり、暇日記憶する所を拾ひ、茲の歌を爲して以て兒曹に授く、之れを習ふ者、尙ほ亦吾が先人の意を諒せんかな。

嘉永辛亥端月

大統歌

天七地五　邈矣鴻荒　維神武帝　起自西疆
戡亂遏劉　驅除虎狼　奠都橿原　鎭茲萬方
綏靖敷敎　安寧滋播　懿德孝昭　政簡事暇
孝安孝靈　孝元開化　垂拱而治　靡詭靡詐
洎至崇神　始置將軍　載定祀典　庶績繁新
展矣垂仁　土偶代人　永禁殉葬　恩侔高旻
景行略遠　征討是務　授鉞倭武　夷貉兜懼
曙曙紀公　風雲相遇　光輔六世　百僚取度
成務創制　群邑所由　造長稻置　棊峙星稠
閔彼仲哀　命之不脩　陟方而崩　於海之陬

桓桓神功　鰈域揚旆　爾王我犬　新羅爲沼
胎中天皇　生而異表　上號應神　昌厥靈兆
王仁獻經　文教以隆　讓璽皇子　匪私維公
噫嘻烈矣　伏劍明衷　仁德登極　高津之宮
炊煙不颺　帝心如疚　除役三禩　居不厭陋
天人應感　百禾暢茂　大哉王言　民富朕富
履中反正　祚僅六年　允恭甄姓　以叙百官
安康罹難　雄略誅姦　生而髮白　清寧之賢
顯宗仁賢　生偕同苦　揖遜相繼　後先交輔
孝悌之化　藹被寰宇　嗟嗟武烈　獨專於武
繼體善後　禮賢舉材　安閑宣化　淵淵春回
欽明之朝　忽生禍胎　惟十三年　竺書西來

敏達用明　或信或否　崇峻遇弑　推古握紐
政由太子　位則母后　度僧刱寺　神區始垢
舒明皇極　垂簾政淸　孝德興治　百物正名
冠十九階　八省以貞　皇極重祚　更稱齊明
偉哉天智　芟夷姦鹿　執喪六載　研經勉學
有臣鎌子　侍謀帷幄　黼黻皇猷　粲然超卓
天道是非　有時不徵　大友斯亡　天武斯興
逆取順守　前軌是弘　內有憨德　終歸小棄
好禮持統　母儀端正　文武稽古　乃定律令
大寶之典　千秋金鏡　元明元正　南都方盛
聖武佞佛　稱三寶奴　立寺造塔　寫經鑄軀
嗣以高姬　有加無渝　稱德孝謙　崇號獻諡

初立大炊　廢之復代　將俾奸僧　竊九五位
神誨忠臣　始寢其議　吉備元老　空居鼎鼐
光仁韜跡　安全國儲　天地之冑　再御堪輿
化尚清簡　四海晏如　桓武營都　永奠皇居
沈敏平城　妖豔釀變　嵯峨銷鬩　仁風是扇
格式靡傳　名以筆擅　淳和之朝　玆多著譔
綜藝仁明　史辭或微　刻縷錦繡　傷農妨機
文德摘姦　峻法立威　嘉瑞荐臻　誰辨妖機
清和寬恕　治稱貞觀　設常平倉　軫念民患
良房基經　爲伊爲旦　至尊仰成　少出宸斷
陽成遭廢　光孝無爲　允明宇多　洞視陰私
謀慮淵深　獲良弼遺　惜哉醍醐　信讒納欺

昌泰延喜　廷多君子　大賢放遠　小材密邇
質匪不懿　權姦蔽美　疇（タレカ）謂極盛　是衰之始
聿暨朱雀　叛盜寔繁　西有純友　東有將門
將當其器　斬頭懸旛　天皇號院　帝是爲源
村上勤治　寬柔爲道　主殿費燎　率分生草
天德之災　奈何其浩　玄遠叵測　豈無天道
冷泉心疾　枋托外家　以至圓融　頽弛益加
華山脫屣　翩其袈裟　一條稱才　徒誇藻葩
閔矣三條　喪明其膜　凡此數世　戚畹薰灼
降後一條　而後朱雀　而後冷泉　王室日弱
穆穆袞冕　何爲乎朝　攸崇緇流　所好素腰
野多寇賊　天則孽妖　卓然奮厲　唯後三條

總攬乾綱抑奢率儉　置記錄所躬親考檢
盡罷莊園藤氏斂醟　郅隆之復已見其漸
時乎命乎中道夭折　億兆不幸千載嘆惜」
王室之隆體忠尚質　畏天敬神武不嗜殺
擧賢無方重農惟邮　及其衰也專精事佛
崇飾寺觀貲力大屈　政流文弱君臣驕逸
外戚跋扈婦縱長舌　九重萬里孰問民恤
粤及白河帑藏寔空　獻穀進帛爵祿卽通
公卿園宅究麗極工　錦衣玉食侈靡成風
四幸高野八登熊峯　慶像建塔釋氏惟崇
叡山圓城凶髡興戎　院宣年潰潰內訌
堀河鳥羽徒爲旒綴　源氏鎭東人懷恩惠

覇業所基既兆大勢　法皇登仙鳥羽踏弊
牝雞司晨禍起內嬖　含憤崇德閔凶近衞
一朝亂發後白河帝　保平之際叛逆相繼
至哉經訓二南冠詩　禮重大婚萬世常規
關睢失化事乃至斯　奈何後車弗戒以墜
二條荒色大倫是虧　幼冲六條昭穆失彝
肆逮高倉戚族擅私　瓶子倒矣自安其危
賢若重盛罔之能救　諸源勃興與平相構
源有神將平無堅侯　遂使安德倉皇西狩
寶劒沈海大福不復　征夷開府控制宇宙
胙土分封守以介冑　形勢一變大革其舊
自此以往萬乘如絰　曰後鳥羽曰土御門

迨順德時揚蠹控弦　王師失利三皇遠遷
陪臣陸梁轉坤旋乾　鎌倉九世延延綿綿
殪源立藤承以皇親　誰其爲之北條氏云
後堀河禪而四條紹　而後嵯峨而後深草
而龜山帝爰觀海表　蒙古呑宋謂我褊小
遣使徵貢貪婪罔飽　送僧爲間厥計何狡
允勇時宗戒衆勿擾　郤書弗應斬使以討
惟忽必烈耀武來儺　天怒神憤大風覆舟
十萬之軍悉飫蝦蚰　實後宇多弘安之秋
曾不幾時朱明效尤　將又逞欲其臣進謀
祇取禍耳毋重前羞　烈烈威震百世遠流
次曰伏見曰後伏見　曰後二條曰花園院

後醍醐時高時悖慢　擁立光嚴遷興海畔
天不助逆人豈與叛　俊又如雲剪除暴亂
進銳退速中道而倦　夔魖蔽聰狡猫助悍
前門拒虎後門遇狼　藤公枉冠楠公自僵
南風不競僅保和陽　緊後村上以至長慶
與後龜山尚多忠良　奈何運傾東魚復昌
纂光嚴者光明崇光　而後光嚴後圓融皇
洎後小松南北兵燹　神器入京民得小息
延元而還姦興忠踣　百世之下血淚沾臆
天歟命歟將由君德　彼昧義滿志盈意得
位竊上臺貪冒罔極　受封明氏涅汚大國
次爲稱光爲後花園　後土御門爲後柏原

自下足利氏　猥建諸藩上　尾大不掉　元首惟瘉
簒奪相踵　彊幷弱呑　子弑二其父一　弟殺二其昆一
倫紀廢滅　天地爲昏。　書レ之蟻レ紙　事奚足レ論
池魚延レ災二　圖書卷軸一　應仁之亂　近起二輦轂一
游二宴東山一　點レ茶蹋レ鞠　後奈良朝　益復蕩覆
降二正親町一　群雄逐レ鹿　甲呑二信駿一　越噬二北陸一
毛利北條　東馳西蹴　織田右府　崛二起尾城一
取レ濃略レ勢　徇レ江入レ京　遂代二室町一　爰主二齋盟一
既而被レ弒　迨二後陽成一　豐臣代覇　四二征不庭一
西伐二島津一　九州斯平　東討二關左一　莫二之敢爭一
既盪二奧羽一　一二匡寰瀛一　猶有二餘勇一　馬躍士舞

問二罪朝鮮一　八道即擧　俘二馘朱父一　思下以長驅
建二號禹域一　以撫二四宇一　天不レ假レ年　中還二師旅一
赫赫照皇　光二臨萬古一　天定勝レ人　循環有レ叙
亂極復レ治　禍窮爲レ祐　上レ之聖朝　後水尾承
其征夷府　江門寔興　既壓二螻蟻一　虎嘯龍騰
又燈二螢爝一　霞蔚雲蒸　翼二戴王室一　輯二柔蠻貊一
經レ野建レ候　遴レ賢任レ職　黎元驩虞　邦牢二磐石一
一統之治　維萬維億　嗚呼日域　陽精所レ鍾
薰蒸生レ物　穀美財豐　人根二忠信一　君嚴臣恭
所二以皇胤一　與レ天無レ窮　勿レ謂二覇興一　靈國生レ蠢
從二幕府開一　鼎鼐倍固　中材易レ保　昏暴可レ助
睿聖之作　有レ時有レ數　紛彼唐土　秦暮漢朝

逖彼洋夷　南市北交　一由二國貧一　一由二俗澆一
以比レ於レ我　如壤與霄。

【譯】天七地五、邈たり鴻荒、維れ神武帝、西疆より起つて、亂を戡め劉を遏め、虎狼を驅除して、都を橿原に奠め、茲の萬方を鎭む。綏靖は教を敷き、安寧は滋播し、懿德孝昭、政簡にして事暇なり、孝安孝靈、孝元開化、垂拱して治り、詭なく詐なし、崇神に至るにおよびて、始めて將軍を置き、載て祀典を定め、庶績これ新たなり、展て垂仁は、土偶を以て人に代へ、永く殉葬を禁じ、恩、高晏に侔し、景行は遠きを略し、征討是れ務む、鉞を倭武に授けて、夷貉兇懼れ、嚆々たる紀公風雲相遇うて六世を光輔し、百僚度を取る、成務、制を創め、群邑由る所、造、長、稻置、棊時星稠す、閎む彼の仲哀、命の脩からざるを、方を陟つて而して海の阪に崩ず、桓々たる神功、鰈域に旋を揚げ、爾の王は我が犬、新羅を沼と爲す、胎中天皇、生れて異表、號を應神と上る、厥の靈兆を昌にし、王仁經を献じ、文教以て隆な

○天七地五―天神七代地神五代をいふ。
○土偶―埴輪のこと。
○高晏―大空のこと。
○倭武―日本武尊をいふ。
○紀公―武內宿禰をいふ。
○旋―全幅の帛の長さ八尺あるはた。

り、璽を讓るの皇子、私にあらず維れ公、あゝ烈なり、劍に伏して衷を明にす仁德、極に登る高津の宮、炊烟颺らず、帝心疚むが如し、役を除く三禩、居、陋を厭はず、天人應感して百禾暢茂す、大なる哉王言、民の富みは朕の富みと、履中反正、祚僅に六年、允恭姓を甄め、以て百官を叙す、安康、難に罹り、雄略姦を誅す、生れて髮は白し、清寧の賢、顯宗仁賢、生れて偕に苦を同うし、揖遜相繼ぎ、後先交々輔く、孝悌の化、藹として寰宇に被らしむ、あゝ武烈、獨り武を專らにし、繼體、後を善くす、賢を禮し材を擧ぐ、安閑宣化、黜陟用明、或は信じ或は否む、崇峻弑に遇ひ、推古紐を握り、政は太子に由る、位は則ち母后、僧を度し寺を搆め、神區始めて垢る、舒明皇極、簾を垂れて政清く、孝德治を興し、百物名を正し、冠は十九階、八省を以て貞し、皇極祚を重ねて更に齊明と稱す、偉なる哉、天智、姦鹿を芟夷し、喪を執る六載、經を研め學を勉む、臣、鎌子あり、帷幄に侍謀し、皇猷を黼黻す、粲然超卓、天道是非、時あつて徵せず、大友斯に亡び、天武斯に興る、逆に取り順に守り、前軌

○三禩―三年のこと。
○姦鹿（奸鹿）―蘇我の入鹿。

是れ弘む、内に慙徳あり、終に小乗に歸す、禮を好む持統、母儀端正、文武古を稽つて乃ち律令を定む、大寶の典、千秋の金鏡、元明元正、南都方に盛んに聖武佛に佞して、三寶の奴と稱し、寺を立て塔を造り、經を寫し軀を鑄る、嗣ぐに高姫を以てす、加ふるあつて渝ゆるなし、稱徳孝謙、號を崇ひ諡を献す、初め大炊を立て、之れを廢して復た代る、奸僧をして九五の位を竊ましめんとす、神、忠臣に誨へて、始めて其の議を寢む、吉備元老、空しく鼎鼐に居り、光仁跡を韜んで國儲を安全にし、天地の胄、再び堪輿を御す、化は清簡を尚び、四海晏如たり、桓武、都を營み、永く皇居を奠め、沈敏平城、妖豔變を醸し、嵯峨(さが)闕(けつ)を銷し、仁風これ扇ぐ、格式傳ふる靡(な)く、名筆を以て擅にす、淳和の朝、茲に著譔多し、藝を綜ぶ仁明、史辭或は微、刻縷錦繡、農を傷め、機を妨ぐ、文徳姦を摘み、峻法威を立つ、嘉端荐(しき)りに臻(いた)る、誰れか妖禨を辨せん、清和寛恕にして、治、貞觀を稱す、常平倉を設け、民の患を軫念す、良房基經、これが爲めに旦を爲し、至尊成を仰ぎ、宸斷に出る少し、陽成、廢に遇ひ、光孝爲すなく、允(まこと)に明なる宇多、陰私を洞視し、謀慮淵深、良弼を獲て遺

○九五の位―は帝位をいふ
○胄―世嗣のこと。

す、惜い哉醍醐、讒を信じ欺きを納れ、昌泰延喜、廷に君子多く、大賢は遠きに放たれ、小材は密通す、質、懿ならざるにあらず、權姦美を蔽ふ、曁(たれ)か極盛といはん、是れ衰の始、聿に朱雀におよび、叛盜まことに繁く、西に純友あり東に將門あり、將其の器に當り、頭を斬つて旗に懸く、天皇、院と號す、帝これ源と爲す、村上治を勤め、寛柔道たり、主殿燎を費し、率分草を生ず、天徳の災、奈何か其れ浩なる、玄遠測りなし、豈に天道なからんや、冷泉心疾、枋を外家に托して以て圓融に至る、條才を稱し、徒らに藻葩に誇り、閑む三條、明を喪ふと其れ膜、凡そ此數世、戚畹熏灼、後一條に降り、而して後朱雀而して後冷泉、王室日に弱くして、穆々たる衰冕、朝に何するものぞ、崇む所は緇流(しりゆう)、好む所に素腰、野に寇賊多く、天は則ち孽妖、卓然奮厲するは唯だ後三條、乾綱を總攬して、奢を抑へ儉を率ひ、記錄所を置き、躬みづから考檢し、盡く莊園を罷め、藤氏斂を歛む、郅隆の復、已に其の漸を見る、時か命か、中道にして天折し、億兆の不幸にして、千載嘆惜す。

王室の隆なるや、忠を體し質を尚び、天を畏れ神を敬す、武は殺を嗜まず、賢を擧げて方なく、農を重んじて惟れ邨む、其の衰ふるに及んでや、精を專らにし佛に事へ、寺觀を崇飾して、貲力大に屈し、政は文弱に流れ、君臣驕逸、外戚跋扈し、婦は長舌を縱まにし、九重萬里、孰れか民の恤みを問はん、こゝに白河に及び、帑藏寔に空しく、穀を献じ帛を進めば、爵祿卽ち通ず、公卿の園宅、麗を究め工を極め、錦衣玉食、侈靡、風を成し、四たび高野に幸し、八たび熊峰に登る、像を慶し、塔を建て、釋氏惟れ崇め、叡山園城、凶髡戎を興し、院宣四十年、潰々として內訌す、堀河鳥羽、徒らに旒綴し、源氏東を鎭し、人恩惠に懷く、覇業の基く所、既に大勢を兆す、法皇登仙して鳥羽弊を踏み、牝雞晨を司つて、禍は內嬖に起り、憤を含む崇德、閔凶近衞、一朝亂發す、後白河帝、保平の際、叛逆相繼ぐ、至れる哉經訓、二南詩を冠し、禮は大婚を重んずるは萬世の常規、關雎（くわんしよ）の化を失して事は乃ち斯に至る、奈何ぞ後車、戒むるにあらずんば以て蹤る、二條色に荒み、大倫是に虧く、幼沖六條、昭穆彝を失し、肆に高倉におよび、戚族、私を擅にし、瓶子倒る、自ら其の危きに安んじ、賢、重盛の如きも、之れを能く救ふなし、諸源勃興して、平と相構へ、源に神將あり、平に堅侯なし、遂に安德をして倉皇として西狩せしめ、寶劍海に沈んで、大福復らず、征夷府を開き、宇宙を控制し、土を胙ち封を分ち、守るに介冑を以てす、形勢一變して、大に其の舊を革む、此より以往、萬乘は絰の如し、曰く後鳥羽、曰く土御門、順德の時に迨びて、讒（さう）を揚げ弦を控ふも、王師利あらず、三皇遠く遷り、陪臣陸梁し、坤を轉じ乾を旋す、鎌倉九世、延々綿々、源を殪し藤を樹て、承くに皇親を以てす、誰れか其れ之れを爲す、北條氏といふ、後堀河に禪りて四條紹ぎ、而して後嵯峨、而して後深草、而して龜山帝、爰に海表を觀れば、蒙古、宋を呑み、我が褊小（へんせう）を謂ひ、使を遣して貢を徵し、貪婪飽くなく、僧を送つて問と爲す、其の計何ぞ狡なる、まことに勇なり時宗、衆を戒めて擾ぐなからしめ、書を郤けて應ぜず、使を斬つて以て討つ、惟れ忽必烈、武を耀かし來り讎す、天怒り神憤り、大風舟を覆す、十萬の軍、悉く蝦蚰（かいう）に飫く、實に後宇多、弘安の秋、曾て幾時ならずして、朱明尤を效し、又欲を逞ふせんとす、其の臣謀を進め、たゞ禍を取るのみ、前羞を重ぬ

○關雎の化―夫婦の道行はれて家庭の修まるをいふ。詩經大雅にある。

○絰―絲すじ

○褊小―狹小に同じ。

○蝦蚰―えびとはや。

○夔は、ものゝけ、魖はえやみの鬼漢書に「捎夔魖」とあり。
○和陽―大和

るなかれと、烈々威は震ひ、百世遠く流る、次は曰く伏見、曰く後伏見、曰く後二條、曰く花園院、後醍醐の時、高時悖慢、光嚴を擁立して輿を海畔に遷す、天、逆を助けず、人豈に與に叛かんや、俊乂雲の如く、暴亂を剪除す、進むに鋭にして退くに速かに中道にして倦む、夔魖聰を蔽ひ、狡猫悍を助け、前門虎を拒き、後門狼に遇ひ、藤公冠を抂げ、楠公自ら僵る、南風競はず、僅に和陽を保つ、繄れ後村上以て長慶と後龜山に至る、尚ほ忠良多き奈何せん運傾きて、東魚復た昌へ、光嚴を纂ふもの光明崇光、而して後光嚴、後圓融皇、後小松におよび、南北兵熄み、神器京に入り、民、小息を得たり、延元よりこのかた、姦興り忠踣れ、百世の下、血涙臆を沾す、天か命か、將た君德に由るか、彼の昧なる義滿、志盈ち意を得、位を上臺に竊み、貪冒極るなし、封を明氏に受けて、大國を涅汚す、次ぎを稱光と爲し、後花園、後土御門と爲し、後柏原と爲し、足利氏猥りに諸藩を建てしより尾大掉はず、元首惟れ痺、纂奪相踵ぎ、彊は併せ弱は呑む、子は其の父を弑し、弟は其の昆を殺す、倫紀廢滅、天地爲めに昏し、之れを書するも紙に衊し、事奚ぞ論ずるに足らん、應仁の亂、近く輦轂に起

○照皇―は德川家康を指す

り、池魚延て圖書卷軸を災す、昏迷なり義政、禍を樂んで福と爲し、東山に遊宴して、茶を點じ鞠を蹋る、後奈良の朝、益々復た蕩覆、正親町に降つては、群雄鹿を遂ひ、甲は信駿を呑み、越は北陸を噬む、毛利北條、東に馳り西に蹴る、織田右府、尾城に崛起して、濃を取り勢を略し、江を徇へ京に入り、遂に室町に代つて、爰に齋盟を主どる、既にして弑せられ、後陽成におよぶ、豐臣代つて覇たり、不逞を四征し、西には島津を伐ち、九州斯に平かに、東は關左を討つて、敢て之れと爭ふものなし、既にして奥羽におよび、寰瀛を一匡して猶ほ餘勇あり、馬躍り士舞ひ、罪を朝鮮に問ひ、八道卽ち擧ぐ、以て長驅して朱父を俘馘し、號を禹域に建て、以て四宇を撫せんとす、天年を假さず、中ごろ師旅を還へす、赫々たる照皇、萬古に光臨し、天定つて人に勝ち、循環叙あり、亂極つて治に復し、禍窮つて祐と爲り、之れを上にしては聖朝、後水尾承け、其の征夷府、江門寔に興り、既に螻蟻を壓す、虎嘯き龍騰る、又螢燭を熸す、霞蔚雲蒸、王室を翼載し、蠻貊を輯柔し、野を經して侯を建て賢を選んで職に任じ、黎元驩虞し、邦は磐石より牢く、一統の治、維れ萬、維れ億、嗚呼

靖獻詩歌集

臨終遺響

大統歌　終

日域は陽精の鍾(あつま)る所、薫蒸物を生じ、穀は美に財は豊か、人は忠信に根さし、君嚴にして臣恭、皇胤は天と窮りなき所以、謂ふ勿れ、覇興つて靈圖蠢を生ず時あり數あり、紛たり彼の唐土の秦暮漢朝、逖(はるか)なり彼の洋夷の南市北交、一に岡貧に由る、一に俗澆(ぎょうげふ)に由る、以て我れに比す、壤と雪との如し。

解題

靖獻詩歌集は自ら靖んじて公に其の身を献ずるの士氣を謳へるものを中心として、雜に處して流露せる國民思想の一端を窺はんとしたるものにして、初めに「萬葉集」所載の大伴家持の歌を以てし中間に多く漢詩によつて現はされたるものを載せ、終りに維新志士の和歌を加ふ、其の中間に和歌を略せるは大部分別掲「明倫和歌集」に載せられたが爲めである。此靖獻の詩歌と關聯して見らるべきは臨終遺響である。死に對して自若たる我が士風を窺ふべきものとして古今士人の絶命の辭を輯めたが、其の「士道篇」と重複するものは多く之れを省いたから參照せられんことを望む。

靖獻詩歌集

○平安初朝の武人、萬葉集の編者といはる。

大伴家持

族を喩す歌

久方の天の戸開き、高千穗の岳に天降(あもり)し、皇祖(すめろぎ)の神の御代より、梔弓(にぢゆみ)を手握(たにぎ)り持たし、眞鹿兒矢(まかごや)をたばさみ添へて、大久米(おほくめ)の益荒猛雄(ますらたけを)を、先に立て、靫(ゆぎ)取り負はせ、山河を岩根さくみて、踏み通り國覓(くにまぎ)しつゝ、ちはやぶる神をことむけ、まつろはぬ人をも和(やは)し、掃き清め仕へ奉りて、秋津島(あきつしま)大和の國の、橿原の畝火の宮に宮柱太知り立てゝ、天の下知らしめしける、皇祖の天つ日嗣と、繼ぎて來る君の御代御代、隱さはぬあかき心を、すめらべに極め盡くして、仕へくる親の司と、言立てゝ授け給へる、生の子の彌繼々(いやつぎ〳〵)に、見る人の語り繼ぎてで、聞く人の鏡にせむを、あたらしき清き其名ぞ、おほろかに心思ひて、空言(むなこと)も親の

名斷つな。大伴の氏と名におへる益荒雄の伴

反　歌

敷島の日本の國に明らけき名に負ふ伴の男心つとめよ

天平感寶元年五月十二日於越中國守館

大伴の遠つ神祖のその名をば、大來目主と負ひ持ちて仕へし職、海行かば水漬く屍、山行かば草むす屍、大君の、方にこそ死なめ、顧みはせじと言立て、ますらをの、きよきその名を、古へゆ、今の現に、流さへる親の子供ぞ、大伴と、佐伯の氏は、人の祖の立つる言立て、人の子は、祖の名絶たず、大君に、奉仕ものと、言ひ繼げる事の職ぞ、梓弓、手に取り持ちて、劍刀、腰に執り佩き、朝守、夕の守に、大君の、朝廷の守、我を置きて、又人は有らじと、いや立て思ひしまさる、大君の、詔の幸の聞けば貴み。

反　歌

ますらをのこゝろおもほゆおほぎみのみことのさきを聞けば貴み

○平安時代の賢臣
○室町時代足利氏の執權
○足利十三代將軍
○戰國時代の英雄

大伴の遠つ神祖の柩は、著く注連立て、人の知るべく。

九月十三夜

菅原道實

去年今夜侍二清涼一、秋思詩篇獨斷腸、恩賜ノ御衣今在レ此、捧持日々拜二餘香一。

海南行

細川賴之

人生五十愧レ無レ功、花木春過夏已中、滿室蒼蠅掃難レ去、起尋二禪榻一臥二清風一。

避二亂江州一

足利義昭

落魄江湖暗結レ愁、孤舟一夜思悠々、天公亦憫二我生一否、月白蘆花淺水秋。

九月十三日陣中作

上杉謙信

霜滿二軍營一秋氣淸、數行過雁月三更、越山併得能州ノ景、遮莫家鄉憶二遠征一。

欲レ征二南蠻一有レ作

伊達政宗

邪法迷レ邦唱不レ終、欲レ征二蠻國一未レ成レ功、圖南鵬翼何時カ奮、久ク待ッ扶搖萬里ノ風。

讀海舟歸遭二風惡浪猛一慨然賦レ之

湯淺常山

南溟奉レ命使臣ノ槎、直二破ル長風萬里ノ波一、忽値ヿ怒濤似二奔馬一、起提二雄劍一叱二黿鼉一。

述懷

蒲生君平

丈夫生有二四方志一、千里劍書何處ニカ尋ン、身任二轉蓬一無二遠近一、思隨二流水一幾浮沈、笑看二檜酒一狂先發、泣讀二離騷一醉後吟、唯賴二太平恩澤渥一、自將二章句一托二青衿一。

蒙古來

賴山陽

筑海颶風連レ天黑、蔽レ海而來者何賊、蒙古來、來レ自レ北、東西次第期二呑食一、嚇二得趙家老家婦一、持レ此來擬二男兒國一、相摸太郎膽如レ甕、防海將士人各力、蒙古來、吾不レ怖、吾怖鬪東ノ令如レ山、直前斫レ賊不レ許レ顧、倒二吾檣一、登二虜艦一、檣二虜將一、吾軍喊、可レ恨東風一軀付二大濤一、不レ使二羶血膏一盡ク日本刀一。

前兵兒謠

同

衣至レ骭、袖至レ腕、腰間秋水鐵可レ斷、人觸斬レ人馬觸斬レ馬、十八結レ交健兒社、北客能來何以酬、彈丸硝藥是膳羞、客猶不二屬厭一、好以二寶刀一加二渠頭一。

獄中作

高野長英

屈氏諫レ君沈二汨水一、韓公議レ佛謫二潮州一、直言自レ古少二容者一、何恥此身爲二死囚一、烈士從來輕二死生一、矧爲二天下一訴二衷情一、唯憂官誤作二妖語一、身死二重刑一辱二姓名一、

○織豊時代より德川初期に亘る英雄

○德川時代池田侯の臣

○德川時代勤王の志士

○雜騷は楚の屈原の文章

○德川時代の學者一日本外史一の著者にして頗る氣節に富む。

○趙家の老家婦云々は支那の宋を指し男兒國は我が日本をいふ。

獄中作

橋本左內

苦寃難レ洗恨難レ禁、俯則悲傷仰則吟、昨夜城中霜始隕、誰知松栢後凋心。

獄中書懷

佐久間象山

久憂二邊事一歎二天遠一、忽墜二此中一悲二海深一、欲下爲二皇朝一存中至計上、敢因二吾利一
勞二知音一、鷄鳴不レ已晦冥夜、鶴韻應レ通蓊欝陰、寄語吾門同志士、莫下將二榮
辱一負中初心。上

不レ思二城下作レ盟恥一、却見忠貞抱二忌疑一、伯映議レ疆長崎澳、聖東假レ地下田湄、
異時輕レ敵已非レ策、今日伐レ謀知是誰、幽憤滿胸無レ所レ泄、獄中灑レ血寫二茲
詩一。

君恩

君恩如二天地一、國恩如二江海一、外患今非レ一、奮レ身思レ有レ濟、勉勵十餘年、何
問明與レ晦、在レ卑欲レ爲レ池、在レ高欲レ爲レ壘、奈何肉食人、頹然若二傀儡一、苟
安愒二歲月一、般樂敖且怠、當初特レ不レ來、不レ知特レ有レ待、復不レ伐二其謀一、卒
然爲レ所レ詒、假レ地缺二金甌一、屈レ膝甘二無禮一、反却知二彼計一、束縛直自累、咨余
何爲者、致レ忠忽遭レ逮、幽囚在二犴獄一、甘心待二其罪一、松栢有二本性一、歲寒節不
レ改、忠義許二君國一、百折何須レ悔、用レ間在レ得レ人、全レ勝在レ知レ彼、是非不
レ可レ磨、公論期二千載一。

述懷

德川齊昭

白髮蒼顏萬死餘、平生豪氣未二全除一、寶刀難レ染洋夷血、却向青山舊草廬。

記夢

藤田東湖

絕海連檣十萬兵、雄心落々壓二孤城一、三更夢覺幽窓下、唯有二秋聲似二雨聲一。

失題

梁川星巖

當年乃祖氣憑陵、叱二咤風雲一捲レ地興、今日不レ能レ除二外釁一、征夷二字是虛搆

○愒—貪に同じ

○德川時代の末期に於ける水戸の藩主、明倫歌集の解題を見よ。

○向青山—一本に想南陽とあり。

○同上の藩臣士道篇に出づ

○幕末の學者にして且つ志士。

○乃祖は德川氏の祖家康をいふ。

訣別

梅田雲濱

妻臥二病床一兒泣レ飢、此心誓擬レ排二戎夷一、今朝死別兼二生別一、唯有二皇天后土一知。

○幕末の志士安政の大獄に捕はる、
○此心誓擬一本に一身直欲とあり。

獄中作

賴三樹

排レ雲欲二手掃一妖熒一、失脚墜來江戸城、井底痴蛙過二憂慮一、天邊大月缺二高明一、身臨二鼎鑊一家無レ信、夢斬二鯨鯢一劍有レ聲、風雨多年苔石面、誰題日本古狂生。

○賴山陽の子にして安政の大獄に囚はる
○鼎鑊は古の極刑として罪人を煮た大鍋

癸丑十月朔拜二鳳闕一。肅然作之。時余將二西走入一レ海

吉田松陰

山河襟帶自然城、東來日日憶二神京一、今朝盥嗽拜二鳳闕一、野人悲泣不レ能レ行、上林黃落秋寂寞、空有二山河無一レ變更一、聞說今皇聖明德、敬レ天憐レ民發二至誠一、鷄鳴乃起親齋戒、祈禳二妖氣一致二太平一、安得二天詔敕二六師一、直使二皇威被二八紘一、從來英皇不世出、悠悠失レ機今公卿、人生如レ萍無二定在一、何日重拜二天日一明。

○松陰のこと士道篇に出づ

出鄉作

佐野竹之助

決然去レ國向二天涯一、生別又兼死別時、弟妹不レ知阿兄志、慇懃牽レ袖問二歸期一。

走筆作詩

黑澤忠三郎

呼レ狂呼レ賊任二他評一、幾歲妖雲一旦晴、正是櫻花好時節、櫻田門外血如レ櫻。

○幕末の志士櫻田事變の一人。

松前作

長尾秋水

海城寒拆月生レ潮、波際連檣影動搖、此去二千三百里、北辰直下建二銅標一。

○同上

○海城は松前城を指す、銅標は國境を劃するの標、

囚中作

高杉晉作

君不レ見死爲二忠鬼一嘗相公、靈魂尚在天拜拳、又不レ見懷レ石投レ流楚屈平、至レ今人悲汨羅江、自レ古讒間害二忠節一、忠臣思レ君不レ懷レ躬、我亦貶謫幽囚士、

○吉田松陰門下の志士、
○汨羅は楚の屈原の投ぜし大江。

憶ニ起二公一涙沾レ胸、休レ恨空爲ニ讒間一死、自有ニ後世議論公一。

○肥前佐賀の藩主、幕末長崎の防備を掌られし時の作

偶成

鍋島閑叟

孤島結レ團意氣豪、西南決レ背萬重濤、黠奴若有ニ窺邊事一、羶血飽膏日本刀一。

逸題

江藤新平

欲下掃ニ胡塵一盛中本邦上、一朝蹉跌臥ニ幽窓一、可レ憐半夜蕭々雨、殘夢猶迷鴨綠江一。

○維新の功臣にして征韓論によつて野に下りし時の作、後、佐賀の亂を起して刑せらる。

逸題

篠原國幹

飲ニ馬綠江一果何日、一朝事去壯圖差、此間誰解英雄恨、袖手春風詠ニ落花一。

○同じく征韓論破れて野に下りし時の作、後、西郷隆盛と共に西南の亂に死す。

偶感

西郷隆盛

幾歷ニ辛酸一志始堅、丈夫玉碎羞ニ瓦全一、我家遺法人知否、不下爲ニ兒孫一買中美田一。

○明治維新の功臣、征韓論によつて野に下り、後の詩は官軍に包圍せられて城山にありし日の作。

題ニ岩崎谷洞一

同

百戰無レ功半歲間、首邱幸得返ニ家山一、笑儂向レ死如ニ仙客一、盡日洞中棋響閑一。

偶成

木戸孝允

一穗寒燈照レ眼明、沈思默坐無レ限情、回レ頭知己人已遠、丈夫畢竟豈計レ名、世難多年萬骨枯、廟堂風色幾變更、年如ニ流水一去不レ返、人似ニ草木一爭ニ春榮一、邦家前路不ニ容易一、三千餘萬奈ニ蒼生一、山堂夜半夢難レ結、千岳萬峰風雨聲一。

○西郷、大久保と併稱せらるゝ維新三傑の一人。

○

岩がねもくだけざらめや、ものゝふの國のためにとおもひ切る太刀

有村治左工門

君が代は巖と共に動かねば、碎けてかへれ冲つ白波

伴林光平

ますらをの屍草（かばね）むす荒野らに、咲きこそ匂へ大和なでしこ

同

大君のしこの御楯と身をなさば、みつく屍も何かいとはむ
同
かくすればかくなるものと知りながら、やむにやまれぬ大和魂
久坂玄瑞
數ならぬ草の下葉のつゆの身も、死なばや死なむ大君の邊に
平野國臣
天津風吹けよ錦の旗の手に、なびかぬ草はあらじと思へば
同
君が世を思ふ心の一筋に、我が身あらとは思はざりけり
梅田雲濱
里人の知らぬむべや谷間なる、深き淵瀬にひそむ心を
高杉晉作
親のため常は惜みて事しあれば、君ゆゑ捨てん命なりけり
大國隆正

思ひたつ志だになゆまずは、龍のあぎとの玉も取るべし
同
ものゝふのやまと心をより合せ、末ひとすぢの大縄にせよ
野村望東尼

臨終遺響

北條時頼　業鏡高懸　三十七年　一槌打破　大道坦然
盬飽聖遠　提二持吹毛一　截斷虚空　大火聚裏　一道清風
日野資朝　五蘊假成レ形　四大今歸レ空　將レ首當二白刃一　截斷一陣風
藤原俊基　古來一句　無レ生無レ死　萬里雲盡　長江水清
源具行　逍遙生死　四十二年　山河一革　天地洞然
足利義輝　五月雨か露か涙かほとゝぎす、我が名を上げよ雲の上まで

○筑前岩屋の城主島津義久に伐たれて死す。
○高橋紹運の臣。

大内義隆　討つ人も討たるゝ人も諸共に、如露亦如電應作如是觀（にょろやにょでんおうさにょぜかん）

高橋紹運　屍（かばね）をば岩屋の苔に埋めてぞ、雲井の空に名を止むべき

三原照心　打つ太刀のかねのひゞきは久方の、雲の上にぞきこえあぐべき

別所長治　今はたゞ怨みもあらずもろ人の、命にかはる我身と思へば

佐久間盛政　世の中をめぐりはてぬる小車は、火宅の門を出るなりけり

朝倉義景　七顛八倒　四十年中　無レ自無レ他　四大本眞

蒲生氏卿　限りあれば吹かねど花は散るものを、心短かき春の山風

豐臣秀吉

露と起き露と消えぬる人の世や、難波のことは夢の又夢

烏丸光廣

涅槃生死　昨夢驚回　快活快活　走却香臺

大石良雄

あらたのし思ひは晴るゝ身はすつる、浮世の月にかゝる雲なし

吉田松陰

身はたとへ武藏の野邊に朽ちぬとも、とゞめおかまし大和魂

親思ふ心にまさる親心、今日のおとづれ何ときくらん

我今爲レ國死　死不レ背二君親一　悠々天地事　感賞在二明神一

蓮田市五郎

色香をばよしのゝ奥にとめおきて、惜まずに散る山櫻かな

花のため深くそめにし色香をば、散りなん後ぞ猶ほ匂ふらん

國分新太郎

○此他赤穗義士の辭世―赤穗義士道籌―所載―赤穗義人錄に出づればこゝに省く。

原期二萬死一復何悲、唯恨神兵未レ攘レ夷、魂魄不レ歸天與レ地、

七生二此世一護二皇基一。

骸骨

解題

我が國民思想を見んとするものは壯烈鬼神を泣かしむる一面あると共に、又洒脫超絶の一面あるを閑却することが出來ない。一休禪師は古來洒脫超絶を以て稱せられ、特に其の文藝に於て卓越せるものあるは、其の詩歌に於て見得るのみならず、彼の謠曲「山姥」の如きも禪師の作なりと傳へらるゝほどにて、こゝに收めたる骸骨の一文の如きも、圓轉滑脫の筆を以て佛理を說明し、想像を幽玄の境にめぐらして一種の人生觀を明にし、文藝の作品とするも亦大に推賞すべきものあるを想ふ。一休、名は宗純、狂雲子と號す世に後小松天皇の落胤と傳ふ、夙に身を佛門に托して、後、紫野の大德寺に住し、文明十三年八十八歲を以て寂す、此一文に康正三年との奥書あれば一休、六十四歲の時の作と推定せらる。

骸骨

一休禪師

うすずみに書く玉章のうちにこそ、萬法ともに見ゆるなるべし。それ初心の時坐禪を專らになすべし。もろ〳〵國土に生れくるもの、一度むなしくならずと云ふことなし。それ我が身もいまだなり。天地國土本來の面目もいまだなり。みなこれ虛空より來るなり。かたちなき故にすなはち、これを佛とは云ふなり。佛心とも、心佛とも、法心とも、佛祖とも、神とも、もろ〳〵の名はみな是れこなたより名くるなり。かやうのことを知らずんば、たちまち地獄には入るなり。またよき人のしめしによりて、二度かへらざるは、冥土ぎやくしやうのわかれ、したしきうはきも流轉三界は、いよ〳〵ものうく心さして、故郷を足にまかせてうかれいで、いづくをさすともなく行く程に、知らぬ野寺にいりかゝり、袖もしぼるるふしころも、日も夕暮になりぬれば、暫しかりねの草枕、結

○むなしくなる―生あるものは必ず死あるをいふ。

○流轉三界―流轉は輪廻に同じ生ある者の生れ變り死に變りて六道をめぐりまはるをいふ。

ぶたよりもなきまゝに、あなたこなたを見まはせば、みちよりはるかにひき入りて、山もと近く三昧原とおぼしくて、墓ども其の數あまたある中に、ことのほかにあはれなる髑髏堂のうしろより、立ち出て曰く、

世の中に秋風たちぬ花すゝきまねかばゆかん野べも山べも

いかにせん身をすみぞめの袖ならん空しくすごす人の心を

一切のもの一度むなしくならずといふ事あるべからず。むなしくなるを本分のところへかへるとはいふなり。壁にむかひて坐するとき、縁によりて起る念は、みな實にあらず。それ五十餘年の説法も、みな實にあらず。人の心を知らん故なり。かやうな苦を知る人やあるとて、佛堂にたちよりて、一夜をおくるに、常よりも心細くして、うちぬることなかりける。あか月かだに、すこしまどろみたる夢のうちに、堂のうしろへ立出づれば、髑髏多く群れ居て、この擧動おの〳〵おなじからず。たゞ世にある程に、或る髑髏近く歩みよりて曰く。

思ひ出のあるにもあらずすぎゆけば夢とこそなれあぢきなの身や

○三昧原―墓場、火葬場のあるところ。

○五十餘年説法―釋尊三十成道の曉より八十入滅の夕べに至るまで五十年の間横竪説かれしを云ふ。又四十九年の説法ともいふ。

佛法をかみやほとけとわかちなばまことのみちにいかゞいるべき

しばしげにいきの一すずかやふほど野べのかばねもよそに見えける

さて親しみよりてなれ遊ぶに、日比我人へだてける心もうせはて、しかも常にあひともなひける髑髏、世すて法を求むる心ありて、あまたのわかちを尋ね、淺きよりふかきに入りて、我が心のみなもとをあきらむに、耳にみてるものは松風のおと、まなこにさへぎるものは、けい月のまくらにのこる、そも〳〵いづれの時か夢のうちにあらざる、いづれの人か髑髏にあらざるべし、それを五色の皮につゝみてもてあつかふほどこそ男女の色もあれ、いきたえ身の皮破れぬればその色もなし、上下のすがたもわかず。たゞ今かしづきもてあそぶ皮の下に、このがいこつをつゝみて、うちたつとおもひて、此の念をよく〳〵こうしんすべし。貴きも賤しきも、老ひたるもわかきも、更にかはりなし。たゞ一大事因緣を悟るときは、不生不滅の理を知るなり。

なきあとのかたみに石がなるならばなに事にあらおそろしの人のけしきや。

○一大事因緣―生死の原由をいふ。

○五りんのだい―墓石に多く五輪塔を用ゆ、その土台石のこと。

くもりなきひとつの月をもちながらうきよのやみにまかひぬるかな

まことさておぼしめん候らん。いきたえ身の皮破れぬれば、人ごとにかやうなる、御身もいかほどもながらへさせ玉ふべき、はかなく候。

君が代の代しかるべきためしにはかねてぞうゑし住よしのまつ

我ありと思ふ心をすてよ、たゞ身のうき雲の風にまかせて、こなたへよらせ玉へ、いつまでもおなじとしまで、ながらへたく候へ、まことにさて思し召し候はん、是れも同じ心にてこそ候へ。

世の中はまどろまでみる夢なればみてやおどろく人のはかなき

定劫（ぢやうごふ）はいのるかひなき事にてこそ候へ。一大事より外は何事も心にかけさせ候まじく候。人間はさだめなきことにて候へば、今はじめておどろくべきにも候はず。いとふべきたよりならば、世の中のうきはなか〳〵うれしかりけり。

何とたゞかりなる色（いろ）をかざるらんかゝるべしとはかねてしらずや

もとの身はもとの處へかへるべしいらぬところを尋ねばしすな

たれもみな生るも知らずすみかなしかへらばもとのつちになるべし

○とりべの―鳥邊野、京都東山にあり、古來火葬場として著名なり

わけのぼるふもとの道はおほけれどおなじたかねのつきをこそみれ

行末にやどをそこともさだめねばふみまよふべきみちもこそなき

はじめなくをはりもなきに我がこゝろうまれ死すると思ふべからず

まかすればおもひもたらぬこゝろかなをさへて世をばすつべかりけり

雨あられ雪やこほりどへだつれどとくればおなじ谷川の水

ときおける心のみちはかはるとも同じ雲居（くもゐ）ののりをこそみれ

うづめたゞみちをば松のおち葉にて人すむやどとしらぬばかりに

はかなしやとりべのやまの山おくりおつる人とてとまるべきかは

世をうしと思ひとりべの夕けぶりよそのあはれといつまでかみん

はかなしやけさみて人のおもかげはたつはけぶりの夕ぐれのそら

あはれみよとりべの山の夕けぶりそらさへ風にをくれさきたつ

やけばはいうづめばつちとなるものを何かのこりてつみとなるらん

みとせまでつくりしつみももろともにつゐには我れもきえはてにけり

世の中のさだめごとなるべし。けふこのごろしも、かやうのあへなきことの

○名聞―名譽

○地獄、餓鬼、畜生、修羅、人間、天上をいふ。六道といふ。四聖に對していふ六凡ともいふ。

○四聖―聲聞、緣覺、菩薩、佛をいふ。

あるべしとは、かねて知らずして、驚く人のはかなさよと思ひて、我が身のあるべきを問はれければ或る人申されけるは、このごろはむかしにかはりて寺をいで、いにしへは道心をおこす人は寺に入りしが、今はみな寺をいづるなり。見ればぼうずにちしきもなく、坐禪をものうく思ひ、工夫をなさずして、道具をたしなみ、坐敷をかざり、我慢多くて、たゞところもをきたるを名聞にして、ころもはきたるとも、たゞとりかへたる在家なるべし。けさころもはきたりとも、ころもは繩となりて身をしばり、けさはくろがねのしもくとなりて、身をうちさいなむと見えたり。つら〳〵生死輪廻のいはれをたづぬるに、ものゝいのちを殺しては地獄に入り。ものをおしみては餓鬼となり。ものをしらずしては畜生となり、はらをたてゝは修羅道におつ、五戒をたもちては人に生れ、十善をしやうしては天人にむまる。此のうへに四聖あり、これを加へて十界といふ。この一念を見るに、かたちもなし、ちうけんも住所なく、きらいすつべきが故に爲すところの萬法もなし。念と法と一つにしてむなしきなり。人々のふ

○ぐどん―瞿曇、梵語にて、純淑、又は地最勝と譯す、人類の中に於て最も勝れたる族といふ義、今は釋尊のことをいふ。

しんをしらぬなり。たとへば人の父母は火うちの如し、かねは父、石は母、火は子なり。これをほくそにたてゝ、薪あぶらの緣盡くるときは消ゆるなり。父母あいあそぶとき火のいづるがごとし。父母もはじめなきが故に、遂には火のゆる心にうするなり。空しく虛空より一切のものをはごくみ、一切の色をいだす、一切の色をはなてば本分の田地とはいふなり。一切草木國土の色は、みな虛空よりいづるゆゑに、かりのたとへにほんぶんの田地とはいふなり。

さくら木をくだきて見れば花もなし花をば春のそらぞもちくる
はしなくて雲のうへまであがるともぐどんのきやうをたのみはしすな

瞿曇五十餘年の說法をきゝて、この教のまゝに修行せんとすれば、瞿曇最後にのたまふやう、はじめよりをはりにいたるまで一字も說かずといひて、かへつて手づから花をさしあげさせ玉ふを、迦葉かすかに笑ひしとき、瞿曇のたまふやう、我にまさしき法のたゞなる心ありとて、花をゆるしけるを、いかなるいはれぞやと問ひければ、瞿曇の玉ふやう、我五十餘年のせつ法は、例へばおさあいものを抱かんとするとき、手の內にものある事をいひていだくが如し。

我五十餘年の說法は、この迦葉をまねくが如し。此の故につたへ玉ひし所の法かのおさあいものをいだきとりたるところなり。然るにこの花は身をもてなして知るべきにあらず。心にもあらず。口にいひても知るべからず。此の身心をよく心えべし。もの知りたる人とはいはるとも、佛法者とはいふべからず。此の花は三世の諸佛の世に出で一乘の法とは、この花のことなり。天竺の二十八祖、唐土の六祖より、このかた本分の田地よりほかによのものはなし。一切のもののはじめなきゆゑに、大といふ。空虛より一切の八識をいだすなり。など春の花の夏秋冬、草木の色も虛空よりなすなり。また四大といふは土水火風の事なり。人ごとにこれをしらず、いきは風、あたゝかなるは火、身のうるほひて血氣のある水、これをやきもうづみもすれば土となり、それもはじめなきが故に、とどまるものひとつもなし。

なに事もみないつはりの世なりけり死ぬるといふもまことならねば

みな〳〵まよひのまなこよりは、身は死ねどもたましひはしなぬは大なるあやまりなり。悟る人のことばには、身もたねもひとつにしぬるといふなり。佛

といふも虛空の事なり。天地國土一切の本分の田地にかへるべし。

一切經八萬法をうちすてゝ、此の一まきにて御心得候べし。大安樂の人に御成候べし。

かきおくも夢のうちなるしるしかなさめてはさらにとふ人もなし

康正三年四月八日

虛堂七世東海前大德寺一休子宗純

骸骨　終

〇八識―心の總稱、佛家には心を八つに分けて、眼耳鼻舌身の前五識に第六意識、第七末那識、第八阿賴耶識なり。

勸農詞

商人一枚起請文

解題

一茶の勸農詞は我が國民の大多數を占むる農民に對する一大福音であり、自然を樂み、簡易生活に安んずる農民生活の描寫である。流麗玉を轉ずるが如き文は雅致橫溢の想と相待つて如何に彼等を慰め彼等を奬ませしよ。一茶、通稱は彌太郎といひ、信濃柏原の人、後、江戸に出でゝ下谷に寓し俳諧寺一茶と稱し、頗る俳諧に巧みに且つ一種の風骨を帶びて權貴に屈せず、後、國に歸り、文政十年、六十五歲を以て逝く。

手島堵庵は一茶の如き俳人にもあらず、此文も亦文藝を以て傳へらるゝものにあらねど此商人一枚起請文は佛敎篇に載せたる淨土宗々祖法然上人の一枚起請文に模して商人道德を說ける所、文才の發露を見得べからざるにあらざれば、彼れの農に對し此れの商を併せ載することとした。堵庵は京都の商人通稱近江屋源右衞門、少にして石田梅巖の門に入つて終に心學道話の大家として其の名を馳す、尙ほ本篇收むる所の敎訓俚謠集にも其の述作を收めたれば參照せられんことを望む。

勸農詞

小林一茶

風流を樂しむ花園ならで、後の畑、前の田の物作に志し、自ら鍬をとりて耕し、先祖の賜と命の親に懇を盡し、吉野の櫻、更科の月よりも己が業こそ樂しけれ、朝夕心を留めて打むかふ菜種の花は、井手の山吹より好しく、麥の穗の色は牡丹芍藥より腹こたへありと覺ゆ、朝貌より夕貌こそよけれ、萩桔梗より も芋牛蒡に味あり、渾て花紅葉より栗柿は寶の植木なり、稻の穗並の賑しく、菊の花より腹滿つる心地して粟穗に馴るゝ鶉、野邊の虫の音聞くが面白く、遠き名所舊蹟より近き田圃の見廻りが飽かず、松島鹽竈の美景より飯釜の下肝要なり、上作の名劍より鎌鍬は重寶なり、書畫の掛物より掛て見る作物の肥を油斷せず、投入立花の工より茄子大角豆の正風なるが見處多く、茶の湯蹴鞠の遊びより澁茶を飮んで昔語りこそ樂しけれ、玉の臺より茅葺の家居が心易く、高

きに居らねば落つるあぶなみなく、迷はねば悟らず、念佛のかはりに業を忘らず、實義を盡すは神詣に比し、仁者にならふて山には木を植え、智者の心を汲むで田の水加減を專にし、珍肴鮮肉の料理より錢いらずの雜炊が後腹病る氣遣なし、すべて世の中は飛鳥の川の流れ、きのふの淵は今日の瀨となるごとし、唐の咸陽宮、萬里の長城も終には亡び、平相國の驕も一世のみ、鎌倉の將軍も三代をすぎず、北條、足利の武威盡き、織田豐臣の榮も終に一代なり、時過ぎ世替れば誠に夢の如し、世に稀なる珍味も舌の上にあるうち、伽羅蘭麝の熏りもかぐ內のみ、樂は苦の基、財寶は後世の障、遊興はしばしの夢、他の富を美まず、身の貧を嘆かず、唯愼むべきは貪欲、恐るべきは驕なり、抑も田地は萬物の根元にて國家の至寶なれば、父母の如く敬ひ、主君の如く尊み、妻子の如く育み、寸地をも捨てず、何處にても鍬先の天下泰平、五穀成就を願ふより外更になし。

今年米親と云ふ字を拜みけり

○仁者知者―論語に仁者は山を樂しみ智者は水を樂しむとあり。

○咸陽宮―秦の始皇帝が首都咸陽に作りたる宮殿、後、楚の項羽の爲に燒かれて、三ヶ月も火が消えざりし程の大宮殿なりといふ。

商人一枚起請文

手島堵菴

もろこし我朝の學問をせよといふにもあらず、又世智かしこき利欲者の沙汰し申さるゝ學問いらずといふにもあらず、夫れ人は生得皆善なるものなり、故に少しにてもあしき事をすれば、直に心のうちに恥づるなり、されば〻家相續の爲には實義を第一として勤むるより外に別の仔細候はず、ただし用心と申す事の外は己より上を敬ひ、又下はいたはりめぐみ、我身にいやなることを人にしむけず、返すあてなき金をからず、入るをはかりて無益のかねを遣はず、萬の物ずきをやめ、不養生をせずして己がうけたる家事に精を入れ、實義にたがはねば、必ず相續あるぞと思ひとりて勤むるうちに籠り候なり、此外に欲ふかき事を存せば、神佛のあはれみにはづれ、先祖二親の本懷にもれ、不孝の罰をうけ候べし、此ことはりを信ぜん人は、たとひ儒佛の教を學

忠烈文選

ぶとも、一文不知の小兒の輩に同じて。たゞ一向に實義を以て、面々の家業を大切に勤め、心の内にかへりみて耻ることなき様にせらるべし。

前人の正心修身此一紙に至極せり、我等が所存此外に全く別義を存せず、後々の邪義(じゃぎ)をふせがんがために所存(しょぞん)を記す、更に他人に示すにはあらず、子孫輩蒙覺しやからんが爲に、古く聞きたる言に準じて書き殘し畢(をはん)ぬ。

解題

忠烈文選は之れを上下二卷に分つ、上卷は太田錦城が「梧窓漫筆」に於て年少者に讀ましめたきものとして擧げたる平重盛の諫言、西光の淸盛に對する痛罵等の物語本に現れたる忠烈、懦夫を起らしむる名文を一々原本に據り選集したるものにして、主として歷史物語に據り下卷は純文藝の產物たる謠曲幷に戯曲小說等にして國民思想を反映し、其創作に於て、其の描寫に於て特に思想的影響を有したりと思はるゝ謠曲「小袖曾我」「鉢の木」戯曲「國姓爺」「菅原傳授手習鑑」「伽羅先代萩」等の一節幷に小說「弓張月」中源爲朝白峰御陵參拜の一節を選び、其の作者等に就ては一々標註に之れを示すことゝした。忠烈の文もとより之れに止らぬが、これによつて文藝上に現はれたる我が國民思想の一端を窺はるゝあらば幸である。

忠烈文選 上

源爲朝の忠孝（保元物語）

新院は齋院の御所より北殿へ遷らせ給ふ。左府は車にて參り給ふ。白河殿より北、河原より東、春日の末にありければ、北殿とぞ申しける。南の大炊の御門表に東西に門二つあり。東の門をば平馬の助忠正承つて、父子五人竝びに多田の藏人大夫賴憲都合二百騎にて固めたり。西の門をば六條判官爲義承つて、父子六人して固めたり。その勢百騎ばかりに過ぎざりけり。これこそ猛勢なるべきが、嫡子義朝に附いて、多分は內裏へ參りけり。爰に鎭西八郎爲朝は「我は親にも連れまじ。兄にも具すまじ。高名不覺も紛れぬ樣に、只一人如何にも強からん方へ差し向け給へ。縱ひ千騎もあれ萬騎もあれ、一方は射拂はんずるなり」とぞ申しける。依つて西河原表の門をぞ固めける。北の春日表の門をば左衞門大夫家弘承つて、子ども具して固めたり。その勢百五十騎とぞ聞えし。

○保元物語―三卷は保元の戰亂（後白河天皇と崇德上皇との御爭ひ）の顚末を記したもので初の鎌倉時代の出版物語中の祖職である。作者には納言時長とも葉室大納言とも源中將雅隆とも源師仲とも僧正慶圓とも說あつて定まつていない。源爲朝が新院朝の忠孝は新院御所固めの事各門々附軍評定よりの採れるものである。

○新院―崇德院

○齋院の御所―白河の齋院の御所、齋院とは賀茂神社に奉仕の皇

抑〻爲朝一人として殊更大事の門を固めたること、武勇天下に許されし故なり。件の男、器量人に越え、心飽くまで剛にして、大力の強弓、矢継早の手利なり。弓手の肘馬手に四寸のびて、矢束を引くこと世に越えたり。幼少より不敵にして、兄にも所を置かず、傍若無人なりしかば、身に添へて都に置きなば惡しかりなんとて、父不孝にして、十三の歳より鎭西の方へ追ひ下すに、豐後の國に居住し、尾張の權の守家遠を傅とし、肥後の國阿曾の平四郎忠景が子に三郎忠國が婿になつて、君よりも賜らぬ九國の總追捕使と號して、筑紫を從へんとしければ、菊池・原田を始として所々に城を構へて楯籠れば、「その儀ならば、いで落して見せん」とて、未だ勢も附かざるに、忠國ばかりを案內者として、十三の歲の三月の末より十五歲の十月まで、大事の軍をすること二十餘度、城を攻むる謀、敵を討つ術、人に勝れて、三年が內に九國を皆攻め落して、自ら總追捕使に押し成つて、惡行多かりけるにや、香椎の宮の神人等都へ上り訴へ申す間、往にし久壽元年十一月二十六日〔近衞天皇の御代〕德大寺中納言公能卿を上卿として、外記に仰せて宣旨を下さる。

○女を云ふ。○左府―左府は左大臣の異稱。○平馬助忠正―平馬助忠正は右馬寮の助であつたからかく云ふ。○父子五人―忠正とその長男長盛次男忠綱三男正綱四男正との五人。○多田の藏人大夫頼憲―源氏多田は攝津の地名藏人は五位の藏人といふことなり。○家弘―平家弘。○弓手馬手―弓手は左手、右手は右手、馬手は手綱を持つ手の意。○不孝にして勘當して―前國箱崎の北數里にある官椎宮―筑

幣大社。○上卿―禁中の公事の時、臨時其の行はれし人は大臣もしくは大中納言がなる。○外記―大政官に付屬して詔勅及び上奏文を起草し、又其事に關する記錄を司る職。○可令進其身―自身朝廷の方に出て處分を受けよといふ意。○非違檢非違使―檢非違使の斷罪・檢非違司の解官せられたる者なれば、前の檢非違使と云ふ。○形の如く云々―影の形に隨ふやうに始終付き從つて離るる兵だけなれば、召しつれたり。○八龍―源氏

源爲朝久住二宰府一。忽三諸朝憲一。咸背二綸言一。梟惡頻聞。狼藉尤甚。早可レ令二禁進一其身一。依二宣旨一執達如レ件。

然れども爲朝猶參洛せざりければ、同じき二年四月三日、父爲義を解官せられて、前の檢非違使になされけり。爲朝これを聞きて、「親の科に當り給ふらんこそあさましけれ。その儀ならば、我こそ如何なる罪科にも行はれんず」とて、急ぎ上りければ、國人共も上洛すべき由申しけれども、大勢にて罷り上らんこと上聞穩便ならずとて、形の如くに附き從ふ兵ばがり召し具しけり。傅子の箭前拂の須藤十郎家季、その兄隙間數への惡七別當、手取の與次、同じき與三郎、三町礫の紀平次大夫、大矢の新三郎、おなじき四郎を始として、二十八騎ぞ具したりける。依つて去年より在京したりしを、父不孝を赦して、今度の御大事に召し具しけるなり。

爲朝は七尺ばかりなる男の目角二つ切れたるが、紺地に色々の絲を以つて獅子の丸を縫つたる直垂に、八龍と云ふ鎧を似せて、白き唐綾を以つて威したる

重代相傳の鎧　義家後三年の大戰の時、八龍王の形を銀にて押し附けたる胸板にして、鎧の袖に云ふ幅一寸の札を糸にて、大荒目に縫ひ附けたるもの。○廣い札を太く粗く、目を太く粗くすること。○尻鞘・虎・鹿・熊・豹などの皮にて作りたる袋にて、太刀の鞘を包みたるを、雨露にあたらぬ用心のためにかけて妨げぬやうにしたるもの。○鈬｜雷へたるの矢｜は、づのれたるもの。○握つけたる上に、打ちたる弓の折れ目に、打ちたる釘。○樊噲｜漢の張良｜と共に、呉の功臣。○呉起｜呉の孫子｜、孫武の共に呉に支那古代の兵法家。○養由基｜楚の善射者、去柳之葉百歩而百発百中之（史記周本記）

大荒目の鎧、同じき獅子の金物打つたるを著るまゝに、三尺五寸の太刀に熊の皮の尻鞘入れ、五人張の弓長さ七尺五寸にて鈬打つたるに、三十六差したる黒羽の矢負ひ、冑をば郎等に持たせて歩み出でたる體、樊噲も斯くやと覺えてゆゝしかりき。謀は張良にも劣らず、されば堅き陣を破る事、呉子、孫子が難しとする所を得、弓は養由をも恥ぢざれば、天を翔る鳥、地を走る獣、恐れずと云ふことなし。上皇を始め參らせて有らゆる人々、音に聞ゆる爲朝見んとて擧

清盛などがへろ〳〵矢、何程の事か候べき。鎧の袖にて拂ひ、蹴散らして捨てなん。行幸他所へならば、御赦されを蒙つて、御供の者少々射んずるほどならば、定めて鴛輿丁も御輿を捨てゝ逃げ去り候はんずらん。その時爲朝參り向ひ行幸をこの御所へ成し奉り、君を御位に卽けまゐらせん事、掌を反すが如くに候ふべし。主上を迎へまゐらせん事、爲朝矢二つ三つ放さんずるばかりにて、未だ天の明けざらん前に勝負を決せん條、何の疑か候ふべき」と、憚る所もなく申したりければ、左府「爲朝が申しやう、以ての外の荒儀なり。歳の若きが致す所か。夜擊など云ふ事、汝等が同士軍十騎二十騎の私事なり。さすが主上、上皇の御國爭に、源平數を盡くして兩方に在つて勝負を決せんに、無下に然るべからず。その上南都の衆徒を召さるゝ事あり。興福寺の信實、玄實等、吉野、十津川の指矢三町、遠矢八町と云ふ者共召し具して、千餘騎にて參るが、今夜は宇治に著き、富家殿の見參に入り、曉これへ參るべし。彼等を待ち調へて合戰をば致すべし。又明日院の司の公卿殿上人を催さんに、參らざる者共をば死罪に行ふべし。首を刎ぬること兩三人に及ばゞ、殘りはなどか參らざるべき」

○高松殿｜後白河院の御所｜興を舁く者。○君｜崇德院。○以ての外の荒儀｜亂暴至極のことである意。○無下に｜一概に。○富家殿｜左府賴長の父忠實。○院の司｜院宮に奉仕する職員の總稱。

と仰られければ、爲朝上には承伏申して、御前を罷り立ちて呟きけるは、「和漢の先蹤朝廷の禮節には似も似ぬ事なれば、合戰の道をば武士にこそ任せらるべきに、道にもあらぬ御はからひ如何あらん。」義朝は武略の奥義を究めたる者なれば、定めて今夜寄せんとぞ仕り候ふらん。明日までも延べばこそ吉野法師も奈良大衆も入るべけれ、只今押し寄せて風上に火を懸けたらんには、戰ふとも爭でか利あらんや。敵勝に乘る程ならば、誰か一人安穩なるべき。口惜しき事かな」とぞ申しける。

○平治物語（天）二條天皇平治元年十二月の戰亂（信賴對信西の勢力爭ひ）を主として、其の顚末を述べた軍記物語。その作者は大差なきも、思想内容に保元物語とは叙述の體裁及び至つて元氣あるを以て、今猶ほ不明とされてゐる。一說には藤原信西の子貞憲入道通憲と云ひ、時代は成立年代と及び、大體に於て保元物語と同じ。

○三卷は二條天皇平治元年十二月の戰亂（信賴對信西の勢力爭ひ）を主として、其の顚末を述べた軍記物語。

○原攜大納言光平（一一五三年、三十三歲）世に桂大納言と稱せられ、髮を下して安樂寺に籠り、正二位に進みたが、光平然諾を重んじ、長子二條天皇の崩御に殉じて出家した。

○藤原光賴卿の尊王（平治物語）

さる程に内裏には、同じき十九日、公卿僉議とて催されけり。觀修寺左衛門督光賴卿、此の程は信賴卿の擧動過分なりとて、不參にておはしましけるが、參内して承らんとて、殊にあざやかに束帶引繕ひ、蒔繪の細太刀をおとなしやかに帶きたまひ、傅子の桂右馬允範能に、膚に腹卷著せ、雜色の裝束に出で立たせ「自然の事もあらば、人手にかくな。汝が手にかけて、光賴が首をば急ぎ取れ。」とて、御身近く置き、其の外清げなる雜色四五人召し具して、大軍陣を張りて、所々門々を堅く守護しけるを事ともせず、先高らかにおはせて入り給へば、兵共も大いに恐れ奉り、弓を平め矢を側めて通し奉る。

紫宸殿の後を經て、殿上を廻りて見給へば、信賴卿一座して、其の座の上﨟達皆下にぞ著かれたる。光賴卿、「こは不思議の事かな、人は如何に振舞ふとも彼は右衞門督、我は左衞門督なれば、下には著くまじきものを。」と思はれければ、左大辨宰相長方卿、末座の宰相にておはしましけるに、「今日の御座席こそ

といふ。
○信頼卿―右衛門督藤原信頼。父は忠隆母は藤原光頼の妹。この年二十七で敗死せり。
○僉議―詮議とは異なり、衆人の評議。衆議を云ふ。
○束帯―天皇以下百官の正服。公事の時に着甲する裝束のこと。
○傅子―もり役の子。
○腹卷―鎧の簡單なもの、袖無く脇立無く背にて合すもの。
○自然の事―萬一。
○雜色―無位の役人即ち足輕又は中間の類を云ふ。
○弓を平め云々―弓矢を伏せ。
○一座―座席の第一位に居ること。

世にしどけなう見へ候へ。」と色代して閑々とあゆみ、信頼卿の上にむずと著きたまふ。光頼は、信頼卿のためには、母方の叔父なる上、大力の剛の人なれば殊に恐れて見えられけり。右の袖の上に居懸けられて、伏目になりて色を失はれければ、著座の公卿あなあさましと見給ふに、光頼卿下襲の後引直し、衣紋つくろひ、笏取直し氣色して、「今日は衛府督（信頼卿）が一座すると見えて候。召しに參ぜざらん者をば、死罪に行はるべしとやらん承りて、參内する所なり。抑何事の御諚ぞ。」と問ひけれども、信頼卿物も宣はず、著座の公卿も一言の返答なかりければ、まして僉議の沙汰もなし。

程經て光頼卿ついたちて、「惡しう參つて候ひけり。」とて、閑々と歩み出てられけり。庭上に充ち滿ちたる兵ども、之を見奉りて、「あはれ此の殿は大剛の人かな。去んぬる十日より、多くの人出仕し給ひつれども、右衛門督殿の座上に著く人一人もおはしまさざりつるに、仕出したることよ。門を入り給ふより、聊かも臆したる躰も見え給はず。あはれ此の人を大將として合戰せば、如何ばかりかたのもしからん。」と申せば、傍なる者の、「昔頼光頼信とて、源氏の名將

○上﨟―出家一夏（三ヶ月）爲二﨟、上﨟是積﨟之久也、即ち上位故參の者の稱。
○左大辨宰相―長方卿權中納言藤顯長の子。光頼の從弟。建久二年（一八五一）卒年五十三。
○色代―會釋挨拶。
○居懸け―少し坐り乘りかかられて。
○下襲の後―束帯の時、袍の下に着る衣その後に引く裾をシリといふ。
○笏―束帯の時持つ具、牙や木製のもの、あり、その長さ一尺三四寸巾二寸五六分。
○沙汰―（一）官の指令（二）報道（三）評判此處では一樣子」と釋すべし。

おはしましき。其の頼光を打返して、光頼と名乘り給へば、是も剛にましますぞかし。」といへば、又傍より、「など其の頼信を打返して、信頼とつき給ふ右衛門ノ督殿は、あれ程臆病におはしますぞ。」といへば、「壁に耳天に口といふ事あり。怖ろし、怖ろし、聞かじ。」といひながら、皆忍び笑ひに笑ひけり。

光頼卿かやうに振舞ひ給へども、急ぎても出でられず、殿上の小蔀の前、見參の板、高らかに蹈み鳴らして立たれたりけるが、荒海の障子の北、萩の戸の邊に、弟の別當惟方のおはしましけるを、招き寄せ宣ひけるは、「公卿僉議とて催されつる間參じたれども、承り定めたる事もなし。誠やらん、光頼も死罪に行はるべき人數にてあなる。傳へ承る如きは其の人皆當時の有職、然るべき人共なり。其の内に入らん事甚だ面目なるべし。さても先日右衛の督が車の尻に乘つて、少納言入道が首實檢の爲に、神樂岡へ向けられける事は如何に、以ての外然るべからざる擧動かな。近衛ノ大將檢非違使ノ別當は他に異なる重職なり。其の職に居ながら、人の車の尻に乘り給ふ事、先蹤も未だ聞き及ばず、當時も大いに恥辱なり。就中首實檢は甚だ隱便ならず。」と宣へば、別當「それは天氣

にて候ひしかば。」とて赤面せられけり。光頼卿重ねて、「こは如何に、勅諚なればとて、いかで存ずる旨を一議申さざるべき。我等が嚢祖勸修寺内大臣、三條右大臣、延喜の聖代に仕へてより以來、君既に十九代臣又十一代、承り行ふ事は皆是れ德政なり、一度も惡事に從はず。當家はさせる英雄にはあらざれども偏に有道の臣に伴つて、讒佞の輩に與せざりし故に、昔より今に至るまで、人にさしもどかるる程の事はなかりしに、御邊始めて暴惡の臣に語らはれて、累家の佳名を失はん事、口惜しかるべし。大貳清盛は、熊野參詣を遂げずして、切目の宿より馳せ上るなるが、和泉、紀伊の國、伊賀、伊勢の家人等待受けて、大勢にてあなる。信頼卿が語らふ所の兵若干ならじ。平家の大勢押寄せて攻めんには時刻をや廻らすべき。若し又火などを懸けなば、君も爭でか安穩に渡らせ給ふべき。灰燼の地となりたらんだにも、朝家の御歎きなるべし。如何に況んや、君臣ともに自然の事もあらば、天下の珍事王道の滅亡、此の時にあるべし。右衞門ノ督は、御邊に大小事を申し合はするとこそ聞ゆれ。相構へて〳〵隙を窺ひ、玉體恙なく坐す樣に思案せらるべし。さて主上は何處に坐すぞ。」

○ついたちて云々―其儘ちよいと立ちて「つまらぬ參上をしたものだ」と云つて。○此の殿―光頼卿。○十日―除目のあつた翌日。○頼光、頼信共に多田滿仲の子。○小部―部、防二日風雨、即ち殿上六間にありて主上殿上を御覽ぜらるる所。○見參の板―清涼殿弘廂の東南隅の板敷一名鳴板と云ふ。○別當惟方―左兵衞督檢非違使別當藤原惟方、時に年三十五。○荒海の障子―清涼殿の弘廂の東北隅にあり、南面なり。表には荒海の濱に手長足長の島人を配せるを描き裏は宇治網代の衝立である。○萩の戸―夜の御殿の北、弘徽殿上御局の西にある室。○先日―十二月十四日をさす。○少納言入道―藤原通憲入道信西。○神樂岡―洛東吉田神社のあるところ。○天氣―勅命。○一議云々―一應の所存を申上げなかつたか。○嚢祖―先祖。○勸修寺内大臣―高藤。藤良門子。○三條右大臣―同じき定方即ち高藤の子。○さしもどかるる―非難せらるる。○大貳清盛云々―十二月四日發途。同十日夜切部の宿（紀伊、日高郡

「黑所の御殿に。」「上皇は。」「一本の御書所に。」「内侍所は。」「溫明殿に。」「劍璽は何處に。」「夜の御殿に。」と左衞門ノ督次第に尋ねたまひければ、別當斯くぞ答へられける。

又、「朝餉の方に人音のし、櫛形の穴に人影のしつるは何者ぞ。」と宣へば、「それには右衞門ノ督住み候へば、其の方樣の女房などぞ、かげろひ候らん。」と申されければ、光頼卿聞きもあへず、「世の中は今はかくござんなれ。主上の渡らせ給ふべき朝餉には信頼住み、君をば黑戸の御所に遷し進らせたり。末代なれども、さすがに日月は未だ地に落ち給はぬものを、天照大神、正八幡宮は、王法を如何に守り給ひぬるぞ。異國にはかやうの例ありといへども、我が朝には未だ此の如き先蹤を聞かず。前代未聞の不思議かな。」とて、のろ〳〵しげに憚る所なく口說き給へば、惟方は人もや聞くらんと、よに冷じげにて立たれたれども、且は悲しくて、「我如何なる宿業に依つて、斯かる世に生れ合ひ、憂きことをのみ見聞くらん。昔の許由にあらねども、今の内裏の有樣を見聞かん輩は、耳をも目をも洗ひぬべくこそ侍れ。」とて、上の衣の袖絞る許り泣かれけ

り。信頼の座上に著かせられし時は、さしも由々しく見え給ひしが、君の御事を悲みて打萎れてぞ出で給ひける。〔以下許由が事略〕信頼卿は、小袖に赤き大口、冠に巾子紙入れて、偏に天子の御擧動の如くなり。〔以下清盛六波羅上着の段略〕

「切部村」にて九日夜三條殿燒討の事を聞知す。○主上―二條天皇。○黒戸の御殿―清涼殿の北。○上皇―後白河。○一本の御書所―内裏東門。○建春門内―紫宸殿の東。○寢夜の御殿―御寢所。○御朝餉―天子御膳を食召す所。○櫛形―清涼殿の畫の御座と鬼の間との間にある櫛形の窓。○正八幡宮―石清水八幡神。○鈔に即ち正八幡神は出見尊、彦火々出見尊、比賣神は其妃豊玉姫を祭神とし云々―與冷じげにてひやひやするさま。○許由―堯より天下を讓らうと云はれて潁川で耳を洗つた人。○小袖―袿、（うちき）の下に著る衣。○大口―大口袴、束帯の時表袴の下に著す。○巾子紙―冠のもとゞりをかへしてはさみとむる紙

西光法師の君臣論（平家物語）

東山鹿ヶ谷といふ所は後三井寺に續いて、ゆゝしき城郭にてぞありける。それに俊寛僧都の山莊あり。かれに常は寄り合ひ、平家を亡すべき謀をぞ回らしける。或夜法皇（後白河）も御幸なる。故少納言入道信西の子息靜憲法印も御供仕らる。その夜の酒宴にこの由を仰せ合せられたりければ、法印「あなあさまし。人數多承り候ひぬ。只今洩れ聞えて、天下の御大事に及び候ひなんず」と申されければ、大納言氣色變りて、さと立たれけるが、御前に立てられたりける瓶子を狩衣の袖にかけて、引き倒されたりけるを、法皇叡覽ありて、「あはれいかに」と仰せければ、大納言立ち返りて、「平氏倒れ候ひぬ」と申されける。法皇もゑつぼに入らせおはしまし、「者ども參りて猿樂仕れ」と仰せければ、平判官康頼つと參りて、「鳴呼餘りにへいじの多う候ふに、もて醉ひて候」と申す。俊寛僧都「さてそれをばいかゞ仕るべきやらん」西光法師「只首を取るには如かじ」とて、瓶子の首を取つてぞ入りにける。法印あまりのあさましさに、つや〳〵

○平家物語―十二卷は保元の後を承け平治の後を繼ぎ平家繁昌の代から沒落に至るまでを凡そ二十餘年間の事物を記したもので大抒詩作者は諸説あるが古來確然たる説なく、信憑すべきものがない。文章は雄健流麗、巧

物を申されず。返す返す恐しかりし事どもなり。さて與力の輩（ともがら）たれ〳〵ぞ。近江の中將入道蓮淨俗名成雅・法勝寺の執行俊寛僧都・山城の守基兼・式部の大輔雅綱・平判官康頼・宗判官信房・新判官資行、武士には多田の藏人行綱を始として、北面の者共多く與力してけり。

さる程に、山門の大衆前座主取り止め奉りたる事、法皇聞し召しける所に、西光法師申しけるは「昔より山門の大衆は發向の亂りがはしき訴仕る事、今に始めずとは申しながら、今度は以ての外に過分に候ふ。能く〳〵御はからひ候ふべし。これ等を御戒め候はずば、この後は世が世にても候ふまじ」とぞ申しける。只今我が身の滅び失せんずることをも顧みず、山王大師の神慮にも憚らず、斯様に申して宸襟を惱まし奉る。「讒臣は國を亂る」と言へり。誠なるかな。「草蘭茂らんとすれども、秋の風これを破り、王者明ならんとすれども、讒臣これを闇らす」とも、かやうなことをや申すべき。新大納言成親の卿以下近習の人々に仰せて、法皇山攻めらるべしと聞えしかば、山門の大衆「さのみ王地に孕まれて、詔命を對捍せんも畏なり」とて、内々院宣に從ひ奉る衆徒もあ

○平家物語一部の構成は、平家の繁昌と没落とを對照して、その興亡の跡を明かにするにあるが、その興亡の原因は、平家の人々が、平家物語特有の人物觀に從つて、或は善人として、或は惡人として描かれてゐるのである。

○太政大臣平清盛公は、桓武天皇第五の皇子、一品式部卿葛原親王の九代の後胤、讃岐守正盛が孫、刑部卿忠盛朝臣の嫡男なり。

○平治元年五月十日、大内山の山守どもが木を伐りて、炭に焼かんとて、仁和寺の奥山へ行きたりけるに、大きなる柏木の洞に、法師の首ぞ一つ有りける。

○さる程に、天台座主明雲大僧正、伊豆國へ遠流に定められ、衆徒神輿を内裏へ振り奉りし罪に、坐主職を奪ひ返す。

○治承元年五月廿一日、天台座主明雲大僧正、伊豆國へ遠流に定められ、衆徒神輿を内裏へ振り奉りし罪に、坐主職を奪ひ返す。

○廿九日、治承元年五月廿九日。

りと聞えしかば、前座は東塔の南谷妙光坊におはしけるが、大衆二心ありと聞き給ひて「又如何なる憂目にか遭ふべきやらん」と、心細げにぞ宣ひける。されども流罪の沙汰はなかりけり。

さる程に新大納言は山門の騒動によつて、私の宿意をば暫く抑へられけり。そも内議仕度は様々なりしかども、擬勢ばかりで、この謀叛かなふべしとも見えざりければ、さしも頼まれたりつる多田藏人行綱、この事無益なりと思ふ心やつきにけん、弓袋（ゆぶくろ）の料にとて送られたりける布共をば、直垂のかたびらに裁ち縫はせ、家の子郎黨共に着せつゝ、目うちしばたゝきて居たりけるが、つら〳〵平家の繁昌する有様を見るに、當時たやすく傾け難し。若しこの事洩れぬる程ならば、行綱まづ失はれなんず。他人の口より洩れぬ先に返忠して、命いかうと思ふ心ぞつきにける。同じき廿九日の小夜ふけがた、入道相國の西八條の邸に參つて「行綱こそ申すべきことありて、これまで參つて候へ」と、案内を請ひ入りたりければ、入道「常にも參らぬ者の參じたるは何事ぞ。あれ聞け」とて主馬の判官盛國を出されたり。「全く人傳には申すまじき事なり」といふ

間、入道「さらば」とて、自ら中門の廊にぞ出でられける。「夜は遙かに更けぬらんに、如何に只今何事ぞ」と宣へば「晝は人目の繁う候ふ間、夜にまぎれて參つて候ふ。この程院中の人々の兵具を整へ、軍兵を催され事をば、何とか聞し召され候ふやらん」入道「いさとよ、それは法皇の山攻めらるべき御結構とこそ聞け」と、いと事もなげにぞ宣ひける。行綱近くより、小聲になつて「その儀では候はず、一向當家の御上とこそ承り候へ」入道「さてそれをば法皇もしろしめされたるか」「仔細にや及び候ふ。執事の別當成親の卿の軍兵催され候ひしにも、院宣とてこそめされしか。康頼がと申して。俊寛がかく申して。西光がと振舞うて」など、有りのまゝにはさし過ぎて言ひちらし、我が身は暇申すとて出でければ、その時入道大聲を以て侍共呼びのゝしり給ふ事夥し。行綱なまじひなる申し出でゝ、證人にや引かれんずらんと恐しさに、人も追はぬに執袴し、大野に火を放ちたる心地して、急ぎ門外にぞ逃げいでける。

その後入道筑後の守貞能を召して「當家傾うとする謀叛の輩こそ京中に充ち滿ちたんなれ。急ぎ一門の人々にも觸れ申せ。侍共催せ」と宣へば、馳せ廻つて披露す。右大將宗盛・三位中將知盛・頭の中將重衡・左馬の頭行盛以下一門の人々、甲冑弓矢を帶してさし湊ふ。その外侍共雲霞の如くに馳せ集つて、その夜の中に、入道相國の西八條の邸には、兵六七千騎もあるらんとぞ見えし。明くれば六月一日の日なり。未だ暗かりけるに、入道相國阿倍の資成を召して「院の御所へ參り、大膳の大夫信成を呼び出して、屹度申さんずることはよな。『新大納言成親の卿以下近習の人々この一門を亡して、天下亂らんとする謀叛の企あり。一一に搦め取つて尋ね沙汰仕り候ふべし。それをば君もしろしめさるまじく候ふ』と申すべし」とぞ宣ひける。資成急ぎ院の御所へ馳せ參り、信成を招いでこの事を申すに色を失ふ。やがて御前へ參つて、この由かくと奏聞申しければ、法皇「あゝはやこれらが内々謀りしことの洩れ聞えけるにこそ、さるにてもこは何事ぞ」とばかり仰せられて、分明の御返事もなかりけり。資成急ぎ走り歸つて、この由かくと申しければ、入道「さればこそ行綱は眞を申したれ。行綱この事告げ知らせずば、淨海安穩にてやはあるべき」とて筑後の守貞能・飛彈の守景家を召して、當家傾けうとする謀叛の輩、一一搦め取るべき由下

○大膳の大夫＝大膳は内膳に對する名臣に下賜せられる食膳であるが、即ち宮内省大膳職に居る被官の内の正長官にして正五位の者がなる。

知せらる。依つて二百餘騎、三百餘騎、あそこ〳〵に押し寄せ搦めとる。

入道相國まづ雜色を以て中の御門烏丸、新大納言の宿へ「屹度立ち寄り候へ申し合すべきことの候ふ」と宣ひ遣されければ、大納言我が身の上とは露知らず「あはれ、法皇の山攻めらるべき御結構のあるを、申し宥められんずるにこそ。御憤深げなり。如何にも叶ふまじきものを」とて、ないきよげなる布衣(ほうい)たをやかに著なし、鮮なる車に乘り、侍三四人召し具して、雜色・牛飼に至るまで、常よりも猶引きつくろはれたり。そも最後とは後にこそ思ひ知られけれ。

西八條近くなりて見給へば、四五町に軍兵共充ち滿ちたり。あな夥し、こは何事なるらんと、胸打ち騷がれけれども、門前にて車より下り、門の內へさし入りて見給へば、內にも兵どもは隙(すき)はざまもなうぞ並み居たる。中門の口には、恐しげなる者共數多待ち受け奉り、大納言を取つて引つ張り「縛(いまし)むべう候ふやらん」と申しければ、入道簾中より見出し給ひて「あるべうもなし」と宣へば、侍共十四五人前後左右に立ち圍み、大納言の手を取つて、緣の上へ引き上げ奉り、一間なる所に押し込め奉つてけり。大納言は夢の心地して、つや〳〵物を思し

○なえ清げなる―一本になゆきよげとあり。

給はず。供にありつる侍共、大勢に押し隔てられて、散り〳〵になりぬ。雜色牛飼色を失ひ、牛車を棄てゝ皆逃げ去りぬ。

さる程に、近江の中將入道蓮淨・法勝寺の執行俊寬僧都・山域の守基兼・式部大輔雅綱・平判官康頼・宗判官信房・新判官資行も捕はれてこそ出で來れ。西光法師この由を聞きて、わが身の上とや思ひけん、鞭を打ちて急ぎ院の御所へまかる。六波羅の兵共道にて行き遭ひ「西八條より召さるゝぞ、屹度參れ」といひければ「こは奏すべきことありて、院の御所へ參る。やがてこそ歸り參らめ」といひければ「にくうい入道めが、何事をか奏聞すべかんなるぞ」とて、しや馬より取つて引き落し、中(ちう)にくゝつて、西八條殿へ下げて參る。日の始より根元與力の者なりければ、特に強う縛めて、御壺の內にぞ引きすゑたる。入道相國大床に立ちて、暫しにらまへ「あなにくや、當家を傾けうとする謀叛の奴がなれる姿よ。しやつ爰へ引き寄せよ」とて、緣の際へ引き寄せさせ、物履きながら、しやつらをむづ〳〵とぞ踏まれける。「本より己等がやうなる下臈の果を、君の召し使はせ給ひて、なさるまじき官職をなし給ふ。父子共に過分の

○天台座主―山の寺務を總理する者の稱、後世は天台宗の中比叡山延暦寺の貫主にのみこの稱を用ひた。

○高平太―高平太は足駄の一家の朝夕に繩の緒の足駄をはきて通ひしぞいと思ひしに、京童は例の高平太とこそいひしか。然るを高平太殿が扇にて鼻を狹みたるぞやとて後には鼻平太々々とこそは云はれ給ひしか。（源平盛衰記）

○盛保の頃―延喜の帝の保延天皇の保延元年八月十九日、備前守忠盛朝臣、鳥羽院の御所へ參りたりけるに、院の御前に召されて、伺候の人數多ありけるに、忠盛を召して、「汝は伊勢平氏の中に、いかなる者をか、侍の大將軍とは思ふぞ。」と仰せられければ、忠盛畏まつて、「侍の大將軍とは、存じ候はず。但し、伊勢平氏の中に、正盛が子に、平太忠盛と申す者こそ候へ。」と申したりければ、「さては、汝が事にてあるにこそ。」と仰せられければ、忠盛、「恐れ入つて候。」と申して、退出しにけり。（源平盛衰記）

振舞をすると見しに合せて過たぬ。天台座主流罪に申し行ひ、剩へ當家傾けうする謀叛の奴に與してけるなり。ありの儘に申せ」とこそ宣ひけれ。西光本より勝れたる大剛の者なりければ、ちとも色を變ぜず、わろびれたる景色もなく居直り、あざ笑ひて申しけるは「院中に近く召し使はるゝ身なれば執事の別當成親、卿の軍兵催され候ことにも與せずとは申すべきやうなし。それは與したり。但し耳にあたることをも宣ふものかな。他人の前は知らず、西光が聞かんずる所にて、左樣のことをばえこそ宣ふまじけれ。抑て御邊は故刑部卿忠盛の嫡子にておはせしが、十四五までは出仕もし給はず。故中ノ御門の藤中納言家成の卿の邊に立ち入り給ひしをば、京童は例の高平太とこそいひしか。然るを保延の頃、海賊の張本三十餘人搦め進ぜられたりし勸賞に四品して、四位の兵衞の佐と申しゝをだに、人皆過分とこそ申し合はれしか。殿上の交をだに嫌はれし人の子孫にて、今太政大臣になり上つたるや過分なるらん。固より侍程の者の受領、檢非違使に至る事、先例法例なきにしもあらず。何か過分なるべき」と憚る所もなくいひ散しければ、入道相國餘りに腹をすゑかねて、暫しは物をも宣はず。やゝあつて、入道宣ひけるは「しやつがしや首左右なう斬るな。能く能く糺問して、事の仔細を尋ね問ひ、その後河原に引き出いて、頭を刎ねよ」とぞ宣ひける。松浦の太郎重俊承つて、手足をはさみ、樣々にして痛め問ふ。西光本より爭はざりける上、拷問は嚴しかりけり。白狀四五枚に記せられて、その後、口を裂けとて口を裂かれ、五條西の朱雀にして遂に斬られけり。嫡子加賀の守師高は解官せられて、尾張の井戸田に流されたりしを、同じき國の住人小(を)胡麻(ごま)の郡司維季に仰せて擊たせらる。次男近藤判官師經をば獄より引き出いて誅せらる。その弟左衞門の尉師衡・郎黨三人をも同じう頭を刎ねられけり。これ等は皆いひがひなき者の秀でゝ、いろふまじきことをのみいろひ、過たぬ天台座主流罪に申し行ひ、果報や盡きにけん、山王大師の神罰冥罰を立所に蒙つて、かゝる憂目にあへりけり。

○又童が前を切つて『高平太殿が扇にて鼻を狹みたるぞや』とてゝ後には鼻平太々々とこそは云はれ給ひしか。」（源平盛衰記）

○盛保の頃―延喜の帝の保延天皇の崇德天皇の保延元年八月十九日、備前守忠盛朝臣、鳥羽院の御所へ參りたりけるに、院の御前に召されて、伺候の人數多ありけるに、忠盛を召して、「汝は伊勢平氏の中に、いかなる者をか、侍の大將軍とは思ふぞ。」と仰せられければ、忠盛畏まつて、「侍の大將軍とは、存じ候はず。但し、伊勢平氏の中に、正盛が子に、平太忠盛と申す者こそ候へ。」と申したりければ、「さては、汝が事にてあるにこそ。」と仰せられければ、忠盛、「恐れ入つて候。」と申して、退出しにけり。（源平盛衰記）

平重盛の誠忠（源平盛衰記）

一　父を諫む

かねての巷の說に、清盛卿の事と聞えければ、六波羅には武士雲霞の如く馳せ集まる。大內を守護する者も、平將の亭に馳せ行きければ、左衞門督重盛卿は、當家追討の披露一定僻事にこそ、參りて御氣色伺はんとて、院參し給ひける程に、上皇（後白河上皇）は又閤巷の說を謝し仰せられん爲六波羅へ御幸あり。左衞門督公光卿、治部光隆卿供奉せられけり。重盛卿道にて參り會ひ給ひ、御供申して入れ奉る。中納言清盛は、用心の爲にや、所勞と稱して見參に入らざりければ、空しく還御ありけり。河陽の蒐春秋猶これを忌むといへり。忽ちに君臣の道を忘れて、今上下の體を背きけれども、君として其罪を責むるにあたはず、臣として其の咎を恐るる事なし。朝家の恥武將の驕り、唯此事にあり。これ又平家の狼藉の第二度なり。重盛卿御送りに參りて六波羅へ歸り、父に向ひて、「扨も一院の御幸こそ恐れ覺ゆれ。」と宣ひければ、清盛は、「思召し寄り仰す旨の聊かもあればこそ、平家追討と云ふ事も洩れ聞ゆらめなれば、御幸ありとても打解けらるべからず。」と憤られければ、重盛は、「此の事ゆめ〳〵色にも詞にも出させ給ふべからず、保元平治より、逆臣を誅罰して勳功端多し、今に至るまで、君の御爲不忠を存ぜられず、何に依てか一門追討の御企てあるべきかやうの事にこそ人の心つきて、實なき事に惡しき事をもおもひ出す事に候、向後も叡慮に背きたまはず、人の爲に惠みを施さんと思召さば、神明三寶の御加護あるべし、されば御身の恐れ有るべからず。」とて立たれければ、清盛、「此の重盛はゆゝしく大樣の者かな。」とぞ云はれける。一院は六波羅より還御の後疏からぬ近臣按察使入道資賢を始めて、人々御前に候はれけるに、仰せの有りけるは、「平家追討とは何物が云ひ出しけるやらん、斯樣の事は浮說なれども世の大事に及ぶなり。」と仰せられければ、諸人口を閉ぢて物申すことなし。西光法師折節御前近く候ひけるが、「天に口なし人代りていへり、驕つて無禮なるはこれ天罰の徵なり、清盛以ての外に過分なり、亡びん瑞相にや。」と申しければ

○源平盛衰記は四十八卷よりなり、二條天皇の御宇保元年中より天下の亂始まりて、安德天皇の壽永二年に於て平家の滅亡するまで凡そ二十餘年間の事を記せり。詳なるものにして、平家の內外の事、言語に盡し難し。全く同じ大納言長房卿の作なりと云ふ。○或說に云ふ、平重盛卿の子維盛の北の方は、時忠卿の娘なり。重盛卿の北の方は、平大納言時忠卿の娘なり。○或說に云ふ、平

人々これを聞き、壁に耳ありとて、拔足して退出する族も有りけり。

二　子資盛を誡む

平家の事様御目醒しく御召されし院は御出家ありけれども、彼の一門は猶思ひ知らざりけるにや、心の儘にぞ振舞ひける、其の中に然るべき運の傾くべき符にや、同じき二年七月三日、法勝寺へ御幸ありければ、當時の攝籙基房公號松殿參りたまひけり。還御の後殿下三條京極を過ぎ給ひけるに、三條面に女房の車あり、夕陽の影に車の中透きて、曇りなく見え透る、烏帽子著たる者乘りたりけり。牛飼御厩の舍人等、車より下すべき由責めけるに、聞き入れずしてやり過ぎんとしけるを、狼藉なりとて、前の簾竝に下簾を切り落したりけるに、葛の袴を著たる男あり、車を馳せて逃げけるを、追つかけて散々に打ちけり。車六角京極の小家にやり入れにけり。件の男は太政入道の孫、越前守資盛なりけり。彼の人笛を習はんとて、式部大輔雅盛が家に行きたりけるが、歸りける間參り會ひにけり。資盛歸りて小松殿にしか申しければ、「御出に參り會つて車より下りざりけるこそ尾籠なれ。梅檀樹は二葉より芳しくして、四十里の伊蘭林を飜し、頻伽鳥は卵の中にてあれども、其の聲諸鳥に勝れたりと云へり、幼稚と云ふは五六歳の時なり、汝十歳に餘れり、爭でか禮儀を存ぜざらん、人に上下の品あり、官に淺深の法あり、政は横ざまなきを基とし、禮は敬ふのみを以て本とせり、傍輩猶以て敬うべし、況んや攝政家に於てをや。かやうの事にこそ世の大事も引き出せ、供したる侍共が、物に心得ねばこそかかる狼籍を現じ、無禮の目にも合ふ。」とて、大きに叱り教訓せられけり。殿下の御供の者も、平將の孫とも知らず、資盛が供の者も、殿下の御車とも知らざりけるにや、かゝる事出で來れり。殿下此の事を聞き給ひて、牛飼御厩舍人等、平大納言重盛の許へ召し渡されけり。其の上藏人右少辨兼光を御使として、事の由を謝し仰せられければ、大納言大きに畏まつて申されて、牛飼舍人等をば則ち歸し進らせられたりけれども、尚牛飼御舍人各三人、檢非違使基廣に預け給ふ。御隨身四人、御厩に下されける。内に府生秦兼清、政所に下さる。彼の兼清は制止を加へたりけるに依つて、輕罪に行はれけり。前驅七人追郤せられけるに、入道

孫に仔細を問ひければ、資盛ありの儘に申す。入道安からず思ひ、大きに嗔つて宣ひけるは、「たとひ攝政關白におはすとも、淨海が孫といはん者には、などか一度の芳心なかるべき、家貞必ず資盛が恥を雪げ。」とぞいはれける。

小松殿此の事を聞き給ひて、いそぎ入道の許へ參じ申されけるは、「御報答の仰せ努々有るまじき事に候、重盛が子ども、平殿上人にて、殿下の御出にまゐり會ひて、無禮を致すこそ尾籠に侍れ、たとひ越前の守こそ若き者にて、骨法知らずとも、相具したる侍共が、不思議に覺え候、彼等をこそいかにも御勘當あるべきことと覺ゆれ、資盛全く恥にて侍るまじ、誠に武士なんどに合うて、かゝる目に合ひたらば、御鬱り深かるべし、上下品定まれり、敵論ずるに及ばず、攝籙の臣と申すは、忝くも春日大明神入り替らせ給ひて、君と共に國を治め民を育ひまします、尤も仰ぎ奉るべき御事なり、今御權威に誇りて、其恥を報はん事然るべからず、これは一門の衰微にもなり侍りぬと覺え候、されば德を以て人に勝つ者は昌え、力を以て人に勝つ者は亡ぶと云ふ事あり。かやうの事よりこそ天下の大事も出で來り、家の煩ひとも成るなれ、老子經に、天下の難き事は必ず易きことに作り、天下の大事は必ず細かなる事に作ると云へり、能く〳〵御愼みあるべきことにや。人の上は百日こそ申すなれ、唯披露せぬにては過ぎじ」など宥め申されければ、聞く人ゆゆしき賢臣かなとぞ思ひける。さて侍共を召して、「少なき者相具して、斯様の事仕り出しける條、以ての外の狼籍なり。」と仰せければ、供したりける者供も、皆恐れ入つてぞありける。かくて小松殿は歸り給ひぬ。されども猶入道はごはしかりけるが、上﨟も下﨟もわきまへず、主より外には恐ろしき事なしと思ひて、前後を知らざりける難波妹尾に下知し給ひけるは、「重盛はゆゝしく大樣の者にて、子の恥をも親の嗔りをも知らず、樣々制止つれども、他家の人の思はんことこそ愧しけれ、傍輩の爲に越前守が恥すすげ、伴にあらん者共がもとどりきれ。」とぞ宣ひける。難波妹尾は興ある事に思ひて內々其の用意あり。

三　法皇を幽閉せんとせし父淸盛を極諫す

入道はかやうに人々禁め置きて後も、猶安からずおぼされければ、生衣の帷の脇搔きたるに、赤地の錦の鎧直垂に、白金物打ちたる黒絲縅の腹卷に、打刀前垂に指し、當初安藝守と申すとき、嚴島の社の神拜の次に、靈夢を蒙り賜はると見たりけるが、現にも實に有りける銀の蛭卷したる手鉾の、祕藏して常の枕を放さず立てられたる、鞘はづし左の脇に挾みて、中門の廊に出でられたり。其の氣色大方邊を拂つて勇々しくぞ見えける。「貞能貞能。」と召しければ、筑前守木蘭地の直垂に緋縅の鎧著て跪いて候ひけり。入道嗔聲にて宣ひけるは、「やをれ貞能慥かに承れ、入道が過分とては、官途の涯分許りなり、坂上田村丸は、刈田丸が子なりしかども、東夷の邊土を平らげし忠に依つて、左近大將を兼ねたり、朝敵を誅して高位に登る事、異域本朝其の跡相傳はれり、淨海一人に非ず、君强ちに御憤り有るべき事ならず。其の奉公を案ずるに一度一旦の勳功に非ず。一年保元逆亂の時、平馬助を始めとして、親しき者共も半ばに過ぎて新院の御方に參りき。一宮重仁親王の御事は、故刑部卿殿の養君にて坐ししかば、旁思ひ放ち進らせ難かりしかども、故院の御遺誡に任せて御方

源平盛衰記邊卷第六
○生衣—生絹
○赤地の錦の鎧直垂—普通の直垂より袖つぼみ袴の裾が短い。
○白金物—銀製の金具。
○當初云々—清盛が正四位下安藝守であつた時即ち久安三年四十二才の時のことである。
○蛭卷したる鋒—鞘を銀製の輪で間を隔てて蛭の卷きついた形のやうに小さな薙刀。
○貞能—筑後守家貞の子。
○やをれ—やをのれにてやよ汝の意。
○平馬助—右馬助忠正、清盛の叔父に當る。
○新院—崇德上皇。
○一の宮—一の宮樣といふ意で此處では崇德上皇第一の皇子重仁親王。
○故院—鳥羽法皇を指す奉る。
○御結構—御たくらみ。
○一定—たしかに。
○仙洞—後白河法皇。
○きせなが—大將の着る通常の鎧。

にて前を蒐け、兇徒を討ち平らげたりき、これ一の勳功なり。次に平治元年に右衞門督信賴卿、下野守義朝等が振舞、入道命を惜しみては叶ふまじかりしを命を重んじ身を輕んじて兇黨を退き、經宗惟方を召し禁めしに至るまで度々天下を鎭め海內を平らげて、君の御代になし進らせたる入道なり。縱令人いかに讒し申すとも爭でか子々孫々までも捨て思召すべき。成親卿が讒奏につかせ坐して、一門追討せらるべき由の院中の御結構こそ返す〳〵遺恨の次第なれ。此の事行綱告げ知らせずば顯はるべからず、顯れずば入道安穩に有るべしや。猶も北面の下﨟共の中に申す事なんど有らば、御輕々の君にて、一定當家追討の院宣下されぬと覺ゆ、朝敵と成りなん後は悔むに甲斐有るまじ、世を鎭めん程仙洞を鳥羽の北の御所へ移し進らするか、さらずば御幸をこれへなし進らせばやと思ふなり、其の儀ならば北面の者共の中に、矢をも一つ射出す者も有りぬと覺ゆるぞ、侍共に用意あるべしと觸るべし、大方は入道院中宮仕へ思ひ切りぬ、きせなが取出せ、馬に鞍置かせよ。」とぞ宣ひける。又然るべしとは云ふまじけれども、これ程の大事爭でか內府に申さざるべきとて、「急ぎ立寄り給へ、

申すべき事等侍り。」と使者を立てられたりけれども、強ちに騒がぬ人に坐しければ、けしからず只今何事か有るべきとて、急ぎ出で給ふ事なし。其の間に侍共は入道の下知に隨ひて、弓よ矢よ、馬鞍など葬けり。一門の人々も色々に出で立ちて、つと出で給はんずる體なり。入道は、小具足取附け腹巻著て、中門の廊に打立ち給へり。

主馬判官盛國此の形勢を見て、あな淺ましと思ひければ、小松殿に馳せ參り「世は既にかうと見え侍り、入道殿御さながを召されたり。公達も侍も悉く打ち立たれたり、法住寺殿へ御參り有りて、法皇を鳥羽の御所に移し進らすべしと披露候へども、實は西國の方へ御幸あるべきとこそ内々承りつれ、いかに此の御所へ御使は進らせられずやあらん。」と申しければ、大臣大きに騒ぎ給ひて「使者はありつれども何事かはある、べきと思召しつるに、今朝の入道の氣色、さる物狂はしき事もあるらん。」とて、急ぎ西八條へ馳せ參られけり。其の時も猶今朝の姿にて、烏帽子直衣にて、物具したる者をば一人も具し給はず、差入りて見給へば、入道既に腹巻を著給ひける上は、一門の卿上雲客數十人、各思ひ

○小具足―鎧の小具足即ち小手脛當。

〳〵の鎧直垂に色々の鎧著て、中門の廊に二行に著座せられたり。諸國の受領なんどは、椽に居覆れて庭にも犇と並み居たり。馬の腹帶强くしめて、手綱打懸け〳〵、旗竿どもを引きそばめ、熊手薙鎌手々に捧げ、兜を前に置きて、主人あと云はば、郎黨さと出づべき體なりけり。小松大臣は引替へ、烏帽子直衣に奴袴の稜取りさやめき入られければ、人々言の外にぞ見奉る。右大將宗盛出で向ひて、内府の直衣の袖を引へて、「これ程の大事出で來て、入道既に甲冑を帶せられ候上は、御裝束何樣にか候べき。」と宣ひければ、「何事かは有るべき、朝家の重事をこそ大事とは申せ、これは私事なり、入道の物狂ひの至る所か、武具を帶する事輒からず、重盛慥に其の職に居ながら甲冑を著せん事、太だ然るべからず、就中、近衞の大將は世の重んずる官、他に異る職なり。兵共も數千騎候の上は、云ひがひなく重盛一人物具したらば、何程の事かは候べき、禮儀を知らぬに似たり、夷賊朝家を亂り、兇徒勝に乘りて御方敗れんとせん時は、たとひ丞相の位に至るとも、自ら禦ぎ戰ふべし、然るを敵方もなし其の仁も知らず、何に向つてか合戰すべき、沙汰の趣尤も以て不審なり。」とて、よに惡氣

○熊手薙鎌―敵をひつかけ捕へる武器。
○あと云はば―命令一下直ちに。
○小松大臣―重盛。
○奴袴の稜取り―袴の一種にて袴の裾を括りて絲にて括りて足に著くるも、袴の裾の括を裾に指貫の括を襞を輕く取り上ることさやめくは絹ずれの音がさやさやと云ふこと

にて尻目に懸けて通られければ、宗盛卿苦々しく思ひ給ひ、歸り入り給ひぬ。實に理なりければ聞く人々皆苦り合へり。内府内へ入り給へば、入道これを見給ひて、臥目にこそ成り給へ、例の此の内府が、世を表する様に振舞ふとて意得ざる氣には坐しけれども、子ながらも遖があの貌に物具して相向はん事、面はゆくや思はれけん、物具脱ぎ置く隙もなかりければ、障子を少し引立てて腹巻の上に薄墨染の素絹の衣を引懸けて出で給ひけるが、胸板の金物のはづれて見えけるをかくさんと、頻りに衣の襟を引違へ〳〵し給ひければ、引綻ばかしていとゞきらめきて見えけり。入道はへらぬ體にて、「抑此の間の事、西光法師に委しく相尋ぬれば、成親卿の謀叛は事の枝葉なり、實は叡慮より思召し立つと承れば、世の鎭まらん程暫く法皇を迎へ奉り、片邊に御幸なし進らせんと存ず、大方近來いとしもなき者共が近習者し、下剋上して折を待ち時を伺ひて種々のことを勸め申すなる間に、御輕々の君にては坐す、かかる亂國の基をも思召し立ちけり、向後とても打解け奉る可きに非ず、一天の煩ひ當家の大事、一定出で來ぬと覺ゆ、されば申し合せ奉らばやと存じて使者を進せたれば、如

○いとしもなき者―つまらない者。
○下剋上―下として上にさからふ。

何なる遲參候ぞや。」と宣ひけり。小松殿は弟の右大將宗盛より上座し給ひたりけるが、檜扇半ばばかり披き使ひ給ひけるが、入道の言を聞き給ひ、雙眼より涙をはら〳〵と流し、暫し物を宣はず、先づ興醒めて坐しければ、入道又物もいはれず、一門の殿原なりを鎭めて音もせず、庭上の軍兵等皆畏まつて候ひけり。

内府やゝ暫くありて、直衣の袖より疊紙を取出し、落つる涙を推拭ひ申されけるは、「左右の仔細は暫く閣く、此の御貌を見進すことを現とも存じ候はね、流石我が朝は邊鄙粟散の境と申しながら、天照大神の御子孫國の主として、天兒屋根命の御末、朝政を掌り給ひしより以來、太政大臣の官に昇れる人、甲冑を著する事輒かるべしとも覺えず、就中出家の御身なり、夫れ三世の諸佛の解脫幢相の法衣を脫ぎ捨てて、忽ちに弓箭を帶しおはしまさん事、内には既に破戒無慙の罪を招き給ひ、外には又仁義禮智信の法にも背き坐すらんと覺ゆ、旁恐れある申し事にて候へども暫く御心を閑めおはしまして、重盛が申し狀を具に聞召さるべくやらん、且は最後の申し狀と存ずれば心底に旨趣を殘すべらず、

○檜扇―檜の薄板を白絹絲でとぢた扇。
○邊鄙粟散―楞嚴經に一粟散卽小國小主散二天下一如レ粟多也とあり。小國をいふ。
○天兒屋根命―藤原氏の祖
○三世の諸佛―過去現在未來の三世に渡る無量無數の佛。
○解脫幢相の法衣―袈裟。

先づ世に四恩と云ふ事あり、諸經の說相同じからざるに、內外の存知各別なりといへども、且く心地觀經を見候に、一には天地の恩、二には國王の恩、三には父母の恩、四には衆生の恩これなり。これを知るを以て人倫とし、知らざるを以て鬼畜とす、其の中最も重きは朝恩なり、普天の下王土に非ずといふ事なし、されば彼の潁川の水に耳を洗ぎ、首陽山に蕨を折りける賢臣も、敕命の背き難き禮儀をば存ずとこそ承れ、如何に況んや倩上古を思ふ、御先祖平將軍貞盛は、相馬小次郎將門を誅せられたりけるも勸賞行はれし事受領には過ぎざりき。伊豫入道賴義が貞任宗任を滅したりける皇の御苗裔、葛原親王の後胤とは申しながら、中比よりは無下に官途も打下つて、下國の受領をだにも宥されずこそ有りけるに、刑部卿殿備前守の御時、鳥羽院の御願、得長壽院造進の勸賞に依つて、家に久しく絕えたりし內の昇殿を ゆるされける時は、萬人唇を反し侍りけるとこそ傳へ承り候へ、されども御身は既に先祖にも未だ拜任の例をきかざりし太政大臣を極めさせ坐す上、又大

○破戒無慙の罪―戒律を破るの罪。

○普天の下―詩經の小雅に「普天之下莫レ非二王土一、率土之濱莫レ非二王臣一」

○潁川に云々―支那太古の隱士許由の故事。

○首陽山に云々―伯夷叔齊のこと、史記伯夷傳に「武王已平二殷亂一天下宗レ周、而伯夷叔齊恥レ之、義不レ食二周粟一隱二於首陽山一、采レ薇而食レ之、遂餓二死於首陽山一」とあり、

○勸賞―手柄の褒賞。

臣の大將に至れり、所謂重盛など暗愚無才の身を以て蓮府槐門の位に至る、加之國郡半ばは一門の所領となり、田園悉く一家の進止たり、これ希代の朝恩にて候はずや、今此等の莫大の御恩を忘れて、濫りがはしく君を傾け奉らんと思召し立つ事、天照大神、正八幡宮の神慮にも定めて背き給ふべし、朝恩に背く者は、近くは百日、遠くは三年を過さずとこそ申し傳へて侍れ、昨日までは人の上にこそ承りつるに、今日は我が身にかゝりなんとす、其の上日本はこれ神國なり、神は非禮を受け給はず、然るに君の思召し立つ處道理尤も至極せり、此の一門代々朝敵を平らげて、四海の逆浪を鎭むることは、無雙の勳功に似たれども、面々の恩賞に於ては傍若無人と申すべし、聖德太子十七箇條の憲法には人皆有レ心、心各有レ執、彼是則我非、我是則彼非、我必ず非レ聖、彼必ず非レ愚、共に是凡夫耳、是非之理、誰カ能ク可レ定ム、相共に賢愚にして、如レ環ノ無レ端、是以テ彼ヲ人雖モ瞋ルト還テ恐二我失一ヲとこそ承れ、これに依つて君事の次を以て奇怪なりと思召さば、尤も御理にてこそ候へ、然而御運の盡きざるに依りて此の事既に顯れぬ、仰せ含められゝ大納言又召し置かれぬる上は、縱令君如何なる事

○蓮府槐門―共に大臣の異稱、支那の晉大臣、王儉が蓮を愛し、後者は周公が主君を代つて政治を取られる前に三本の槐を植ゑ、三公はそれに對して坐位を設けた故事に起因す。

○進止―進むも止るも一家の自由である。

○十七條憲法―第十にあり。

思召し立つと云ふとも、何の恐れか坐すべき、大納言已下の輩に、所當の罪科を行はれ候はん上は、退いて事の由を陳じ申させ給ひて、君の御爲には彌奉公の忠勤を盡し、人の爲にはますます撫育の哀憐を致させたまはば、佛陀の加護に預り神明の冥慮に背くべからず、神明佛陀の感應あらば、君もなどか思召し直す御事もなかるべきか、濫れがはしく法皇を傾け進らせんとの御計らひ、方々然るべからず、重盛に於ては御供仕るべしとも存じ侍らず、不下以二テ父命一ヲ辭中セ王命上ヲ、以二テ王命一ヲ辭ス父命一ヲ、不下以二テ家事一ヲ辭中セ王事上ヲ、以二テ王事一ヲ辭ス家事一ヲと云ふ本文有り、又君と臣とを竝べて親疏を分つ事なく、君に附き奉るは忠臣の法なり、道理と僻事とを竝べんに、爭でか道理に附かざらん、これは專ら君の御理にて坐し候へば、神明擁護を垂れ給ふらん、さらば逆臣忽ちに滅亡し、兇徒卽ち退散して、八埏風和らぎ、四海浦靜まらん事、掌を返すよりも猶速かなるべし、されば重盛院中を守護し進らせ侍らばやとこそ存じ候へ、重盛始めは六位に叙し今三公に列なるまで朝恩を蒙る事家に其の例なし、身に於て過分なり、其の重きことを思へば、千顆萬顆の珠にもこえ、其の深き色を論ずれば、一入再入の紅にも定めて過ぎたるらん。然らば院中に參り籠り侍りなん、其の義ならば重盛が命に替り身に替らんと契りを結べる侍、二百餘人は相隨へて待ちて候らん、此の者共はさりとも重盛をば捨て思はじとこそ存じ候へ、これ以て先例を思ふに、一年保元の逆亂の時、六條判官爲義は、新院の御方に參り、子息下野守義朝は、內裏に參りて父子合戰を致す、新院の御方軍破れて、大炊殿戰場の煙の底に成りしかば、院は讃州へ下向、左府は流矢にゆたりて失せ給ひぬ、大將軍爲義法師をば、子息義朝承つて朱雀大路に引出し、首を刎ねたりしをこそ、同じく敕定の忝さと云ひながら、惡逆無道の至り、口惜しき事がなと存じ候ひしが、正しく御覽ぜられしことぞかしし、それに人の上の樣に淺ましと悲しかりしことの、今日は又重盛が身の上に罷りなりぬることよと存ずるこそ心憂く覺え候へ、悲しきかな、君の御爲に奉公の忠を致さんとすれば、迷盧八萬の頂より猶高き父の御恩忽ちに忘れなんとす痛ましきかな、不孝の罪を遁れんとすれば、又朝恩重疊の底極め難し、君の御爲に既に不忠の逆臣となりぬべし、雖二モ父不一レ爲ラ君、不レ可ニ臣以テ不一レ爲ラ臣、雖二モ父不一レ爲ラ君、不レ可ニ子以テ不一レ

○八埏―埏は地の極る所八埏は國土の限り。
○千顆萬顆云々―管三品の花光水上淨序に「瑩レ日浮レ風高價千顆之玉。染レ波裏レ一染入一再入之紅。」
○院―景德院
○左府―左大臣賴長。
○迷盧―(Sumeru)須迷盧の略、須彌山、この山は高さ八萬由旬一由旬は六町の四十里なりと云ふ。
○雖君不爲君

爲レラ子と云へり、彼と云ひ此と云ひ、進退ここに極れり、思ふに無益の次第なり。唯末代に生を受けて、かかる憂目を見る重盛が、果報の程こそ口惜しけれ、されば申し請くる處御承引なくして、猶御院參あるべくば、唯今重盛が頸を召さるべく候、所詮院中をも守護仕るべからず、惡逆の咎遁れ難し、又御供をも仕るべからず、忠臣の儀忽ちに背き候、請くる詮たゞ頸を召さるべきにあり。唯今思召し合せ坐すべし。御運は既に末に臨みぬと覺え候、人の運命の盡きんとする時、かやうの事は思ひ立つ事にて侍り、老子の詞こそ思ひ知られ候へ、功成り稱遂げテ不レ退レキ身ヲ避レバ位ヲ則遇ニバ於害ニと申せり、彼の漢の蕭何は勳功を極むるに依て官大相國に至り、劍を帶し冠を著ながら殿上に昇ることを免されしかども、叡慮に背くふと有りしかば、高祖重く禁めて、廷尉に下して深く罪せられき、かやうの先蹤を思ひ侍るにも、御身富貴と云ひ榮華と云ひ、朝恩と云ひ重職と云ひ、極めさせ坐しぬれば、御運の盡くることも難かるべきに非ず、富貴の家祿位重疊せり、猶再び實るの木、其の根必ず傷るとも申す、心細くこそ覺え候へ、噫呼邦無レシテ道富貴ハ恥ヅと云ふ本文あり、されば重盛何時までか命生きて亂れん世をも見るべき、唯速かに頸を召され候べし、人一人に仰せつけられて、御つぼに引出されて、重盛が首を刎ねられん事安き事にこそ候へ、人々これをば如何聞き給ふや。」とて、また直衣の袖を絞りつゝ泣く〳〵諫め申されけり。これを見給ひける一門の人々も、涙を流し袖を絞らぬはなかりけり。入道は口說き立てられて、あろ涙色には坐しけれども、猶へらぬ體にて、「さらば今は世にもいろひ侍るまじ、院參を思ひ止り候ひぬ、其の上は召し誡むる者共をも、死罪流罪にもせでこそあらめ、但し入道かく計り申す事も全く身の爲ならず、淨海年闌けて餘命幾何もなし、唯子々孫々末の世までも安穩にやと存ずる許りなり。其の事人望に背き愚案の企てにあらば、何樣にも御計らひなるべし。」と宣ひて內へ入られけり。小松殿は弟の殿原に向ひて、「いかに斯樣のひけうは結構せられ候ぞや、縱令入道殿こそ老耄し給ひて、あらぬ振舞ありとも、今は各こそ家門をも治め惡事をも宥め申さるべきに、相副いたる御事共候やこ」と仰せられければ、宗盛已下の人々苦々ししくそゞろぎてぞ見え給ひける。內大臣は中門廊に立ち出で給ひ、さも然るべき侍共の竝み居たりける所にて仰せ

一古文孝經の孔安國の序文に見えた語。

○功成り云々―老子に「富貴而驕、自遺二其咎一、功成名遂、身退天之道。」

○蕭何―世に朝信張耳と倶に漢の三傑と稱せられ漢の高祖の重臣。史記高祖本紀に見ゆ。

○廷尉―秦漢の世刑事を司つた官。

○富貴の家云々―此の文事は文類從にある文と云ふ。淮南子に「再實之木、椒必傷、屨藏之家必有レ殃」とあり。

けれは「重盛が申しつる事ども慥かに承りつるにや、されば院參の御供に出でば、重盛が頸の切られんを見て後に仕るべしと覺ゆるは如何に、今朝よりこれに候ひてかやうの事ども叶はざらんまでも申さばやと存じつれども、此等が體のあまりに直騷（ひたさわ）ぎに見えつる時に歸りつるなり、今は憚る所有るべからず、猶も御院參有るべきならば、一定（いちじやう）重盛が頸をぞ召されんずらん、各其の旨をこそ存ぜめ、但しさも未だ仰せられぬは、何（いか）樣なるべきやあらん、されば人々參れや。」とて、又小松殿へぞ歸られける。

○直騷ぎ―から騷ぎを云ふ

○增鏡は初め三册なりしが後世十册に別ちたるものあり、後鳥羽天皇より後醍醐天皇に至るまで凡百五十年間の事を記せり、世に大鏡水鏡と併せて三鏡と云ふ。年老ひたる尼が嵯峨清涼寺にて物語れるを記せる體にて書き成し篇章をかちて題號を掲げ年次を追ふて事實を記せり、著者は一條冬良、一條經嗣二條良基等の說あれど共に確證なし。本抄は新島もりの章より抄出す。

○かやうのまぎれにて―王政恢復の御計劃。

○帝―順德天皇。

○東宮―仲哀

北條泰時の臣道（增鏡）

かやうのまぎれにて承久も三年〔一八八一〕になりぬ。四月二十日帝おりさせ給ふ。東宮四つにならせ給ふにゆづり申させ給ふ。近頃皆この御齡にて受禪ありつれば、これもめでたく御行く末ならむかし。同じき廿三日院號のさだめありて、今おりさせ給へるを新院（順德天皇）ときこゆれば、御兄（おんこのかみ）の院（ゐん）をば中院と申し、父帝をば本院とぞ聞えさする。このほどは家實の大臣關白にておはしつれど、御讓位の時左大臣道家の大臣攝政になり給ふ。かのあづまの若君の御父なり。

さても院のおぼし構ふること忍ぶとすれど、やう〳〵漏れ聞えて、東ざまにもその心づかひすべかんめり。あづまの代官にて伊賀判官（はうぐわん）光季といふ者あり、かつ〳〵彼れを御からじの由仰せらるれば、御方に參るつはものどもおしよせたるに、遁るべきやうなくて腹切りてけり。まづいとめでたしとぞ院はおぼし召しける。あづまにもいみじうあわてさわぐ。さるべくは身のうすべき時

天皇（九條癈常と申し上げる）
○受禪―御即位と御讓位。
○院號―退位の帝に附する尊號
○中院―土御門天皇。
○本院―後鳥羽天皇。
○家實―普賢寺殿、基通の御子
○道家―光明峯寺殿。
○あづまの若君―將軍賴經を云ふ。
○あづまの代官―幕府より遣はされた京都の守護。
○かつ〳〵―まづまづの意
○御からじ―勅勘のこと。
○あづま―幕府。

にこそあんなれと思ふものから、討手の攻め來りなむ時にはかなき樣にてかばねをさらさじ。おほやけと聞ゆとも自らし給ふことならねば、かつは我身の宿世をも見るばかりと思ひなりて、弟の時房と泰時といふ一男と、二人をかしらとして、雲霞のつはものをたなびかせて都にのぼす。

泰時を前にすゑていふやう、「己れを此の度都へ參らすることは思ふ所ぉほし。本意の如き清き死にをすべし、人にうしろ見ぇなむには、親の顏まだ見るべからず、今を限りと思へ。賤しけれども義時、君の御ためにうしろめたき心やはある。されば横さまの死をせむ事はあるべからず。心を猛く思へ。己れうちかつものならば、二度此の足柄箱根山は越ゆべし。」など、なく〳〵いひきかす。まことに然なり。又親の顏をがまむこともいとあやふしと思ひて、泰時も鎧の袖をしぼる。かたみに今や限りと、あはれに心ぼそげなり。かくてうち出でぬるまたの日、思ひかけぬ程に、泰時只一人鞭をあげてはせ來り、父むねうちさわぎていかにと問ふに、「軍のあるべきやう大方のおきてなどをば、仰せの如く心を得侍りぬ。若し道のほとりにも、計らざるに辱く鳳輦を先だて〻御旗をあ

○一男―長男
○かたみに―互に。

げられ、臨幸の嚴重なることも侍らむに參りあへらば、その時の進退いかゞ仕るべからむ。この一事をたづね申さむとて一人馳せ侍りき。」といふ。義時とばかりうち案じて、「かしこくも問ふをのこかな。その事なり。まさに君の御輿に向ひて弓をひくことはいかゞあらむ。さばかりの時は、兜をぬぎ弓のつるをきりて、偏にかしこまりを申して身をまかせ奉るべし。さはあらで君は都にゐはしましながら、軍をたまはせば命をすてて、千人が一人になるまでも戰ふべし。」といひも果てぬに急ぎたちにけり。

楠家一族の誠忠（太平記）

一　笠置山

元弘元年八月二十七日、主上笠置へ臨幸成つて本堂を皇居となさる。始め一両日の程は武威に恐れて、參り仕ふる人一人もなかりけるが、叡山東坂本の合戰に、六波羅勢うち負けぬと聞えければ、當寺の衆徒を始めて、近國の兵ども此處彼處より馳せ參る。されども未だ名ある武士、手勢百騎とも二百騎とも、打たせたる大名は一人も參らず。此の勢ばかりにては、皇居の警固如何あるべからんと、主上思召し煩はせ給ひて、少し御まどろみありける御夢に、所は紫宸殿の庭前と覺えたる地に、大なる常葉木あり。綠の陰茂りて、南へ指したる枝殊に榮え蔓れり。其の下に三公百官位に依つて列坐す。南へ向きたる上座に御座の疊を高く敷き、未だ坐したる人はなし。主上御夢心地に、「誰を設けん爲の座席やらん。」と怪しく思召して、立たせ給ひたる處に、鬟結うたる童子二人忽

○太平記は四十卷より成り、外に叙卷一卷あり、花園天皇の文保二年より後村上天皇の正平二十三年に至る五十四年間の戰記なり。著者は初卷より。十卷までは玄惠法師、善知識師、隣圓上人、紹義眞尊氏等が藤房等の實戰に臨みしに尋れたるものなりと云ひ、又尊氏殁後五十年の撰なそ云ふ。近年大學史料編纂員の研究にて洞院公定の日記に基きて小島法師の作なりとも云ふ。

○笠置―山城國相樂郡にある。○山上に寺あり、天武天皇の皇子の建立

○武威―武家方の威力。

○打たせたる―馬に乘りて行くを云ふ。此處は引き連れたと解す。

○三公―太政大臣、左大臣、右大臣。

○玉辰、辰―玉座の意、辰とは屏風の事。

○南面の德―禮記に君を南面と稱す。此處は君の御德と云ふ意。

○橘諸兄―元の名葛城王、橘姓を賜はの事附楠の事より抄出す。

然として來つて主上の御前に跪き、涙を袖にかけて、「一天下の間に暫くも御身を隱さるべき所なし。但しあの樹の陰に南へ向へる座席あり。これ御爲に設けたる玉辰にて候へば、誓くこれにおはし候へ。」と申して、童子は遙かの天に上り去りぬと御覽じて、御夢は驚て覺めにけり。主上これは天の朕に告ぐる夢なりと思召して、文字につけて御料簡あるに、木に南と書きたるは楠といふ字なり。其の陰に南向うて坐せよと、二人の童子の教へつるは、朕再び南面の德を治めて、天下の士を朝せしめんずる處を、日光月光の示されけるよと、自ら御夢を合はせられて、たのもしくこそ思召されけれ。夜明けければ當時の衆徒、成就房の律師を召されて、「若し此の邊に左樣の名字附けたる者ありとも、未だ承り及ばず候。河内國金剛山の西にこそ、楠多門兵衛正成とて、弓矢取つて名を得たる者は候なれ。これは敏達天皇四代の孫井手左大臣橘諸兄公の後胤たりといへども、民間に下つて年久し。其の母若かりし時、志貴の毘沙門に百日詣で、夢想を感じて設けたる子にて候とて、稚名を多聞とは申し候なり。」とぞ答へ申しける。主

上、さては今夜の夢の告これなりと思召して、「頓てこれを召せ。」と仰せ下されければ、藤房卿敕を奉りて、急ぎ楠正成をぞ召されける。敕使宣旨を帯して、楠が館へ行き向うて、事の仔細を演べられければ、正成弓矢取る身の面目、何事かこれに過ぎじと思ひければ、是非の思案にも及ばず、先づ忍びて笠置へぞ参じける。主上萬里小路中納言藤房卿を以て仰せられけるは、「東夷征罰の事、正成を憑み思召さるゝ仔細あつて、敕使を立てらるゝ処に、時刻を移さず馳せ参る條、叡感淺からざる處なら。抑天下草創の事、如何なる謀を廻らしてか、勝つ事を一時に決して太平を四海に致さるべき、所存を殘さず申すべし。」と敕定ありければ、正成畏まつて申しけるは、「東夷近日の大逆、唯天の譴を招き候上は、妻亂の弊に乗つて天誅を致されんに、何の仔細か候べき。但し天下草創の功は、武略と智謀との二にて候。若し勢を合せて戰はば、六十餘州の兵を集めて武藏相摸の兩國に對すとも、勝つ事を得がたし。若し謀を以て爭はば、東夷の武力唯利を攫き、堅きを破る内を出でず。これ欺くに易くして、怖るゝに足らざる所なり。合戰の習ひにて候へば、一旦の勝負をば必ずしも御覽ぜらるべからず。正成一人未だ生きてありと聞召され候はば、聖運遂に開かるべしと思召され候へ。」と、賴もしげに申して、正成は河内に歸りにけり。

二　楠公櫻井驛の教訓

尊氏卿、直義朝臣大勢を率して上洛の間、要害の地に於て防ぎ戰はんために、兵庫に引退きぬるよし、義貞朝臣早馬を進らせて、内裏に奏聞ありければ、主上大きに御騒ぎあつて、楠判官正成を召されて、「急ぎ兵庫へ罷り下り、義貞に力を合せて合戰を致すべし。」と仰せられければ、正成畏まつて申しけるは、「尊氏卿すでに筑紫、九國の勢を率して上洛候なれば、定めて勢は雲霞の如くにぞ候らん。御方の疲れたる小勢を以て、敵の機に乘つたる大勢に懸け合つて、尋常の如くに合戰を致しさふらはば、御方決定打負け候ひぬと覺え候なれば、新田殿をも唯京都に召し候うて、前の如く山門へ臨幸成り候べし。正成も河内へ罷り下りさふらうて、幾内の勢を以て河尻を差塞ぎ、兩方より京都を攻めて兵糧をつからし候ほどならば、敵は次第につかれて落ち下り、御方は日々に隨つ

○後名を改めて諸兄と云ふ。

○志貴―志貴山にある毘沙門様、明蓮上人の建立にかかると云ふ。毘沙門とは多門の義。

○勅定―天子の仰せ。

○東夷の武力―東武士の武力は唯鋭利な刃物を攫き、堅き甲を破る範圍内を出ない。

○聖運―天子の御運。

○楠公櫻井驛の教訓―太平記第十六「正成兵庫に下向の事」より抄出す。

○機に乘つた―はづみにつけ込んだ。

て馳せ集まり候べし。其時に當つて、新田殿は山門より押寄せられ、正成は搦手にて攻めのぼり候はば、朝敵を一戰に滅ぼすことありぬと覺え候。新田殿も定めて此の料簡候とも、路次にて一軍もせざらんは、無下に云ふ甲斐なく人の思はんずる所を恥ぢて、兵庫に支へたりと覺え候。合戰は兎ても角ても、始終の勝ちこそ肝要にて候へ。能く〳〵遠慮を運らされて、公議を定められるべきにて候」と申しければ、「誠に軍旅の事は兵に讓られよ。」と、諸卿僉議ありけるに、重ねて坊門の宰相清忠申されけるは、「正成が申す所もその謂ありといへども、征罰のために差下されたる節度使、未だ戰ひを成さざる前に、帝都を捨てて、一年の內に二度まで山門へ臨幸ならんこと、且は帝位の輕きに似、又は官軍の道を失ふ所なり。縱令尊氏筑紫勢を率して上洛すとも、去年東八箇國を從へて上りし時の勢にはよも過ぎじ。凡そ戰ひの始めより敵軍敗北の時に至るまで、御方小勢なりと雖も、毎度大敵を攻め靡けずと云ふことなし。これ全く武略の勝れたる所にはあらず、唯聖運の天に叶へる故なり。然れば唯戰ひを帝都の外に決して、敵を鉄鉞の下に滅ぼさん事何の仔細かあるべきなれば、唯時を替へ

○軍旅の事—いくさのこと
○節度使—節刀を賜ふて一方の大將軍となつて出征する者。
○去年云々—尊氏建武二年十二月關東を發し、三年正月入洛とあるから今春と云ふのが至當。
○鉄鉞—武器

ず、楠罷り下るべし。」とぞ仰せ出されける。正成「この上はさのみ異議を申すに及ばず。」とて、五月十六日に都を立つて五百餘騎にて兵庫へぞ下りける。

正成これを最後の合戰と思ひければ、嫡子正行が今年十一歳にて供したりけるを、思ふ樣ありとて櫻井の宿より河內へ返し遣はすとて、庭訓を殘しけるは、「獅子子を產んで三日を經る時、數千丈の石壁よりこれを擲ぐ。其の子獅子の機分あれば、教へざるに中より跳ね返りて、死する事を得ずといへり。況んや汝已に十歳に餘りぬ。一言耳に留まらば、我が教誡に違ふ事なかれ。今度の合戰天下の安否と思ふ間、今生にて汝が顏を見ん事、これを限りと思ふなり。正成已に討死すと聞きなば、天下は必ず將軍の代に成りぬと心得べし。然りと雖も、一旦の身命を助からん爲に、多年の忠烈を失ひて、降人に出づる事あるべからず。一族若黨の一人も死に殘つてあらんほどは、金剛山のほとりに引籠つて、敵寄せ來らば命を養由が矢さきに懸けて、義を紀信が忠に比すべし。これぞ汝が第一の孝行ならんずる。」と、泣く泣く申し含めて、正成主上より賜はりたる菊作の刀を形見に見よとてとらせ「天正本によつて補ふ」、各東西へ別れに

○庭訓—父の訓誡。
○機分—天資の能力。
○養由—弓の名人。淮南子曰、養由基善射去二楊葉一百歩射レ之百發百中云々。

○紀信―漢の高祖の忠臣で高祖の命に代つて死せる人

○太平記巻第十六「正成兄弟討死の事」より抄出す。

○帶刀―東宮に仕へた護衛の士、即ち東宮の武官の稱なり。

けり。

（太平記記者評論）「昔の百里奚は、穆公晉の國を伐ちし時、戰ひの利なからん事を鑑みて、其の將孟明視に向つて、今を限りの別れを悲しみ、今の楠判官は敵軍都の西に近づくと聞きしより、國必ず滅びんことを愁へて、其の子正行を留めて、なき跡までの義を勸む。彼は異國の良弼、これは吾が朝の忠臣、時千載を隔つと雖も、前聖後聖一揆にして、有り難かりし賢佐なり。」

三　正成最後の忠烈

楠判官正成、舍弟帶刀正季に向つて申しけるは、「敵前後を遮つて御方は陣を隔てたり。今は遁れぬ處と覺ゆるぞ。いざや先づ前なる敵を一散ちし追ひ捲つて後なる敵に戰はん。」と申しければ、正季、「然るべく覺え候。」と同じて、七百餘騎を前後に立てて、大勢の中へ懸け入りける。左馬頭の兵ども、菊水の旗を見て、よき敵なりとおもひければ、取り籠めてこれを討たんとしけれども、正成正季、東より西へ破つて通り、北より南へ追ひ靡け、よき敵と見るをば馳せ

○合はぬ敵―相手にするのに不足な敵。

○左馬頭―足利直義。

○石づき―（石突）鞘の尻たいふ、又戈槍長刀等の本を包む金具の名。

○むながい―（胸懸）馬の胸より鞍に繋ぐ組緒をいふ。

雙べて、組んで落ちては首をとり、合はぬ敵と思ふをば、一太刀打つてかけちらす。正成と正季と、七度合ひて七度分る。其の心偏に左馬頭に近づき、組んで討たんと思ふにあり。遂に左馬頭の五十萬騎、楠が七百餘騎に懸け靡けられて、又須磨の上野の方へぞ引返しける。直義朝臣の乘られたりける馬、矢尻を蹄に蹈み立てて、右の足を引きける間、楠が勢に追ひ攻められて、已に討たれ給ひぬと見えける處に、藥師寺十郎次郎唯一騎、蓮池の堤にて返し合はせて、馬より飛んでおり、二尺五寸の小長刀の石づきを取延べて、懸る敵の馬の平頸、むながいの引廻し、切つては刎ね倒し刎ね倒し、七八騎が程切つて落しける其の間に、直義は馬を乘り替へて、遙々落ち延び給ひけり。左馬頭楠に追つ立てられて引退くを、將軍見給ひて、「新手を入れ替へて、直義討たすな。」と下知せられければ、吉良、石堂、高、上杉の人々六千餘騎にて、湊河の東へかけ出でて、跡を切らんとぞ取巻きける。正成正季又取つて返して此の勢にかゝり、懸けては打違へて殺し、懸け入つては組んで落ち、三時が間に十六度まで闘ひけるに、其の勢次第次第に滅びて、後は纔かに七十三騎にぞなりにける。此の

勢にても打破つて落ちば落つべかりけるを、楠、京を出でしより、世の中の事今はこれまでと思ふ所存ありければ、一足も引かず戰つて、機已に疲れければ、湊河の北に當つて、在家の一村ありける中に走り入つて、腹をきらんために、鎧を脱いで其の身を見るに、斬疵十一箇所までぞ負ひたりける。此の外七十二人の者共も、皆五箇所三箇所の疵を被らぬ者はなかりけり。楠が一族十三人手の者六十餘人、六間の客殿に二行に並み居て、念佛十返ばかり同音に唱へて、一度に腹をぞ切つたりける。正成座上に居つゝ、舍弟の正季に向つて、「一抑最期の一念に依つて、善惡の生を引くといへり。九界の間になにか御邊の願ひなる。」と問ひければ、正季からからと打笑ひて、「七生まで唯同じ人間に生れて、朝敵を滅ぼさばやとこそ存じ候へ。」と申しければ、正成よに嬉しげなる氣色にて、「罪業深き惡念なれども我も斯樣に思ふなり。いざさらば同じく生を替へて此の本懷を達せん。」と契つて、兄弟共に刺し違へて、同じ枕に伏しにけり。橋本八郎正員、宇佐美河内守正安、神宮寺太郎兵衞正師、和田五郎正隆を始めとして、宗徒の一族十六人、相隨ふ兵五十餘人、思ひ思ひに並み居て、一度に腹

○九界―地獄、餓鬼、畜生、修羅、人間、天上、聲聞、緣覺、菩薩。
○よに―ことの外に。
○在家―民家のこと。

をぞ切つたりける。菊池七郎武朝は、兄の肥前の守が使にて須磨口より合戰の體を見に來りけるが、正成が腹を切る所へ行き合ひて、をめをめし見捨ててはいかゞ歸るべきと思ひけるにや。同じく自害をして炎の中に伏しにけり。抑元弘より以來、恭くも此の君に憑まれ進らせて、忠を致し功に誇る者幾千萬ぞや。然れども此の亂又出で來て後、仁を知らぬ者は朝恩を捨てて敵に屬し、勇みなき者は苟くも死を免れんとて刑戮にあひ、智なきものは時の變を辨ぜずして道に違ふことのみありしに智仁勇の三德を兼ねて、死を善道に守るは、古より今に至るまで、正成ほどの者は未だなかりつるに兄弟共に自害しけるこそ、聖主再び國を失ひて、逆臣横に威を振ふべき、其の前表の驗なれ。

○此の君―後醍醐天皇。
○智仁勇の三德―中庸に「智仁勇三者天下の達德也」とある。
○前表の驗―前兆。
○太平記卷第十六「正成が首故郷へ送る事」より抄出す。
○あらぬ首―本物でない首。僞首。
○まさしげ―誠らしげの正しげと正成と

四　楠家の嚴正なる家庭教育

湊川にて討たれし楠判官が首をば、六條川原に懸けられたり。去んぬる春もあらぬ首をかけたりしかば、これも又さこそあらめと云ふもの多かりけり。疑ひは人によりてぞ殘りけるまさしげなるは楠が首

を云ひ懸く。

○遺跡―河内國。

○特佛堂―守本尊を安置し供養するの堂宇を云ふ。それが持佛を安置する一室にも用ひられる樣になつた。

と、狂歌を札に書いてぞ立てたりける。其の後尊氏卿楠が首を召されて、「朝家私日久しく相馴れし舊好の程も不便なり。跡の妻子共、今一度空しき貌をもさこそ見たく思ふらめ。」とて、遺跡へ送られける情の程こそあり難けれ。楠が後室、子息正行これを見て、判官今度兵庫へ立ちし時、樣々申し置きし事ども多かる上、今度の合戰に必ず討死すべしとて、正行を留め置きしかば、出でしを限りの別れなりとは豫てより思ひ儲けたる事なれども、貌を見ればそれながら目塞り色變じて、替りはてたる首を見るに、悲しみの心胸に滿ちて歎きの涙せき敢へず。今年十一歳に成りける帶刀、父が首の生きたりし時にも似ぬ有樣、母が歎きのせん方もなげなる樣を見て、流るゝ涙を袖に押へて持佛堂の方へ行きけるを、母怪しく思ひて則ち妻戸の方より行きて見れば、父が兵庫へ向ふ時形見に留めし菊水の刀を、右の手に拔き持ちて、袴の腰を押下げて、自害をせんとぞし居たりける。母急ぎ走り寄つて、正行が小腕に取附いて、涙を流して申しけるは、「栴檀は二葉よりかんばしといへり。汝をさなくとも父が子ならば、これほどの理に迷ふべしや。小心にも能く〳〵ことのやうを思うても見よ

○禮盤―佛前にある禮拜の臺座。

かし。故判官が兵庫へ向ひし時、汝を櫻井の宿より返し留めしことは、全く跡を弔はれんためにあらず、腹を切れとて殘し置きしにもあらず。われ縱令運命盡きて戰場に命を失ふとも、君いづくにも御座ありと承らば、死に殘りたらん一族若黨どもをも扶持し置き、今一度軍を起し、御敵を滅ぼして、君を御代にも立て進らせよと云ひ置きし處なり。其の遺言具に聞きて、我にも語りし者が、何時の程に忘れけるぞや。かくては父が名を失ひはて、君の御用に合ひ進らせん事あるべしとも覺えず。」と泣く泣く諫め留めて、拔きたる刀を奪ひとれば正行腹を切り得ず、禮盤の上より泣き倒れ、母と共にぞ歎きける。其後よりは正行、父の遺言、母の敎訓心に染み肝に銘じつゝ、或時は童部共を打ち倒し、首を取る眞似をして、「これは朝敵の頸を取るなり。」と云ひ、或時は竹馬に鞭を當て、「これは將軍を追ひ懸け奉る。」なんど云ひて、はかなき手ずさみに至るまでも、唯此の事をのみ業とせる、心の中こそ恐ろしけれ。

五　小楠公最後の參内

○太平記巻第二十六、正行吉野へ參る事より抄出す。
○ことし兩度の合戰―正平二年藤井寺の合戰と阿部野の合戰とを指す。詳しくは太平記巻第二、太平十五、藤井寺合戰の事及び住吉合戰の事の條參照を乞ふ。
○敵のために―これは足利軍の方から官軍を指していつたもの。
○將軍―足利尊氏。
○左兵衞督―尊氏の弟直義。
○淀―山城國久世郡今の淀町。
○八幡―山城國綴喜郡今の八幡町。
○吉野の皇居―吉野の行宮を指す。
○四條中納言隆資―藤原隆實の子。吉野朝の忠臣。正平七年男山で戰死した。
○先朝―先帝の朝廷。轉じて先帝（後醍醐天皇）の意。
○有待の身―凡夫無常の身。
○傳奏―親王、攝家、諸社寺及び武家等の奏請を天皇、上皇にとりつぐ職。
○主上―第九十七代後村上天皇。
○南殿―内裏の正殿、即ち紫宸殿のこと。ここでは吉野の行宮の正殿のこと。

さてもことし兩度の合戰に、京勢〔足利氏の軍勢〕むげにうち負けて、畿内多く敵のために侵し奪はれ、遠國また蜂起しぬと告げければ、將軍、左兵衞督の周章、たゞ熱湯にて手を洗ふが如し。今は末々の源氏、國々の催勢などを向けてはかなふべしとも覺えずとて、執事高武藏守師直、越後守師泰兄弟を兩大將にて、四國、中國、東山、東海二十餘箇國の勢をぞ向けられける。

京勢雲霞の如く淀、八幡に着きぬと聞えければ、楠木帶刀正行、舍弟正時一族うち連れて、十二月二十七日吉野の皇居に參じ、四條中納言隆資を以つて申しけるは、「父正成、庶弱の身を以て大敵の威を碎き、先朝の宸襟を安めまゐらせ候ひし後、天下ほどなく亂れて、逆臣西國より攻上り候間、危きを見て命を致すところ、かねて思ひ定め候ひけるによつて、遂に攝州湊川にして討死仕り候ひ畢んぬ。その時正行十一歳にまかり成り候ひけるを、合戰の場へは伴なはで河内へ歸し、「死に殘り候はんずる一族を扶持し、朝敵を滅し、君を御代に卽けまゐらせよ。」と申し置きて死にて候。然るに正行、正時すでに壯年に及び候ひぬ。このたびわれと手を碎き合戰仕り候はずば、かつは亡父の申しし遺言に違ひ、かつは武略のいひがひなき誘に落つべく覺え候。有待の身思ふに任せぬ習にて、病に冒され早世仕ること候ひなば、ただ君の御ためには不忠の臣となり、父のためには不孝の子となるべきにて候間、このたび師直、師泰に驅合ひ、身命を盡し合戰仕つて、彼等が頭を正行が手にかけて取り候か、正時が首を彼等に取られ候か、その二つの中に戰の雌雄を決すべきにて候へば、今生にて今一度君の龍顏を拜し奉らんために、參內仕つて候。」と申しもあへず、涙を鎧の袖にかけて、義心その氣色に現れければ、傳奏いまだ奏せざる前に、まづ直衣の袖をぞ濡らされける。

主上乃ち南殿の御簾を高く捲かせて、龍顏殊に麗しく、諸卒を照臨あつて、正行を近く召して「以前兩度の戰に勝つことを得て、敵軍に氣を屈せしむ。叡慮まづ憤を慰する條、累代の武功返す返すも神妙なり。大敵今勢を盡して向かふなれば、今度の合戰天下の安否たるべし。進退度に當り、變化機に應ずることは、勇士の心とするところなれば、今度の合戰手を下すべきに非ずと雖も、進むべきを知つて進むは、時を失はざらんが爲なり。退くべきを見て退くは、

後を全うせんがためなり。朕汝を以て股肱とす。慎んで命を全うすべし。」と仰せ出されければ、正行頭を地につけて、とかくの勅答に及ばず、ただこれを最後の参内なりと思ひ定めて退出す。

正行、正時、和田新發意、舎弟新兵衛、同紀六左衛門子息二人、野田四郎子息二人、楠木將監以下、今度の戰に一足も引かず、一所にて討死せんと約束したりける兵百四十三人、先皇の御廟に參つて、今度の戰難儀ならば討死仕るべき暇を申して、如意輪堂の壁板に、各名字を過去帳に書列ねて、その奥に、

かへらじとかねて思へば梓弓
なき數にいる名をぞとどむる

と一首の歌を書留め逆修のためと思しくて、各鬢髪を切つて佛殿に投入れ、その日吉野をうち出でて敵陣へとぞ向かひける。

○和田新發意、名は賢秀、幼にして髪を創り、新發意と稱した。南朝の忠臣。大正八年十一月從四位を追贈さる。
○新兵衛―名は正朝、賢秀の弟。
○如意輪堂―吉野山藏王堂（金剛山寺）の東北にある。淨土宗知恩院の末寺。
○逆修―豫め生前に死後の佛事を營むこと。

藤原藤房季房の誠忠　（太平記）

さる程に類火東西より吹かれて、餘煙皇居にかゝりければ、主上「後醍醐天皇」を始め進らせて、宮々卿相雲客、皆歩跣なる體にて、何處を指すともなく足に任せて落ち行き給ふ。此の人々、始め一二町が程こそ、主上を扶け進らせて、前後に御供をも申されたりけれ。雨風烈しく道闇うして、敵の関の聲此處彼處に聞えければ、次第に〳〵別々と成つて、後には唯藤房季房二人より外は、主上の御手を引き進らする人もなし。忝くも十善の天子、玉體を田夫野人の形に替へさせ給ひて、そことも知らず迷ひ出でさせ給ひける、御有樣こそあさましけれ。如何にもして、夜の内に赤坂の城へと御心ばかりを盡されけれど、假にも未だ習はせ給はぬ御歩行なれば、夢路をたどる御心地して、一足には休み、二足にはたち止まり、晝は道の傍なる青塚の陰に御身を隱させ給ひて、寒草の疎かなるを御座の茵とし、夜は人も通はぬ野原の露分け迷はせ給ひて、羅穀の御袖をほしあへず。兎角して晝夜三日に、山城の多賀郡なる有王山の麓まで落

○太平記卷第三―主上笠置を御没落の事―
○皇居―新義置―眞言宗の本寺。笠置寺―笠置山に成つて本堂を皇居となされた事は太平記卷三主上御夢の事の條下に見ゆ。
○朝政―參與―高官及昇殿を許された人。
○卿相雲客―卿云ひ、相又云ひ、參議を大臣中納言を大臣を大將をいふ。即ち四位五位にして昇殿を許された人を殿上人又雲客と稱す。
○赤坂の城―河内國南河内郡赤坂村大字水分にあつた。即ち元弘元年楠木正成が築いて東國の兵を防いだ城。猶詳し

くは太平記巻第三「赤坂城軍の事」條に見ゆ。

○茵とし―褥なり。「丁度秋の末のことなれば、枯れ草を御神座としなさいふ。給へるなり。

○羅穀―薄く織つた絹布なり。

○多賀郡―天正本に高市郡とあるは和名抄には山城國綴喜郡多河鄕とある。今の多賀村と井手村との境。

○有王山―增鏡に高間山とあるは「有王山」の東にあり。今有王谷といふ。云々」とある。

○鏡に「名跡志には井手村の南境一笠山と相樂郡笠置山脈の中峰、相樂郡笠置村に屬し、明治十五年五月殿下の故小松宮殿下の行啓あらせられし記念碑の北面に建つてある。

○笠置山―京都府の南境一笠置山脈の中峰、相樂郡笠置村に屬し、明治十五年五月殿下の故小松宮殿下の行啓あらせられし記念碑の北面に建つてある。

○さして行く―指すにて、笠をさすと雨とを懸けてかぶる云ひ懸けての御製。

○云々―指すにて、笠をさすと雨とを懸けてかぶる云ひ懸けての御製。

○深須入道―本三栖に作る。又増鏡に深須五郎入道とある。深須は山城國紀伊郡にあり。こゝの住人で賊軍の武士である。

○松井藏人―傳不詳。

○輿の網代の屋形及び兩側を網代で張り黒塗

ちさせ給ひてけり。藤房季房も、三日まで口中の食を斷ちければ、足たゆみ身疲れて、今は如何なる目に逢ふとも逃げぬべき心地せざりければ、せん方なくて、幽谷の岩を枕にて、君臣兄弟諸共に、うつゝの夢に伏し給ふ。梢を拂ふ松の風を、雨の降るかと聞召して、木陰に立寄らせ給ひたれば、下露のはら〳〵と御袖にかかりけるを、主上御覽ぜられて、

さして行く笠置の山を出でしより
あめが下にはかくれがもなし

藤房卿涙をおさへて、

いかにせん憑む陰とて立ちよれば
なほ袖ぬらす松のしたつゆ

山城の國の住人、深須ノ入道、松井ノ藏人二人は、此の邊の案內者なりければ、山々峯々殘る所なく搜しける間、皇居隱れなくたづね出されさせ給ふ。主上誠に怖ろしげなる御氣色にて、「汝等心ある者ならば、天恩を戴いて私の榮花を期せよ。」と仰せられければ、さしもの深須入道俄に心變じて、「あはれ此の君を隱し奉つて、義兵を擧げばや。」と思ひけれども、跡につゞける松井が所存知りがたかりける間、事の漏れ易くして、道の成り難からん事を憚つて、默止けるこそうたてけれ。俄の事にて網代の輿だになかりければ、張輿の怪しげなるに扶け乘せ進らせて、先づ南都の內山へ入れ奉る。

「其の體唯殷湯夏臺に囚はれ、越王會稽に降ぜし昔の夢に異ならず。これを聞きこれを見る人毎に、袖をぬらさずといふことなかりけり。」この時ここかしこにて生捕られ給ひける人々都合六十一人、その所從眷屬どもに至るまでは計るに遑あらず。或は籠輿に召させられ、或は傳馬に乘せられて、白晝に京都へ入り給ひければ、その方ざまかと覺ゆる男女街に立ちならんで、人目をも憚らず泣悲しむ。

あさましかりし有樣なり。十月二日六波羅の北の方、常葉駿河の守範貞〔傳不詳〕三千餘騎にて路を誓固仕つて、主上を宇治の平等院へ成し奉る。其の日關東の兩大將〔大佛貞直・金澤貞冬〕京へは入らずして、直に宇治へ參り向つて、龍顏を謁し奉り、先づ三種の神器を渡し給ひて持明院新帝へ進らすべき由を奏聞す。

の押縁を打附けたもの。
親王、攝家、清華家の常用せぬ輿。
○張輿―扉形及び左右両側に疊表を張りたる貴人の用ひない輿。
○越王會稽に降ぜし―越王勾踐は會稽山に於て呉王夫差に敗られて降人となつたこと。
○會稽山―支那浙江省紹興府會稽縣の東南十三浬にある山。
○衙山、防山、棟山等の異名がある。
○十二月二日―元弘元年。
○六波羅の北方―北六波羅探題から指す。
○鎌倉幕府の職名で、内裡を守護し、近畿西國の政務を掌つた。今の茂川の東、五條と六條の間にあつた。
○持明院新帝―光嚴天皇。
○北朝初代の天皇―光嚴天皇。

主上藤房を以て仰せ出されけるは、「三種の神器は、古より繼體の君、位を天に受けさせ給ふ時、自らこれを授け奉るものなり。四海に威を振ふ逆臣あつて暫く天下を掌に握る者ありといへども、未だこの三種の重器を、自ら專にして新帝に渡し奉る例を聞かず。其の上内侍所をば、笠置の本堂に捨て置き奉りしかば、定めて戰場の灰塵にこそ落ちさせ給ひぬらめ。神璽は山中に迷ひし時木の枝に懸け置きしかば、遂にはよも吾が國の守とならせ給はぬ事あらじ。寶劍は、武家の輩若し天罰を顧みずして、玉體に近づき奉る事あらば、自らその刃の上に伏させ給はん爲に、暫くも御身を放たる事あるまじきなり。」と仰せられければ、東使兩人も、「六波羅〔北六波羅探題〕も言なくして退出す。翌日〔十月三日〕に龍駕を廻らして六波羅へ成し進らせんとしけるを、前々臨幸の儀式ならでは還幸なるまじき由を、強ひて仰せ出されける間、力なく鳳輦を用意し衮衣を調進しける間、三日まで平等院に御逗留あつてぞ、六波羅へは入らせ給ひける。日來の行幸に事替りて、鳳輦は數萬の武士に打圍まれ、月郷雲客は怪しげなる籠輿傳馬に扶け乘せられて、七條を東へ河原を上りて、六波羅へと急

○内侍所―禁中温明殿にあつて、神鏡を安置する所。
○女官仕へ奉りかく申し奉るに今いたつた。此處のいひ賢所では神鏡そのものを指す。
○神璽―八坂瓊曲玉の事。
○東使兩人―即ち前出の關東から來た兩人。
○衰衣―天子の御服。
○衰龍の模樣あるよりかく云ふ。
○皇天―唐制に基づいて聖武天皇の御宇に製せられた天皇の定めの御禮服とな

がせ給へば、見る人涙を流し、聞く人心を傷ましむ。悲しいかな昨日は紫宸北極の高きに坐して、百司禮儀の妝をつくろひしに、今は白屋東夷の卑しきに下らせ給ひて、萬卒守禦のきびしきに御心を惱ませらる。時移り事去り、樂み盡きて悲み來る。天上の五衰、人間の一炊、ただ夢かとのみぞ覺ゆる。

兒島高德の忠誠（太平記）

明くれば三月七日、千葉の介貞胤、小山の五郎左衞門、佐々木佐渡の判官入道道譽五百餘騎にて、路次を警固仕つて先帝を隱岐の國へ遷し奉る。供奉の人とては、一條頭大夫行房、六條少將忠顯、御介錯は三位殿御局ばかりなり。其の外はみな甲冑を鎧ひて、弓箭を帶せる武士ども、前後左右に打圍み奉りて、七條を西へ、東洞院を下へ御車をきしれば、京中貴賤男女小路に立並びて「正しき一天の主を、下として流し奉る事の淺ましさよ。武家の運命今に盡きなん。」と、憚る所なくいふ聲巷に滿ちて、只赤子の母を慕ふ如く泣き悲しみければ、聞くに哀れを催して、警固の武士も諸共に、皆鎧の袖をぞぬらしける。櫻井の宿を過ぎさせ給ひける時、八幡を伏し拜み御輿を舁き据ゑさせて、二度帝都還幸の事をぞ御祈念ありける。八幡大菩薩と申すは、應神天皇の應化百王鎭護の御誓ひ新たなれば、天子行在の外までも、定めて擁護の御眸をぞ廻らさるらんと、憑もしくこそ思召しけれ。**湊川を過ぎさせ給ふ時、福原の京を御覽ぜられ**

○七條―今京區に屬し、京都驛ある附近
○市下、京都驛―
○河原を上りて―賀茂川の東を北へ。
○京都では―上京の語は北に向かふになぜなれば北の方に皇居があつたのでかく云ふ。
○紫宸殿と北極―星共に帝位そのを指す。
○白屋東夷―賤人の居る所。
○賤人の轉じて賤しい意に用ひる。
○天上の五衰―天人と雖も終には免れぬ衰へいふ五つ。
○臨終には―天人因果の經の俱舍論の說等諸說あり

○人間の一炊―人間の榮華はには極樂のそれ比ぶれば盧生に等しい一炊の夢であるの意。
○太平記卷四―先帝還幸の事」より抄出。元弘二年三月高時帝を隱岐に遷す。
○櫻井の宿―播磨國加古郡に跨る原野。
○印南野―播磨國加古郡に跨る原野。
○源氏の大將―源氏の大將の、朧月夜に名を立てて此の浦に流されし時須磨の浦を過ぎさせ給へば、昔

其の頃備前の國に、兒島備後三郎高德といふ者あり。主上笠置に御座ありし時御方に參じて義兵を擧げしが、事未だ成らざる先に笠置も落され、楠も自害したりと聞えしかば、力を失うて默しけるが、主上隱岐國へ遷されさせ給ふと聞きて、貳心なき一族共を集めて評定しけるは、「志士仁人生を求めて以て仁を害する事無し、身を殺して以て仁を爲す事ありといへり。されば昔衞の懿公が、北狄のために殺されてありしを見て、其の臣に弘演といひし者、これを見るに忍びず、自ら腹を搔き切つて、懿公が肝を己が胸の中に收めて、先君の恩を死後に報じて失せたりき。義を見て爲さざるは勇無し。いざや臨幸の路次に參り會ひ、君を奪ひ取り奉りて大軍を起し、たとひ骸を戰場に曝すとも、名を子孫に傳へん。」と申しければ、心ある一族ども皆その議に同す。「さらば路次の難所に相待ちて、其の隙を伺ふべし。」とて、備前と播磨との境なる、船坂山の嶺に隱れ伏し、今や〳〵とぞ待ちたりける。臨幸餘りに遲かりければ、人を走らかしてこれを見するに、警固の武士、山陽道を經ず、播磨の今宿より山陰道に懸り遷幸を成し奉りける間、高德が支度相違してけり。さらば美作の杉坂こそ究竟の深山なれ。こゝにて待ち奉らんとて、三石の山より直違に、道もなき山の雲を凌ぎて杉坂へ着きたりければ、主上はや院莊へ入らせ給ひぬと申しける間、力なくこれより散り〳〵になりけるが、せめても此の所存を上聞に達せばやと思ひける間、微服潛行して時分を伺ひけれども、然るべき隙もなかりければ、君の御座ある御宿の庭に、大きなる櫻木ありけるを押削りて、大文字に一句の詩をぞ書きつけたりける。

天莫レ空ニ勾踐一。時非レ無ニ范蠡一。

御警固の武士ども、朝にこれを見つけて、「何事を如何なる者が書きたるやらん。」とて、讀みかねて、卽ち上聞に達してけり。主上は軈て詩の心を御覺りありて、龍顏殊に御快く笑ませ給へども、武士共は敢て其の來歷を知らず、思ひ咎むる事もなかりけり。

云々―源氏物語須磨の卷に光君が朧月夜とのことから左遷せられて須磨の浦にさすらひしことが書かれてあるそのことにかけいふ

○杉坂―美濃國「杉」に「過ぎ」を懸けて云へるなり。

○久米―美作國久米南條郡に久米の里あり。その處に佐羅山と云ふがある。古今集に「美作や久米の佐羅山さら〳〵に我名はたてじ萬世までに」とある。

○或時は鷄唱に云々―間斷なく道を急ぎ且つ御困難の趣を顯したものである。この文は溫庭筠の商山早行詩に「晨起動征鐸、客行悲故鄕、鷄聲茅店月、人迹板橋霜。」とあるを譯せるものの樣である。

○志士仁人云々―論語衞靈公篇にある文

○義を見て云々―論語爲政篇にある文

○三石山―備前國和氣郡。

○院の莊―美作國苫山郡津山の西一里半の地にあり今は村名になつてゐる。

村上父子の忠烈（太平記）

元弘三年正月十六日、二階堂出羽の入道道蘊、六萬餘騎の勢にて大塔宮の籠らせ給へる吉野の城へ押寄する。楽摘河の川淀より、城の方を見上げたれば、嶺には白旗赤旗錦旗、深山颪に吹き靡かされて、雲か花かと怪しまる。麓には數千の官軍、兜の星を耀かし鎧の袖を連ねて、錦繡しける地の如し。峯高うして道細く、山嶮しうして苔滑らかなり。されば幾十萬騎の勢にて攻むるとも、輒く落すべしとは見えざりけり。同じき十八日の卯の刻より、兩陣互に矢合せして入替へ〳〵攻め戰ふ、官軍はもの馴れたる案内者どもなれば、此處のつまり彼處の難所に走り散つて、攻め合せ開き合せ散々に射る。寄手は死生不知の坂東武士なれば、親子討たるれども顧みず、主從滅ぶれども屑ともせず、乘越え乘り越え攻め近づく。夜晝七日が間息をもつかず相戰ふに、城中の勢三百餘人討たれければ、寄手も八百餘人討たれにけり。況や矢に當り石に打たれ、生死の間を知らざるものは幾千萬と云ふ數を知らず。血は草芥を染め骸は路徑に横はれり。されども城の體少しも弱らねば、寄手の兵多くは退屈してぞ見えたりける。ここに此の山の案内者とて一方へ向けられたりける吉野の執行岩菊丸、己が手の者を呼び寄せて申しけるは、「東條の大將金澤右馬の助殿は、既に赤坂の城を攻め落して金剛山へ向はれたりと聞ゆ。當山の事我等案内者たるに依つて、一方を承はつて向ひたるかひもなく、攻め落さで數日を送ることこそ遺恨なれ。

つら〳〵事の様を案ずるに、此の城を大手より攻めば、人のみ討たれて落す事あり難し。推量するに、城の後の山金峯山には嶮しきを憑んで、敵さまで勢を置きたる事あらじと覺ゆるぞ。物馴れたらんずる足輕の兵百五十人すぐつて歩立になし、夜に紛れて金峯山より忍び入り、愛染寶塔の上にて、夜のほのぼのと明けはてん時鬨の聲を揚げよ。城の兵鬨の聲に驚いて度を失はん時、大手弱手三方より攻め上つて城を追ひ落し、宮を生捕り奉るべし。」とぞ下知しける。さらばとて案内知りたる兵百五十人をすぐつて、其の日の暮程より、金峯山へ廻して、岩を傳ひ谷を上るに、案の如く山の嶮しきを憑みけるにや、唯こ

○太平記卷第七「吉野の城軍の事」より抄出。
○楽摘川―大和國吉野郡楽摘村にあつて吉野川の上流である。
○錦繡―詩註に雜采爲レ文謂二之錦一五色備謂二之繡一
○卯の刻―午前六時。
○執行―一寺の寺務を司る役。
○金剛山―河内國石川郡の東南に聳えて大和に跨る一峰である。千劍破城はその山の中腹にある。
○金峰山―大和國吉野郡吉野村の東南吉野山の高峰である。
○愛染―佛敎に謂ゆる三寶及衆生を保護する處の神。その神を祭つてある塔。
○大手―正門
○搦手―裏門
○宮―大塔宮護良親王。

こかしこの梢に旗ばかりを結ひ付け置きて防ぐべき兵一人もなし。百餘人の兵共、思ひの儘に忍び入つて、木の下岩の陰に、弓箭を伏せて、兜を枕にして、夜の明くるをぞ待ちたりける。合圖の頃にもなりにければ、大手五百萬餘騎、三方より押寄せて攻め上る。吉野の大衆五百餘人、攻口におり合つて防ぎ戰ふ。寄手も城の内も、互に命を惜しまず、追ひ上せ追ひ下し、火を散らしてぞ戰ひたる。斯かる處に金峯山より廻りたる、搦手の兵百五十人、愛染寶塔よりおり下つて、在々所々に火をかけて、鬨の聲をぞ揚げたりける。吉野の大衆前後の敵を防ぎかねて、或は自ら腹を搔き切つて、猛火の中に走り入つて死するもあり或は向ふ敵に引組んで、刺し違へて共に死するもあり。思ひ〳〵に討死をしける程に、大手の堀一重は、死人に埋まりて平地になる。さる程に、搦手の兵、思ひも寄らず勝手の明神の前より押寄せて、宮の御座ありける藏王堂へ打つて懸かりける間、大塔宮今は遁れぬ處なりと思召し切つて、赤地の錦の鎧直垂に、緋縅の鎧のまだ巳の刻なるを、透間もなくめされ、龍頭の兜の緒をしめ、三尺五寸の小長刀を脇に挾み、劣らぬ兵二十餘人前後左右に立ち、敵の群つて控へた

○勝手の明神―吉野山中にある吉野八幡の内。
○藏王堂―吉野町の中央にあつて、藏王權現を祭る。
○己の刻―午前十時をいふそれを轉じて品物のまだ新しきに云ふ、
○大幕打揚げて―大幕を引いて。引くと云ふことを揚ぐと云ふのはその言葉を忌みて用ゐたので若し敵の幕に對して云ふ時はそのまま引くと用ゐるのが軍記物の常である
○天帝―帝釋天を云ふ。佛法歸依の人を守り阿修羅の軍を征する大王。帝釋と修羅との戰ひしことは涅槃經にある
○鴻門の會―漢の高祖と楚の項羽とが鴻門で會見した故事史記項羽本紀に詳し。

る中へ走りかゝり、東西を拂ひ、南北へ追ひ廻し、黑煙を立つて切つて廻らせ給ふに、寄手大勢なりと雖も、纔かの小勢に切り立てられ、木の葉の風に散るが如く、四方の谷へ颯とひく。敵引けば、宮は藏王堂の大庭に竝み居させ給ひて、大幕打揚げて、最後の御酒宴あり。宮の御鎧に立つ所の矢七筋、御頰先二の御腕二箇所つかれさせ給ひて、血の流るゝ事瀧の如し。然れども立ちたる矢をも拔き給はず、流るゝ血をも拭ひ給はず、敷皮の上に立ちながら、大杯を三度傾けさせ給へば、木寺相模四尺三寸の太刀の鋒に、敵の首をさし貫りて、宮の御前に畏まり、「戈鋋劒戟を降らす事電光の如くなり。磐石岩を飛ばすこと春の雨に相同じ。然りとは云へども、天帝の身には近づかで、修羅かれが爲に破らる。」と、はやしを揚げて舞ひたる有樣は、漢楚の鴻門に會せし時、楚の項伯と項莊とが、劍を拔いて舞ひしに、樊噲庭に立ちながら、帷幕をかゝげて項王を睨みし勢ひも、かくやと覺ゆるばかりなり。大手の合戰急なりと覺えて、敵御方の鬨の聲相交はりて聞えけるが、實にも其の戰ひに自ら相當る事多かりけりと見えて、村上彦四郎義光鎧に立つ處の矢十六筋、枯野に殘る冬草の、風に

伏したる如くに折り懸けて、宮の御前に參つて申しけるは、「大手の一の木戸、云ふがひなく攻め破られつる間、二の木戸に支へて數刻相戰ひ候ひつる處に、御所中の御酒宴の聲、すさまじく聞え候ひつるに就ひて參つて候。敵既にかさに取上げて、御方の氣の疲れ候ひぬれば、此の城にて功を立てん事、今は叶はじと覺え候。未だ敵の勢の餘所へ廻し候はぬ前に、一方より打破つて、一先づ落ちて御覽あるべしと存じ候。但し跡に殘り留まつて戰ふ兵なくば、御所の落ちさせ給ふものなりと心得て、敵何處までも續きて追つ懸け進らせんと覺え候へば、恐れある事にて候へども、召されて候錦の御鎧直垂と、御物具とを下し給ひて、御諱の字を冒して敵を欺き、御命に代り進らせ候はん。」と申しければ宮一爭でかさる事あるべき、死なば一所にてこそ兎も角もならめ。」と仰せられけるを、義光詞を荒らかにして、「斯かる淺ましき御事や候。漢の高祖滎陽に圍まれし時、紀信高祖の眞似をして楚を欺かんと乞ひしをば、高祖これを許し給ひ候はずや。これ程にいふがひなき御所存にて、天下の大事を思召し立ちける事こそうたてけれ。はや其の御物具を脫がせ給ひ候へ。」と申して、御鎧の上帶を解き奉れば、宮げにもとや思召しけん、御物具鎧直垂まで脫ぎ替へさせ給ひて、「我若し生きたらば、汝が後生を弔ふべし。共に敵の手にかゝらば、冥途までも同じ岐に伴ふべし。」とおほせられて、御涙を流させ給ひながら、勝手の明かに見送り奉りて、宮の御後影の幽に隔たらせ給ひぬるを見て、今はかうと思ひければ、櫓のさまの板を切り落し、身をあらはにして、大音聲を揚げて名のりけるは、「天照大神の御子孫、神武天皇より九十五代の帝、後醍醐天皇第二の皇子一品兵部卿親王尊仁、逆臣の爲に亡ぼされ、恨を泉下に報ぜんために、唯今自害する有樣見置きて、汝等が武運忽ちに盡きて、腹を切らんずる時の手本にせよ。」と云ふまゝに、鎧を脫いで櫓より下へ投げ落し、錦の鎧直垂の袴ばかりに、練貫の二小袖を押膚脫いで、白く淸げなる膚に刀をつき立て、左の脇より右のそば腹まで一文字に掻き切つて、腹つかんで櫓の板になげつけ、太刀を口に銜へて、うつぶしに成つてぞ伏したりける。大手搦手の寄手これを見て、「すはや大塔宮の御自害あるは。我先に御首を賜はらん。」とて、四方の圍みを解

○かさに云々―物の多きをいふ。卽ち此處は勢に乘じての意。

○御所―親王を指す詞。卽ち此處は大塔宮のおんことゝ

○漢高祖云々―史記項羽本紀に「軍絕レ食、乃夜出二女子東門一、二千餘人被レ甲、楚因四面擊之。將軍紀信乃乘二王駕一詐爲二漢王一、誑レ楚。楚皆呼二萬歲一、之二城東一觀。以レ故、漢王得下與二數十騎一出二西門一遁上とある故事。

○練貫き―生絲を經とし、練つた絲を緯として織つた絹布。

○天河―大和國吉野郡丹生川谷の南にある十津河の上流ないふ。

○庭訓―論語李氏篇に出でし語にして、父母より子女に訓ふる言に云ふ。

○平頸―馬の前足より頸に至るまでの間

いて一所に集まる。其の間に宮は引違へて、天河へぞ落ちさせ給ひける。南より廻りける吉野の執行が勢五百餘騎、多年の案内者なれば、道を要りかさにまはりて、打留め奉らんと取籠むる。村上彦四郎義光が子息兵衛藏人義隆は、父が自害しつる時、共に腹を切らんと、二の木戸の櫓の下まで馳せ來りたりけるを、父大きに諫めて、「父子の義はさることなれども、且く生きて宮の御先途を見はて進らせよ。」と、庭訓を殘しければ、力なく且くの命を延べて、宮の御供にぞ候ひける。落ち行く道の軍、事既に急にして、討死せずば、宮落ち得させ給はじと覺えければ、義隆唯一人蹈み留まつて、追つてかゝる敵の馬の諸膝薙いでは切りすゑ、平頸切つて刎ね落させ、九折なる細道に、五百餘騎の敵を相受けて、半時ばかりぞ支へたる。義隆、節、石の如くなりと云へども、其の身金鐵ならざれば、敵の取巻きて射ける矢に、義隆既に十箇所の疵を被りてけり。死ぬるまでもなほ敵の手にかゝらじとや思ひけん、小竹の一叢ありける中へ走り入つて、腹掻き切つて死にけり。村上父子が敵を防ぎ、討死しける其の間に宮は虎口に死を御遁れ有つて、高野山へぞ落ちさせ給ひける。出羽入道道蘊は、

○千劍破城―河内國南河内郡金剛山の半腹にある。金剛山城とも云ふ。一に千早城に作る。

村上が宮の御眞似をして腹を切りたりつるを、眞實と心えて、その首を取つて京都へ上せ、六波羅の實檢にさらすに、ありもあらぬ者の首なりと申しける間獄門にもかけられずして、九原の苔に埋れにけり。道蘊は吉野の城を攻め落したるは專一の忠戰なれども、大塔宮を討ち漏し奉りぬれば、なほ安からず思ひて、やがて高野へ押し寄せ、大塔に陣を取つて、宮の御在所を尋ね求めけれども一山の衆徒、皆心を合せて宮を隱し奉りければ、數日の粉骨かいもなくて、千劍破城へぞ向ひける。

名和長年の忠烈（太平記）

幾内の軍未だ静かならざるに、又四國西國日を追つて亂れければ、人の心皆薄氷を履んで國の危き事深淵に臨むが如し。抑今斯くの如く天下の亂るゝ事は偏に先帝の宸襟より事起れり。若し逆徒刺し違うて奪ひ取り奉らんとすることもこそあれ、相構へて能く〳〵警固仕るべしと、隱岐判官が方へ下知せられければ、判官近國の地頭御家人を催して日番夜廻り隙もなく、宮門を閉ぢて警固し奉る。閏二月下旬は、佐々木富士名の判官が番にて、中門の警固にて候ひけるが、如何思ひけん、あはれ此の君を取り奉つて、謀叛を起さばやと思ふ心ぞ附きにける。されども申し入るべき便もなくて、案じ煩ひける處に、或夜御前より官女を以て御杯を下されたり。判官之を賜はりて、よき便りなりと思ひければ、潜に彼の官女を以て申し入れけるは、「上様には未だ知召され候はずや、楠兵衞正成金剛山に城を構へて楯籠り候ひし處に、東國勢百萬餘騎にて上洛し、さんぬる二月の初めより攻め戰ひ候と雖も、城は剛うして寄手已に引き色

○太平記卷第七「先帝船上へ臨幸の事」の條下。
○薄氷を履む―詩經の大雅小旦文の篇に「戰々兢々如レ臨二深淵一、如レ履二薄氷一」とあるによる。又次に論語泰伯篇に之を引いてゐる。その朱註に「臨レ淵恐レ墜、履レ氷恐レ陷也」とあるが、その意を得へてゐる。
○隱岐判―官の長子清高を云ふ。梅松論に隱岐の守護とある。
○佐々木宗清―梅松論に隱岐判官とある。
○地頭―源頼朝が諸國の莊園に置いた職名して、兵糧徴發の事を掌つた。
○御家人―いへのこ、と云つて將軍族本つ小祿者を云の。
○三々木―三郡。
○左衞門尉義綱。
○中門―外門と寢殿との中にある門。
○引き色―退却の模樣。
○宮の令旨―大塔の宮の命令の文書。
○上野介―越前守北條實村の子。
○千波―隱岐國知夫郡にある。

になりて候。又備前には伊東大和の二郎、三石と申す處に城を構へて、山陽道を差塞ぎ候。播磨には赤松入道圓心、宮の令旨を賜はつて、攝津國まで攻め上り、兵庫の北摩耶と申す處に陣を取つて候。共勢已に三千餘騎、京を縮め地を略して勢ひ近國に振ひ候なり。四國には河野の一族に、土居二郎、得能彌三郎、御方に參つて旗を擧げ候處に、長門の探題上野介時直、彼に打負けて、行方を知らず落ち行き候ひし後、四國の勢悉く土居得能に屬し候間、既に大船を揃へて、これへ御迎へに參るべしとも聞え候。又先づ京都を攻むべしとも披露す。御聖運開かるべき時已に至りぬとこそ覺えて候へ、義綱が當番の間に忍びやかに御出で候て、千波の湊より御船に召され、出雲伯耆の間、何れの浦へも風に任せて御船を寄せられ、さりぬべからんずる武士を御憑み候て、暫く御待ち候へ。義綱恐れながら攻め進らせん爲に罷り向ふ體にて、やがて御方に參り候べし。」とぞ奏し申しける。官女此の由申し入れければ、主上猶も彼僞りてや申すらんと思召されける間、義綱が志の程を能く〳〵伺ひ御覽ぜられん爲に彼の官女を義綱にぞ下されける。判官は面目身に余りて覺えける上、最愛又甚しかり

○鹽冶判官―近江判官貞清の子高貞。

○三位殿の局―藤原公廉の女、廉子。從の三位にて内待の三位と稱す。皇太子恒良及後村上帝の御生母にあたらせられる。

○六條少將―權中納言有忠の子。

○駕輿丁―御輿を舁く人夫

○十善の天子―前世に十惡なき犯さないその果報によつて現世に帝王の身となつて生れた者の意。即ち至尊を指す。

けれぱ、彌忠烈の志を顯はしける。「さなば汝先づ出雲の國へ越えて同心すべき一族を語らひて御迎へに參れ。」と仰せ下されける程に、義綱則ち出雲へ渡りて鹽冶判官を語らふに、鹽冶如何思ひけん、義綱を追ひ籠め置きて、隱岐の國へ歸さず。主上且くは義綱を御待ちありけるが、余りに事滯りければ、唯運に任せて御出あらんと思召して、或夜の宵の紛れに、三位殿の御局の御產のこと近づきたりとて、御所を御出あるよしにて、主上其の御輿にめされ、六條少將忠顯朝臣ばかりを召具して、潛に御所をぞ御出ありける。此の體にては人の怪しめ申すべき上、駕輿丁も無かりければ、御輿をば停められて、忝くも十善の天子、自ら玉趾を草鞋の塵に汚して、自ら泥土の地を蹈ませ給ひけるこそあさましけれ。比は三月二十三日の事なれば、月待つ程の暗き夜に、そことも知らぬ遠き野の道を、たどりて歩ませ給へば、今は遙かに來ぬらんと思召されたれば、跡なる山は未だ瀧の響きの仄に聞ゆる程なり。若し追懸け參らする事もやあるらんと、恐ろしく思召しければ、一足も前へと御心ばかりは進めども、いつ習はせたまふべき道ならねば、夢路をたどる心地して、唯一所にのみやすらはせ給へば、こは如何せんと思ひ煩ひて、忠顯朝臣、御手を引き御腰を推して、今夜いかにもして、湊の邊までと心を遣り給へども、心身共に疲れ終てゝ、野徑の露に徘徊す。夜いたく更けにければ、里遠からぬ鐘の聲の、月に和して聞えけるを、道しるべに尋ね寄りて、忠顯朝臣或家の門を叩き、「千波湊へは何方へ行くぞ。」と問ひければ、內よりあやしげなる男一人出で向ひて、主上の御有樣を見進らせけるが、心なき田夫野人なれども、何となく痛はしくや思ひ進らせけん。「千波湊へはこれより纔か五十町許り候へども、道南北へ分れて如何樣御迷ひ候ひぬと存じ候らへば、御道しるべ仕り候はん。」と申して、主上を輕々と負ひ進らせ、程なく千波湊へぞ著きにける。爰に時打つ鼓の聲を聞けば、夜は未だ五更の初めなり。此の道の案內者仕りたる男、かひ〳〵しく湊の中を走り廻り、伯耆の國へ漕ぎ戻る商人船のありけるを、とかく語らひて、主上を屋形の內に乘せ進らせ、其後暇申してぞ止まりける。此男誠に凡人にあらざりけるにや、君御一統の御時に、最も忠賞あるべしとて國中を尋ねられけるに、我こそ其れにて候へと申す者遂になかりけり。夜も已に明けければ、船人纜を

○五更―一夜を戊亥子丑寅の五更に分けて五更は卽ちその寅の時にして今の午前四時に當る。

解いて順風に帆を揚げ、湊の外に漕ぎ出す。船頭主上の御有様を見奉りて、凡人にては渡らせ給はじとや思ひけん、屋形の前に畏まつて申しけるは、「かやうの時御船を仕つて候こそ、我等か生涯の面目にて候へ、何處の浦へ寄せよと御諚に隨ひて、御船の梶をば仕り候べし。」と申して、實に他事もなげなる氣色なり。忠顯朝臣これを聞きたまひて、隱しては中々惡しかりぬと思はれければ、此の船頭を近く呼び寄せて、「これ程に推し當てられぬる上は何をか隱す可き、屋形の中に御座あるこそ、日本國の主、忝くも十善の君にていらせ給へ。汝等も定めて聞き及びぬらん、去年より隱岐の判官が館に押籠められて御座ありつるを、忠顯盜み出し進らせなり。出雲伯耆の間に、何處にてもさりぬべからんずる泊りへ、急ぎ御船を著けておろしまゐらせよ。御運開けなば、必ず汝を侍に申し成して、所頭一所の主になすべし」と仰せられければ、船頭實に嬉しげなる氣色にて、取梶面梶取合せて、片帆にかけてぞ馳せたりける。今は海上二三十里も過ぎぬらんと思ふ所に、同じ追風に帆を懸けたる船十艘許り、出雲伯耆を指して馳せ來れり。筑紫船か商人船かと見れば、さもあらで、隱岐の

○所頭―所領地。
○取梶面梶―取梶とは船の軸を左へ向けんとする時の舵の取りやうを云ひ、面梶とはその反對の方向に向けんとする時の舵の取りやうである。
○御座船―主上の坐す御船
○京上藪―京都の公卿衆の義。
○立烏帽子―折烏帽子に對して折らぬを云ふ。

判官清高、主上を追ひ奉る船にてぞありける。船頭これを見て、「斯くては叶ひ候まじ、これに御隱れ候へ。」と申して、主上と忠顯朝臣とを、船底にやどし進らせて、其上に、あひ物とて乾したる魚の入りたる俵を取積みて、水手梶取其の上に立並んで、櫓をぞ押したりける。去る程に、追手の船一艘、御座船に追つ附いて、屋形のなかに乘り移り、こゝかしこ搜しけれども、見出し奉らず、「さては此の船には召さざりけり。若し怪しき船や通りつる。」と問ひければ、船頭、「今夜の子の刻ばかりに、千波湊を出で候ひつる船にこそ、京上藪かと覺しくて冠とやらん著たる人と、立烏帽子著たる人と、二人乘らせ給ひて候ひつる。其の船は今は五六里も先立ち候ひぬらん。」と申しければ、「さては疑ひもなき事なり。早、船をおせ。」とて、帆引き梶を直せば、此船は驀て隔たりぬ。今はかうと心安く覺えて、跡の浪路を顧みれば、又一里許り下り、追手の船百餘艘、御座船を目にかけて、鳥の飛ぶが如くに追ひ懸けたり。船頭之を見て帆の下に櫓を立てて、萬里を一時に渡らんと聲を帆に擧げて推しけれども、時節風たゆみ、潮に向ふて御船更に進まず。水手梶取如何にせんと、あわて騷ぎける

○佛舍利―佛陀の舍利骨の意より轉じて骨のことに云ふ、骨。

○名和長年―初の名は高と云ふ、小太郎行高の子。具平親王十四世の孫。

○心がさある者―心のはたらきのある。

間、主上船底より御出ありて、膚の御守より、佛舍利を一粒取出させたまひて、御疊紙に載せて、波の上にぞ浮けられける。龍神これに納受やしたりけん、海上俄に風變りて、御座船をば東へ吹き送り、追手の船をば西へ吹きもどす。さてこそ主上は虎口の難を御遁れあつて、御船は時の間に、伯耆の國名和湊に著きにけり、六條の少將忠顯朝臣一人先づ船よりおり給ひて、「此の邊には如何なる者か、弓矢取つて人に知られたる」と問はれければ道行く人立ちやすらひて、「此の邊には名和又太郎長年と申す者こそ、其の身さして名ある武士にては候はねども、家富み一族廣うして、心がさある者にて候へ。」とぞ語りける。忠顯朝臣能く〳〵其の仔細を尋ね聞いて、驚て敕使を立てて仰せられけるは、「主上隱岐の判官が館を御逃げあつて、今此の湊に御座あり。長年が武勇かねて上聞に達せし間、御憑みあるべき由を仰せ出さるゝなり。憑まれまゐらせ候べしや否や、速かに敕答申すべし。」とぞ仰せられたりける。名和又太郎は、折節一族共呼び集めて酒飲うで居たりけるが、此の由聞きて案じ煩うたる氣色にて、兎も角も申し得ざりけるを、舍弟小太郎左衞門の尉長重進み出でて申しけるは、「古より今に至るまで、人の望む所は名と利との二つなり。我等忝なくも十善の君に憑まれ進らせて、骸を軍門に曝すとも名を後代に殘さん事、生前の思ひ出、死後の名譽たるべし。唯一筋に思ひ定めさせ給ふより外の儀あるべしとも存じ候はず。」と申しければ、又太郎を始めとして當座に候ひける一族共二十余人皆此の儀に同じてけり。「さらば頓て合戰の用意候べし。定めて追手も跡より懸り候らん。長重は主上の御迎ひに參つて、直ぐに船上山へ入れ進らせん。旁は頓て打立ちて、船上へ御參り候べし。」と云ひ捨てて、鎧一縮して走り出でければ、一族五人腹卷取つて投げ懸け〳〵〳〵、皆高紐しめて、共に御迎ひにぞ參じける。俄の事にて御輿なんどもなかりければ、長重著たる鎧の上に荒薦を卷いて、主上を負ひ進らせ、鳥の飛ぶが如くして船上へ入れ奉る。長年近邊の在家に人を廻し、「思ひ立つ事ありて船上に兵粮を上ぐる事あり。我が倉の內にある所の米穀を、一荷持ちて運びたらん者には、錢五百づゝ取らすべし。」と觸れたりける間、十方より人夫五六千人出で來りて、我劣らじと持ち送る。一日が中に兵粮五千余石運びけり。其の後家中の財寶悉く人民百姓に與へて、

○鎧一縮して―鎧を著て、よく膚身に付くやうに、ひとゆすりするを云ふ。

己が館に火をかけ、其の勢百五十騎にて、船上に馳せ參り、皇居を警固仕る。長年が一族名和七郎と云ひける者、武勇の謀ありければ、白布五百反ありけるを旗にこしらへ、松の葉を燒いて煙にふすべ、近國の武士共の家々の紋を書いて、此處の木の本、彼處の峯にぞ立て置きける。此の旗ども峯の嵐に吹かれて陣々に飜りける樣、山中に大勢充滿したりと見えておびたゞし。

○曾我物語—流布本十二卷の外に、數種の異本がある。内容は本門寺眞字本に日本報恩合戰鬪諍物語と表題がある如く、いたいけな物語のヒーロー一萬箱王が、八幡三郎の矢で非業の最後を遂げた父、河津三郎祐泰の敵工藤祐經を富士野の狩に討取つた苦心を述べた軍記物語である。作者は未詳。その成立年代も祖徠の太平記以前說、伊勢貞丈の南北朝時代說、應永頃の新說があつて定說がない。本抄は梧窓漫筆にある五郎時致の頼朝の前にて辨ぜし言にして、異本曾我「五郎御前へ

曾我五郎時致（曾我物語）

さても仰せを承つて小平次罷り出でて、御厩の下部、總追國光、五郎を預り、既に御厩の柱に縛り付けて、其夜は守り明しける。「大將殿より尋ね聞こしめさるべきことあり、曾我の五郎連れて參れ。」との御使ありければ、小平次繩取にて參りけるを、母方の叔父、伊豆國の住人、小川三郎祐定申しけるは、「如何に小平次、侍ほどの者に繩付けずとも具し參れかし。山賊海賊の輩にあらざれば逃げ失すべきにあらず。事に由り人にこそ由れ、無下に情無し。」と云ひければ五郎聞きて、「誰一言の情を殘す者の無きに御分の芳志の嬉しさよ、さりながら御分、時致に親しき事、皆人知れり。斯樣の身に成りて親類入るべからず。詮無き沙汰して人に聞かれ、方人したりと云はれ給ふな。人の上を善く言ふ者は無きぞとよ。時致は、盜强盜せざれば、千筋の繩は付くとも耻ならず、是れは父の爲めに讀み奉りし法華經の紐よ。」とて、事とも思はざる氣色して、御坪の内へぞ引き入れられける。「其上敵の爲めに捕はるる者時致一人にも限らず、殷

召出され聞こしめし問はるる事」條下である。

湯は夏臺に囚はれ、文王は羑里に囚はる。更に恥辱に有らず。」とて打笑ひてぞ居たりける。哀れと云はぬ者ぞなき。五郎御前に參りければ。君御覽ぜられて「これが曾我の五郎と云ふ者か。」「某がこと候よ。」とて立ち上り、繩取中に引き立てければ、警護の者共、狼籍なりとて引き据えたり。其時相摸國の住人新開荒四郎實光、伊豆の國の住人狩野介宗持、座敷を立つて、「申し上ぐべき事あらば急ぎ申し候へ。」と言ふ。時致聞きて、大の眼を見出して彼等をはたと睨みて「見苦しきぞ人々、御前遠くばさも有りなん、近ければ直に申すべし。然樣なれば問はれて申す白狀に似たり、問はるるに由つて申すまじきことを申すにあらず、面面骨折りに退き候へ。」とて、あざ笑ひてぞ居たりける。君聞こしめされ、「神妙に申したり、おのおの退き候へ、賴朝直に聞くべし。」と仰せ下されけり。然て五郎居直り、顏振り上げて高らかに申しけるは、「兄にて候十郎が最後に申し置きて候、我等が父を祐經に討たせ候ひしより以來、年月狙ひし心の中如何ばかりとか思しめされ候。其れに付き候ひては、一年君御上洛の時、酒匂の宿より附き奉り、祐經が御供して候ひしを、泊泊に徘徊し、便宜を窺ひ候ひしかども、協はで京に上り、四條の町にて鐵よき太刀を買ひ取り、昨夕の夜半に御前にて本意を遂げ候ひぬ。今は何をか思ひ殘して、命惜しく候べき。御恩には今一時も、疾く顏を刎ねられ候へ。」とぞ申しける。彼は京へは上らざりしかども、箱根の別當に契約せし故、太刀の出所をも隱し、又は別當の罪科もやと思ひて、斯樣にぞ申したりける。君聞しめされ「此太刀の出所隱さん爲にこそ申すらん、更に別當の咎にあらず。先祖重代の太刀・箱根の御山に籠めし由かぬてより傳へ聞く。如何にもして取り出さばやと思ひしを、神物に成る間、力及ばざりつるに、只今賴朝が手に渡る事、偏に正八幡大菩薩の御計と覺えたり。斯樣の事なくては如何にして取り出して再び主に成るべき。」とて、自ら御頂戴ありて、錦の袋に入れ深く納め給ふ。御重寶の其一つなり。代々に傳はりけるとかや。やや有りて、君仰せられけるは、「此事曾我の父母に知らせけるか。」五郎承つて、「日本の大將軍の仰せとも存じ候はぬものかな、當代ならず、何れの世にか、繼子が惡事企てんとて暇乞ひ候はんに、神妙なり、急ぎ僻事して、我惑ひ者に成せとて喜ぶ父や候べき。又母の慈悲は山野の獸類、江河の魚鱗までも、

子を思ふ心ざしの深きことは、父には母勝れたりとこそ申し候へ。況や人界に生を受けて、二十歳餘りの子供が、命死なんとて母に知らせ候はんに、急ぎ死にて物思はせよとて、喜び出し立つる母や候べき。御景迹。」とぞ申しける。然て「親しき者どもには如何に。」「身貧にして、世に在る人々に斯くと申し候はんは、唯手を捧げて是れを縛らせ、首を延べて是れを斬れとこそ申し候はんずれ、誰かは頼まれ候べき。疎かなる御諚かな。」とぞ申しける。君げにもとや思しめしけん、「父母親類に至る迄も仔細なし。又祐經は、伊豆より鎌倉へ繁く通ひしに、道にて狙はざりつるか。」「然ん候、此四五年の間、足柄、箱根、湯本、國府津、酒匂、大磯、小磯、砥上が原、もろこし、相摸川、懐島、八的が原、腰越、稲村、由井の濱、深澤邊に徘徊し、野路、山路、宿宿、泊泊にて狙ひしかども、敵の連るる時は四五十騎、連れざる時も二三十騎、我々は連るる時は兄弟二人、連れざる時は唯一人、思ひながらも空しく今まで延び候ひぬ。」又「祐經は敵なれば限りあり、何とて頼朝がそぞろなる侍共をば多く斬りけるぞ。」「それこそ理にて候へ、御所中に參りて斯かる狼籍を仕つる程にては、千

萬騎にて候とも、餘さじと存ずる所に、小賢しく、敵は何處に在るぞと尋ね候間、公には忠を盡し、忠には命を捨つる習ひ神妙に存じて、是れにありと申す聲に驚きて、足の立處も知らず逃げのびし間、罪造りと存じて追うに斬り殺すに及ばず、たたかふ計りの側太刀、形の如く當てたる迄にて候、表傷は餘も候はじ、只今召出して御覽候へ。」と申しければ、やがて御使して聞食されけるに申す如く表傷は無かりけり　面目なうぞ聞えける。又「王藤内を何とて討ちけるぞ。」「恐れ入つて候へども、年比の傍輩の討たれ候を、見捨てて逃ぐる不覺人や候べき、誠に健氣に振舞ひ候ひにるものをや。人富みて故郷に歸らざるは、錦を著て夜行くが如しと云ふ古き言をや知りたりけん、所領安堵の印、本國に下りしが、祐經に暇乞とて道より歸りての討死、不便なり。」とぞ申しける。此言葉に由り、「神妙なり、これも頼朝が先途に立ちけるよ。」とて、「本領子孫に於て子細無し。」と重ねて御判下されけり。是れも兄の十郎が屋形を出し時、王藤内が妻子然こそ歎かざらん、無慙なりしと云ひし言葉の末にぞ申しける。偏に時致が情に由つて所領安堵す、有難しとぞ感じける。稍ありて、「頼朝をも敵と

思ひけるか。」と御尋ねありければ、五郎承つて、「然ん候、身に思ひの候ひし時は木も萱も恐しく、命も惜しく存じ候ひしが、敵討つての後は、如何な天魔疫神なりともと存じ候。まして其外は活きたる者とも思ひ候はず。然れば千萬人の侍よりも、君一人をこそ思ひ掛け奉りしかども、御果報めでたき御事に渡らせ給へば、御運に壓されて、斯様に罷り成りて候。」と申したりければ、君聞食されて、「敵討つての後、身を輕く思ふは道理なり、頼朝をば何とて敵と思ひけるぞ。」「自業自得果とは存じ候へども、伊東入道が謀叛に由り、我等が本領永く絶えぬ、先祖の敵にては渡らせ給はずや。又は閻魔王の前にて、日本の大將軍鎌倉殿を手に掛け奉りぬと申さば、一つの罪や赦さるべきと、隨分窺ひ申しつれども、」と申す。「然て五郎丸には如何にして抱かれけるぞ。」「それは彼の童を女と見成し、何事か候はんと存じて、不慮に捕られ候、斯様なるべしと存ずるものならば、唯一太刀の勝負にて候はんずるものをとて、後悔益無し、これ偏に宿根盡きぬる故なり。げにや羅網の鳥は高く飛ばざるを恨み、呑鈎の魚は飢を忍ばざるを歎くとは、ようらんの言なるをやと、今こそ思ひ知られたり。君の

御佩刀の鐵の程をも見奉り、時致が腐り太刀の及の程をも試し給はんものを」と言葉を放ちてぞ申しける。君聞食されて、「猛將勇士も運の盡きぬる上は」と仰せられ、雙眼より御涙を流させ給ひて、「これ聞き候へ人人、日比は思はぬことなれども、只今頼朝に捕はれて、當座の構への言葉なり、協はぬ迄も遁れんとこそ云ふべきに、露程も命も惜まぬ者かな、世に在りなば思ひ止まることも有りぬべし、餘の侍千萬人よりも、斯様の者をこそ一人なりとも召し使ひたけれ。無慙の者の心やな、惜しき武士かな。」とて、御袖を顔にあし當てさせ給ひければ、御前祇候の侍共、心あるも無きも、皆涙流さぬは無かりけり。稍ありて君御涙をおさへさせ給ひて、然て十郎が振舞を聞食すに、「何れを分きて云ひ難し、誠に討たれたるやらん、」と仰せらけれければ、「新田に御尋ね候へ、黒鞘巻に赤銅作の太刀、村千鳥の直垂ならば、誠にて候」と申す。然らば實檢あるべしとて、新田の四郎を召されければ、黒鞘巻に赤銅作の折太刀、村千鳥の直垂に頸を包みて童に持たせ、五郎が弓手の方を間近く、頸を見せてぞ通りける。五郎今までは思ふことなく高言して在りけるが、兄が頸を一目見て、膽魂を失ひ、

涙に咽ぶ有様は、盛りなる朝顔の、日影に萎るる如くにて、無惨と云ふも餘りあり。稍ありて申しけるは、「美ましくも先き立ち給ふものかな、同じ兄弟と申しながら、幼少より親の敵に心ざし深くて、一所とこそ契りしに、祐成は昨夜夜半に討たれ給ふに、時致は心ならず、今まで長らふることの無念さよ。誰か此世に長らへて候べき、死出の山にて待ち給へ、やがて追ひ付き奉り、三途の川をば手に手を取り組み渡り、閻魔王宮へは諸共に。」と、云ひも果てず涙に咽びけり。袖にて顔をも押へたれども、高手小手に縛められければ、右手へ俯き、左手へ俯ぶき、猶しも溢るる涙をば、膝に顔を持たせつつ、唯さめざめとぞ泣き居たれ。和田、畠山を始めとして、皆袖をぞ濡らされける。斯かる所に十郎が佩きし太刀を御侍に取り渡し、「善きぞ惡しきぞ。」と申し合ひけり。中にも昨夜追つ立てられて、小柴垣を破りて逃げたりし新開の荒四郎實光、進み出でて申しけるは、曾我の者共は、敵討つて高名は爲たれども、太刀こそ惡き太刀を持ちたれ、是程のえせ太刀を持ちて、君の御前にて斯かる大軍しける不思議さよ。」と云ひければ、時致聞きて、眼を見出だし、荒四郎をはたと睨んで、「吾

殿は何處を見て其れをえせ太刀とは申すぞ、只今御前にて申して無用の事なれども、男の惡き太刀持ちたるは恥なる間申すなり。其れこそや、殿善く聞け、平家に聞えし新中納言の太刀よ。屋島の合戰に如何し給ひけん、船中に取り忘れ給ひしを、曾我の太郎取つて、九郎判官へ參らせしを、義經、神妙なり、然りながら、御分高名して取りたる太刀なり。奥州丸と云ふ太刀これなりよ。それに就きては思ひの儘に敵を討ち取りぬ。兄弟し斬り留むる者、一二百人こそ有るらん、是程堪へたる太刀を、如何でえせ太刀なるべき。」實光猶も留らで、「既に太刀折れぬる上は。」と云ひければ、五郎からからと打笑ひ、「人の太刀惡しと云ふ人、定めて善き太刀は持ちぬらん、但し、あのえせ太刀に追はれて、小柴垣破りて逃げしは如何に。御分の善き太刀も心にくからず。」と云ひければ、聞く人皆汗を流さぬはなかりけり。實光なまじひなることを云ひ出し、赤面してぞ立ちにける。これや三思一言思慮あるべきにやとぞ申しける。

ここに祐經が嫡子犬房とて、九つになりける童あり。御前去らぬ切り者にてぞありける、傍にて父が事をよくよく聞き、さめざめと泣き居たりしが、思ひやかねけん、走り掛かり、五郎が顔を二つ三つ扇にてぞ打ちける。時致思笑ひ「汝は祐經が嫡子犬房な、其年の程にて善くこそ思ひ寄りたれ。打てや、打てや、打つべし、打つべし、犬房よ。我我も幼少にして汝が親に父を打たせぬ、年比の思ひ如何ばかりぞや、今更思ひ知られたり。まことに古りにし事を思へば、打つ杖は痛まずして、弱る親の力を歎きし心ざし、五郎が今に知られたり。」打たるるをば痛まずして、主が心を思ひ遣る五郎が心ぞ哀れなる。「珍しからぬ事なれども、果報ほど勝劣あるものは無し。我我祐經を思ひ掛けて、此二十餘年の春秋を送りしに、汝はいみじき生れ性かな、昨夜打ちたる親の敵を、只今心のままに討つことの羨ましさよ。それに付きても前生の宿業こそ拙けれ、現在の果を見て未來を知ることなれば、來世また如何ならん、南無阿彌陀佛」とぞ申しける。犬房は猶も打たんと寄りけるを、「如何にや、退き候へ。」と、繩取り退き候へ。」と、繩取りの者共云ひけれども退かざりけり。御寮御覽ぜられて、「犬房退き候へ、猶物問

はん。」と仰せられければ、其時退きけり。是れや禽鳥百を數ふると云へども一鶴に如かず、數星相連ると云へども一月に如かず、君の御詞一つにてぞ退きにける。

然て其後君仰せられけるは、「汝が申す所一一に聞き開きぬ、然れば死罪を宥めて召使ふべけれども、傍輩これを嫉み、自今以後狼籍絶ゆべからず。其上祐經が親類多ければ、其意趣遁れ難し。然れば向後の爲に汝を誅すべし、怨みを殘すべからず。母が事をぞ思ひ置くらん、不便に當るべし、心安く思ひ候へ。」とて、御硯召寄せ、曾我の別所二百餘町を、彼等兄弟が追善の爲に、賴朝一期、母一期と、自筆に御判を下され、五郎に戴かせ、母が方へぞ送られける。げに心の猛く情の深きこと人に勝るるに由り、屍の上の御恩有難しと皆人感じける。これや文選の言に、晉の文王は其仇を親みて諸侯をさとり、齊の桓公は其仇を用ひて天下を正すとは、今の御代に知られたり。五郎委しく承りて、「首を召されんに於ては遁るる所なし、暫しも長らへ申さんこと深き愁と存ずべし。

母が事は辱なく仰せ下され候へども、故郷を出でし日より一筋に思ひ切り候ひぬ。御恩に一時も疾く首を召され候へ。兄が遅しと待ち候べし。急ぎ追ひ付き候はん。」と進みければ、力無く、御厩の小平次に仰せつけられ斬らるべかりしを、犬房が「親の敵に候」とて、ひらに申し受けば渡されにけり。口惜しかりし次第なり。祐經が弟に伊豆次郎祐兼と云ふ者あり。五郎を請け取りて出でにけり。時致東西を見渡し、「某が姿を見ん人人は、如何に迂禹がましく思ふらん。然りながら親の爲に棄つる命、天神地祇も納受し給ふべし。附けたる繩は孝行の善の綱ぞ、おのおの寄つて手を掛け結緣し給へ。」と申しければ、げにもと云はぬ人ぞなき。其後五郎をば、はますかに連れて、松が崎と云ふ處の岩間に引き居ゑ斬らんとす。時致見返り申しけるは、「構へて善く斬り候へ、人もこそ見るに、惡しく斬り候ば、惡靈となりて七代まで取るべし。」と言ひければ、祐兼聞きて、實に斬り損じなば如何なる惡靈にも成るべしと思ひしより、膝振ひ太刀の打處も覺えざりける所に、筑紫のなかだと申しけるは、御家人訴訟の事ありて左衞門尉に付きけるが、訴訟恊ふべき比祐經打たれければ、是等が所業と

や思ひけん、わざと太刀にては斬らで苦痛をさせん爲に、鈍き刀にて掻き首にこそ爲たりけれ。然したる親類智音に有らざる者も、別れを惜み名殘を悲しまずと云ふ事無し。然るに勇士の至つて猛きは、敵を破り利きを碎き、軍の先を駈くる故に、敵の爲に囚はるると云へども、藝を感じ、身を助け、情を掛くるは先規なり。傳へ聞く、紀信が軍車に乘りしも、武威を感じ、楚王、將になさんと云ひしかども、自ら死を望み、沛公軍を破り、片時も生きんことを悲みて、戰場の石に腦を碎きて失せにき。因つて勇士敵の爲に命を暫くも全くせざるは古今の例なり。然れば五郎も宵にや失せんと思ひしが、夜明けて死ぬること、矢立の杉の一二の枝の謂なり。

忠烈文選 下

小袖曾我

作者不詳

○小袖曾我の作者は明らかなれど、曾我物語に基き、我が十郎が父の仇討に出立せんとして、勘當を母に許されしに、同道を母の寓したる一節なり。脚色するものに、孝行の慈愛と相待つて感激禁ずる能はざらしむる、室町時代初期の作なるべしといふ。

○シテ―曾我十郎祐成
ツレ―曾我五郎時致
ツレ―團三郎―從者
ツレ―鬼王丸―十郎
ツレ―母
場所　伊豆

次第「命をしかの隱里、〳〵、富士の裾野を狩らうよ。

シテ詞「是は曾我の十郎祐成にて候。さても賴朝富士の御狩に御出で候ふあひだ、我等も罷り出で候。また是なる時致は、母にて候ふ者の勘當にて候ふ程に、申し直し連れて御狩に罷り出でばやと存じ候。時しもころは建久四年、五月半の富士の雪、五月雨雲に降り交ぜて、鹿の子まだらや村山の、裾野の鹿の星月夜、鎌倉殿の御狩の御遊、げにたぐひなき御事かな。

シテ「東八箇國の兵ども、皆御供に參るなれば、

四人「定めて敵の祐經も御供申さぬ事あらじ、たとひ討つまでの、事は夏野の鹿

○鹿の子まだら―鹿の毛色にある班の如く茶褐色の疎に白き點あるを云ふ。
○鎌倉殿―賴朝を云ふ。
○東八箇國―關東八ヶ國を云ふ。
○祐經―工藤祐經にて、十郎五郎兄弟の父を殺したる者。
○矢頃―矢を放つによき距離を云ふ。
○大方殿―大奥樣。
○な申しそ―申すな。勿れ。

なりとも、ねらひて見ばやと大丈夫の、狩人にまぎれ打ち出づる。

歌「人知れぬ大内山の山もりも、木がくれて、それとは見えじ梓弓、〳〵、矢頃にならば鹿よりも、祐經を射とどめて、名を富士の嶺に揚げばやと、思ひ立ちぬる狩衣、たとへば君の御咎め、よしそれとても數ならぬ、身にはなか〳〵恐れなし。〳〵。

シテ詞「是に暫く御待ち候へ。某まゐりて案内を申さうずるにて候。如何に案内申し候。

狂言「誰にて御座候ふぞ。や、祐成の御參りにて候。

シテ「さん候、某が參りたる由申し候へ。

狂言「畏つて候。大方殿よりの御詞には、祐成の御參りならば申せ、時致の御參りならばな申しそと仰せ出だされて候。

シテ「誰某がまゐりたると申し候へ。

狂言「いかに申し上げ候。祐成の御參りにて候。

母詞「此方へと申し候へ。あら珍しや十郎殿、いづくへの序ぞや、母がために態

とはよも。

シテ「さん候。久しく參らず候ふ程に向顔のため、又は富士の御狩と申し候ふ程に。

母「さればこそ思ひし事よ君がため、御狩に出づる序ぞや。

シテ「いつしか親子の御戯れ、珍し顔に羨ましやと。

時致「思ひながらも時致は、不孝の身なれば物の隙より、

地「高間の山の峰の雲、よそにのみ見てや止みなん、同じ子に、同じはゝその
もり乳母、〳〵、隔なくこそ育てしに、さも引きかへて祐成には、いろ〳〵
の御もてなし、御祝言の御盃、たとへば時致は、後に生れしばかりなり。正
しく同じ子の身にて、御おぼえあし垣の、隔あるこそ悲しけれ。

シテ詞「日本一の御機嫌にて候。あれへ御參りあつて、春日の局をもつて申され
候へ。

時致詞「某が事は御機嫌いかゞはかりがたく候ふあひだ、先々まゐり候ふまじ。

シテ「誰某に御まかせあつて、急いで御參り候へ。

○日本一の—最上の。

時致「如何に春日の局、時致が參りたる由それ〳〵申し候へ。いつしか守乳母まで、心變りし春日野の、飛火の野守、出でゝだに見候はぬぞや。

詞「時致が參りたる由それ〳〵申し候へ。

母詞「あら不思議や、祐成は只今來りぬ。九上の禪師は寺にあり。それならで子はなきに、時致といふは誰ぞや。今思ひ出だしたり、箱根の寺に有りし箱王と云ひしえせ者か。それならば母が出家になれと申しゝを聞かざりしほどに勘當せしに、押して是まで來れるは、猶かさねての勘當とや。伊豆箱根富士權現も御覽ぜよ、なほ此後も勘當と、

時致「御誓言に鄙遣戸を、

地「立て添へられて茫然と、やるかたもなき此身かな。うたてやせめて今一目、御簾凡帳も下りたり、あら情なの御事や。

シテ「祐成は、かくとも知らで時致が、時移りたる事よきかと、中門を見やりつゝ、早こなたへと招けば、

時致「招かれて山のかせき、

○九上の禪師—十郎五郎の兄弟にて越後國九上に出家してゐる人。

○鄙遣戸—部は格子の間を板張りとしたるもの。遣戸は引き戸のこと。

○事よきかと—首尾はよいかと。

地「泣く〳〵來りたり。打たれても親の杖、なつかしければ去りやらず。〳〵。

シテ詞「さて御機嫌は何と御座候ふぞ。

時致詞「以ての外の御機嫌にて、猶かさねての御勘當と仰せ出されて候。

母詞「如何に誰かある。

狂言詞「御前に候。

母「時致が事を申さば、祐成ともに勘當と申し候へ。

狂言「畏つて候。いかに申し候。時致の御事を御申しあらば、祐成ともに御勘當と仰せ出たされて候。

シテ詞「まづ畏つたると申し候へ。某存ずる仔細の候ふあひだ、此たびは同心にて申さうずるにて候。

時致詞「いや〳〵某はまゐり候ふまじ。

シテ「唯御參り候へ。我等が親の敵の事、世に隱れなく候ふところに、餘りに便りなく候ふあひだ、時致がことを申し直し、連れて御狩に出づべき所に、時致が事をまをさば、祐成共に御勘當と候ふや。よく〳〵これを案じ見るに、總じて祐成をも誠は思ひ給はぬぞや。

地「たとひ時致出家の暇を申すとも、兄祐成に郎等もなし、しかも身に思ひあり、おのれらさへに見捨つるかと、却つて御叱り候ひてこそ、慈悲の母とも申すべけれ。

シテ「それに時致を法師にならぬとの御勘當、たとひ仰に從ひ、出家仕り候ふとも、

地「我等が事は世に隱れなし。あれ見よ河津が子供こそ、敵を遁れんとの出家、正しく弘法のためならずと、同宿も思ひ賤しまば、心も染まぬ墨衣の、浦島が子の箱根寺にて、明暮くやしと思ふならば、中々俗には劣るべし。

クセ「時致は、箱根に有りししるしに、法華經一部讀み覺え、常は讀誦し母上の、現世安穩、後世善所と祈念する、又は毎日に、六萬返の念佛、父河津殿に廻向する、かほどに他念なき身を、此三年不孝蒙る、恩顏を拜せねば、御戀しさも一つ、又は狩場への門出、御暇こひしさ、一方ならぬ望みなり。大かた治まる御代なれども、狩場や漁に、不慮の爭ひある物を、

○河津が子―父河津三郎の子。

シテ「其上我等は、狩場において例悪しし。

地「昔を思ひ伊豆の奥の、赤澤山のかりくらにて、父も失せさせ給はずや。今とても、狩場とあらばなどしも。御心にも懸けざると、恨み顔にも兄弟は、泣く泣く立つて出でければ、

母「母は聲をあげ、あれ留め給へ人々よ。

地「不孝をも勘當をも、ゆるすぞ〳〵時致とて、泣く〳〵出でさせ給へば、

兄弟二人「兄弟は嬉し泣きに、伏しまろべばや、

地「見る人も思ひやりて、泣き居たりや。

母詞「祐成申すによつて、時致が勘當ゆるすにてあるぞ、近うきたりて、狩場への門出いはひて御入り候へ。

シテ詞「如何に時致近う參りて、この年月の御物語り申し候へ、さるにても

地「此ほど時致が、盡す心に引き替へて、いまはいつしか思子の、母の情有難や。あまりのうれしさに、祐成御酌に立ちてとり〳〵、時致と共に祝言の、

兄弟二人「たかき名を、雲井にあげてふじの根の、

地「雪をめぐらす舞のかざし、

地「舞のかざしの其ひまに〳〵、兄弟目をひき、これやかぎりの親子のちぎりと、思へば涙もつきせぬ名殘、牡鹿の狩場に遲參やあらんと、暇申してかへる山の、ふじ野の御狩の折をえて、年來のかたき、本望をとげんと、たがひに思ふ嗔恚のほのほ、胸のけぶりを富士おろしに、晴らして月を清見が關に、終にはその名を留めなば兄弟、親孝行のためしにならんうれしさよ。

〇清見ケ關―駿河の國にあつて月を清くかけたのである。

鉢ノ木

清次作

○鉢の木は落ちぶれる武士佐野常世が武士の精神を失はずして、鎌倉時頼北條時頼の執權時に見出せらるゝことを脚色して武士の最も的神髓ともいふべき人の前に其の技藝を演じたるものである。

○シテ（前後）―佐野常世　ツレ―同妻　前ワキ―旅僧　後ワキ―最明寺入道　ツレ―近臣　狂言―同從者　前後場所―上野鎌倉

○板鼻―筏の云へる板鼻は安中の次の宿。

○佐野の渡り―佐野邊りにて佐野村は群馬縣にあり。

○細布衣陸奥の―陸奥鹿角郡古澤村に希婦（ケフ）の里と産すること古歌に見えたるよりかけしなり。

ワキ次第「行方さだめぬ道なれば〳〵、來し方も何くならまし」

詞「是は一處不住の沙門にて候。我此ほどは信濃の國に候ひしが、餘りに雪深くなり候ふほどに、まづ此度は鎌倉に上り、春になり修行に出でばやと思ひ候」

道行「信濃なる淺間の嶽に立つ煙〳〵、遠近人の袖寒く、吹くや嵐の大井山、捨つる身になき友の里、今ど浮世を離坂、墨の衣の碓氷川、下す筏の板鼻や、佐野の渡に着きにけり〳〵」

ワキ詞「急ぎ候ほどに、上野の國佐野のわたりに着きて候。あら笑止や又雪の降り來りて候。此處に宿を借らばやと思ひ候。いかに此屋の内へ案内申し候。」

ツレ「誰にてわたり候ふぞ。」

ワキ「是は修行者にて候、一夜の宿を御かし候へ」

ツレ「安き御事にて候へども、主の御留守にて候ふほどに、御宿は叶ひ候ふまじ」

ワキ「さらば御歸りまで是に待ち申さうずるにて候」

ツレ「それはともかくもにて候、わらはは外面へ出でむかひ、此由を申さばやと思ひ候」

シテ「あゝ降つたる雪かな、如何に世にある人の面白う候ふらん、それ雪は鵝毛に似て飛んで散亂し、人は鶴氅を着て立つて徘徊すと言へり、されば今ふる雪も、もと見し雪にかはらねども、我は鶴氅を着て立つて徘徊すべき」

袂も朽ちて袖せばき、細布衣陸奥の、けふの寒さを如何にせん、あら面白からずの雪の日やな。あら思ひよらずや。此大雪に何とて是にたゝずみて御入り候ふぞ。

ツレ「さん候修行者の御入り候ふが、一夜の御宿と仰せ候ふほどに、御留守の由申して候へば、御歸りまで御待ちあらうずるよし仰せ候ふほどに、是まで參りて候」

シテ「さてその修行者はいづくに渡り候ふぞ」

ツレ「あれに御入り候」

ワキ「我等が事にて候。いまだ日は高く候へども、餘りの大雪にて前後を忘じて候ふほどに、一夜の宿を御かし候へ」

シテ「やすき程の御事にて候へども、餘に見苦しく候ふほどに、御宿は叶ひ候ふまじ」

ワキ「いや〳〵見苦しきは苦しからぬ事にて候、ひらに一夜を御かし候へ」

シテ「留め申したくは候へども、我等夫婦さへ住みかねたる體にて候ふほどに、中々御宿は思ひもよらぬ事にて候、是より十八町あなたに、山本の里とてよき泊の候、日も暮れぬさきに一足もはやく御出で候へ」

ワキ「さてはしかと御借しあるまじいにて候ふか」

シテ「御痛はしくは存じ候へども、御宿は參らせがたう候」

ワキ「あら曲もなや、よしなき人を待ち申して候ふ物かな」

ツレ「あさましや我等かやうに衰ふるも、前世の戒行つたなき故なり、せめては

○曲もなや―面白くもなき
○よしなき―無益の人。

かやうの人に値遇申してこそ、後の世の便ともなるべけれ、然るべくは御宿を參らせ給ひ候へ」

シテ詞「さやうに思召候はば、何とて以前には承り候はぬぞ、いや〳〵此大雪に遠くは御出候ふまじ、某追附き留め申し候ふべし。なう〳〵旅人御宿參らせうなう。餘りの大雪に申す事も聞えぬげに候、痛はしの御有様やな。もと降る雪に道を忘れ、今ふる雪に行方を失ひ、一所にたゝずみて、袖なる雪を打ち拂ひ打ち拂ひし給ふ氣色、古歌の心に似たるぞや。駒とめて袖うちはらふ陰もなし、佐野の渡りの雪の夕暮。かやうによみしは大和路や、三輪が崎なる佐野のわたり」

地「是は東路の、佐野の渡りの雪の暮に、迷ひつかれ給はんより、見ぐるしく候へど、一夜は泊り給へや」

歌「げに是も旅の宿、〳〵、假初ながら値遇の縁、一樹の陰のやどりも、此世ならぬ契なり。それは雨の木陰、是は雪の軒ふりて、憂き寢ながらの草枕、夢より霜や結ぶらん。夢より霜やむすぶらん」

○三輪か崎―大和國三輪山の出張りし處
○草枕―旅寢

シテ詞「いかに申し候。お宿は申して候へども、何にても候へ參らせうずる物もなく候ふはいかに」

ツレ「折節これに粟の飯の候ふほどに、苦しからずは參らせられ候へ」

シテ「さらば其由申し候ふべし。いかに申し候。御宿をば參らせて候へども、何にても參らせうずる物もなく候、折節これに粟の飯のあるよし申し候、苦しからずば聞し召され候へ」

ツレ「心得申し候」

シテ「總じて此粟と申す物は、古へ世にありし時は、歌に讀み詩に作りたるをこそ承りて候ふに、今は此粟をもつて身命を繼ぎ候。げにや、盧生が見し榮花の夢は五十年、其邯鄲の假枕、一炊の夢のさめしも、粟飯かしく程ぞかし、あはれやげに我も打ちも寢て、夢にも昔を見るならば、慰む事もあるべきに、なう御覽ぜよかほどまで」

地「住みうかれたる故郷の、松風さむき夜もすがら、寢られねば夢も見ず、何思出のあるべき」

シテ詞「夜の更くるについて次第に寒くなり候、何をがな火に焚いてあて參らせ候ふべき、や、思ひ出だしたる事の候。鉢の木を持ちて候、是を切り火に焚いてあて申し候べし」

ワキ「げに〳〵鉢の木の候ふよ」

シテ「さん候某世にありし時は、鉢の木に好き數多木を集め持ちて候ひしを、かやうの體に罷りなり、いや〳〵木ずきも無用と存じ、皆人に參らせて候ふさりながら、今も梅櫻松を持ちて候。あの雪もちだる木にて候、某が秘藏にて候へども、今夜のおもてなしに、是を火に焚きあて申さうずるにて候。」

ワキ「いや〳〵是は思ひもよらぬ事にて候。御心ざしはありがたう候へども、自然又お事世に出で給はん時の御慰にて候ふ間、中々思ひもよらず候」

シテ「いやとても此身は埋木の、花咲く世に逢はん事は、今此身にてあひ難し」

ツレ「唯いたづらなる鉢の木を、御身の爲に焚くならば」

シテ「是ぞ誠に難行の、法の薪と思し召せ」

ツレ「しかも此程雪ふりて」

シテ「仙人に仕へし雪山の薪」

ツレ「かくこそあらめ」

シテ「我も身を」

地「捨人の爲の鉢の木、切るとてもよしや惜からじと、雪打ち拂ひて見れば面白やいかにせん、先冬木より咲きそむる、窓の梅の北面は、雪封じて寒きにも、異木よりまづ先だてば、梅を切りや初むべき、見じといふ、人こそうけれ山里の、折りかけ垣の梅をだに、情なしとをしみしに、今更薪になすべしと、かねて思ひきや、櫻を見れば春ごとに、花すこし遲ければ、此木やわぶると心をつくし育てしに、今は我のみわびて住む、家櫻きりくべて、耕櫻になすぞ悲しき」

シテ「さて松はさしもげに」

地「枝をため葉をすかして、かゝりあれと植ゑ置きし、其かひ今は嵐吹く、松

○異本―他の木

はもとより煙にて、薪となるもことわりや、切りくべて今ぞ御垣守、衞士の焚く火はお爲なり、よくよりてあたり給へや」

ワキ詞「近頃よき火にあたり寒さを忘れて候」

シテ「御出でにより我等も火にあたりて候」

ワキ「いかに申し候、主の御名字をば、何と申し候ふぞ承りたく候」

シテ「いや某は名字もなき者にて候、自然の時の爲にて候、なにの苦しう候ふべき、御名字を承り候ふべし」

ワキ「何と仰せ候ふとも、唯人とは見え給はず候、自然の時の爲にて候、なにの苦しう候ふべき。是こそ佐野の源左衞門の尉常世がなれる果にて候」

シテ「此上は何をか包み候ふべき。是こそ佐野の源左衞門の尉常世がなれる果にて候」

ワキ「それは何とてかやうの散々の體には御なりさふらふぞ」

シテ「其事にて候。一族どもに押領せられて、かやうの身となりて候。」

ワキ「なうそれは何とて鎌倉へ御上り候ひて、其御沙汰は候はぬぞ」

シテ「運の盡くる所か、最明寺殿さへ修行に御出で候ふ上は候、かやうにおちぶ